

審査申立書

平成27年（2015年）4月30日

東京検察審査会 御中

申立人代理人

（資格）委任

（住居）〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日比谷ビル16階
さくら共同法律事務所

（電話）03-5511-4402

（氏名）弁護士 河合 弘之

（資格）委任

（住居）〒112-0012

東京都文京区大塚5-6-15 ワイビル401

保田法律事務所

（電話）03-5978-3704

（氏名）弁護士 保田 行雄

（資格）委任

（住居）〒160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

（電話）03-3341-3133

（氏名）弁護士 海渡 雄一

申立人

(資格) 告訴・告発人

(職業) 無職

(氏名) 武藤類子

その他の申立人は別紙のとおり

罪名 業務上過失致死傷

不起訴年月日 平成27年4月3日

[処分通知書東地公安平成27年第10801号]

不起訴処分をした検察官 東京地方検察庁検察官検事 古宮久枝

被疑者 別紙被疑者目録のとおり

被疑事実の要旨 別紙のとおり

不起訴処分を不当とする理由 別紙のとおり

(別紙)

被疑事実の要旨

第1 はじめに

福島第一原子力発電所の事故に関して、別紙被疑者目録1ないし5の被疑者を業務上過失致死傷罪の被疑事実に基づいて、起訴するように申し立てる。

第2 罪となるべき事実

被疑者酒井俊朗，同高尾誠らは，東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の津波対策の検討実施に当たっていた者であり，被疑者森山善範は平成20－21年（2008－2009年）当時，経産省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）原子力発電安全審査課長，ついで保安院審議官，同名倉繁樹は保安院原子力発電安全審査課審査官，同野口哲男は保安院原子力発電安全審査課長の立場にあった者であり，別件被疑者武藤，武黒，勝俣らと共同して，福島第一原発の運転停止又は設備改善等による安全対策を講じて，大規模地震に起因する巨大津波によって福島第一原発において非常用電源の冠水などに起因する炉心損傷等の重大事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り，必要な安全対策を講じないまま漫然と東京電力関係者らは福島第一原発の運転を継続し，また保安院関係者は運転の継続を認めた過失により，東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及びこれに伴う津波により，福島第一原発において炉心損傷等の重大事故が発生させ，水素ガス爆発等により一部の原子炉建屋・格納容器を損壊させ，福島第一原発から大量の放射性物質を排出させて，多数の住民を被ばくさせ，甲状腺がんの大規模な発症を招くとともに，現場作業員らに傷害を負わせ，さらに周辺病院から避難した入院患者

らを死亡させ、多くの住民に災害関連死とされる自死、病死などの被害を生じさせたものである。

第3 被疑者らの地位・職務と役割

東京電力は、福島第一原発（原子力発電所6基）、福島第二原子力発電所（原子力発電所4基、以下「福島第二原発」という）及び柏崎・刈羽原子力発電所（原子力発電所7基、以下「柏崎・刈羽原発」という）などの原子力発電所（以下「原発」という）などを経営する世界で最大級の電気事業を行う株式会社である。

被疑者酒井俊朗と高尾誠は、本件事故当時東京電力取締役会長であった別件被疑者勝俣恒久、前・取締役副社長原子力・立地本部長であった同武藤栄、同社元・取締役副社長原子力・立地本部長であった被疑者武黒一郎、福島第一原子力発電所所長であった故吉田昌郎（2013年7月9日死亡）らのもとで、東京電力の福島第一原発の津波対策の検討実施に当たっていた者である。

被疑者森山善範は、平成20年から平成21年（2008年－2009年）当時保安院原子力発電安全審査課長、ついで保安院審議官であったものである。

被疑者名倉繁樹は、保安院原子力発電安全審査課審査官（平成20年から平成21年（2008年－2009年）当時）であったものである。

被疑者野口哲男は、保安院原子力発電安全審査課長（平成20年から平成21年（2008年－2009年）当時）であったものである。

このように、被疑者酒井と高尾は、いずれも平成14年（2002年）7月以降、本件事故までの間に、原発の運転や設備の内容など原発の運営にかかる東京電力の経営責任者を補佐して、適切な津波政策を提言し、上司を説得し、その実行に当たるべき役割にあった者である。

また、被疑者森山、名倉、野口は、告訴外保安院耐震安全審査室長

であった小林勝らとともに、福島第一原発をはじめとする原発の津波対策に関する国の施策の立案に当たる責任を負っていたものである。

いずれも、被疑者らは、本件過酷事故発生を未然に防止するための措置を講ずるべき責任があり、また自らの職責の中で適切な意見を述べ、それぞれの組織の適切な決定に影響を与え、適切な対策を講ずることのできた者である。

なお、本件告訴の段階では、申立人らは、東京電力関係の被疑者西村、保安院関係の被疑者原、原子力安全委員会と電事連の津波対策担当者も告訴の対象としていたが、今回の不起訴処分においては、津波対策の職務に関して所管が認められる上記5名は嫌疑不十分とされ、他の者は嫌疑なしとされた。被疑者原などは、実質的に人事権を握り、小林耐震安全審査室長に津波の問題に関わると、「クビになるよ」という圧力まで掛けていたのであるから、責任は重大であると考えるが、検察官の所管のない者に責任はないという理論に従って、起訴を求めらる被疑者は5名に絞ることとしたものである。

不起訴処分が不当であり、起訴を相当とする理由

目次

第1	本件過酷事故	9
1	本件過酷事故の概要（「国会事故調査報告書」参照）	9
2	本件過酷事故による被害	11
第2	背景事情	12
1	原発事故の被害の甚大さ	12
2	地震・津波リスクの警告	13
第3	超危険物である原発を扱う会社の担当者と国の規制担当者の注意義務	13
第4	本件に関する推移と第二次告訴に至った理由	15

1	先行事件の経緯	15
2	検察審査会議決の結論	15
3	告訴時の被疑者	16
4	日本を歴史を忘れた社会としないために	16
5	次々に明らかになる新証拠	19
6	東京電力による津波対策先送りこそ、事故の原因	19
7	15メートルの津波の可能性を国に報告したのは事故発生の日前	21
第5	東電の津波対策を葬った人々を浮かび上がらせた一冊の岩波新書<新証拠群	
1 >	23
1	岩波新書『大地震と津波警告を葬った人々』の告発	23
2	検察不起訴決定の事実誤認	23
3	1997年7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定していた	24
4	2000年電事連報告では福島第一原発は日本一津波に脆弱であることが示	
	されていた	26
5	土木学会は完全に電力によってコントロールされていた	26
6	武藤武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は	
	正当である	28
7	他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた	30
8	保安院は2006年には津波対策について「不作為を問われる可能性がある」	
	としていた	31
9	吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識	34
10	添田氏のもたらした驚くべき新証拠の数々	43
11	このままでは事故を繰り返す	45
第6	2014年12月25日政府事故調調書の第三次公開などによって明らかに	
	なった事実<新証拠群2>	46
1	貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書	46
2	保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性	47

3	保安院山形調書から浮かび上がるすべてを妨害した電力の醜い姿	60
4	政府事故調も欺こうとした森山審議官	61
第7	次々に明らかになる他の行政機関による福島沖の津波想定<新証拠群3>	63
1	1983年に福島沖に明治三陸沖の波源を置いたシミュレーションが実施されていた	63
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号）の制定	64
3	福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見（政府見解）が存在していたこと	65
4	電事連の対応について	67
5	長期評価の見解が多くの機関（政府・民間）で採用されていた	68
6	国土交通省が津波対策において長期評価の見解を取り入れていた	69
7	「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」でも長期評価の見解が取り入れられていること	71
8	日本原電東海第二原発や東北電力女川原発が長期評価の見解を取り入れて対策工事を実施し事故を未然に防いだ	73
9	8メートルの津波で1-4号機は冠水することを示した国土庁津波浸水予測図 一決定的新証拠	73
10	結論	78
第8	津波の予見可能性と被疑者らの過失<検察審査会第1回議決と新証拠の総合>	78
1	事実関係の整理を通じて浮かび上がる事故を招き寄せた東電の無策と保安院の追認	78
2	検察による不起訴理由の構造	79
3	予見可能性の程度	80
4	被疑者は、何を予見する必要があったのか。	80
5	7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた	83

6	2002年には、当時役員であった被疑者らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった	83
7	2004年12月スマトラ島沖地震・大津波	87
8	保安院も一時は早期津波対策の覚悟を固めていた	94
9	2006年マイアミレポート	94
10	2006年耐震設計審査指針の改訂	96
11	2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発	97
12	2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった	102
13	2008－2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被疑者らは福島第一原発に9m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった	108
14	貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通了解であったことを示す森山メール	112
15	2008年と2009年の東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である	113
16	事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた	115
第9	本件において過失責任を問われるべきものは誰か	117
1	先行事件被疑者らの個別的責任	117
2	東電における津波対策実務責任者の個別的責任	120
3	保安院関係の被疑者の個別的責任	122
第10	被害の発生と因果関係	126
1	災害関連死及び避難や被害に伴う死傷について	126
2	甲状腺ガンとの因果関係	129
3	傷害について	130
4	請戸の浜の悲劇	133
第11	東京電力と規制当局との癒着と不信の泥沼	136
1	規制当局すら骨抜きにしていた東京電力	136

2	東電は保安院を徹底的に骨抜きにしながら最後は信用していない.....	138
3	事故後も続いた隠ぺい工作.....	139
第12	眠りこける検察を正すことができるのは検察審査会の良識だけ.....	141
1	原発事故を繰り返さないために.....	141
2	福島の人々の悲しみと怒りを知れ.....	141
3	明確になった共同責任の構造.....	142
4	検察が正義を行えないなら，頼ることのできるのは検審の良心だけ.....	143
第13	立証方法（甲号証）.....	143
	被疑者目録.....	146

第1 本件過酷事故

1 本件過酷事故の概要（「国会事故調査報告書」参照）

平成23年（2011年）3月11日に発生した本件地震及び津波を端緒として，東京電力の福島第一原発は，国際原子力事象評価尺度（INES）¹で「レベル7」という極めて深刻な事故を引き起こしました。

地震発生時，福島第一原発は，1号機が定格電気出力一定で運転中，2号機，3号機は定格熱出力一定で運転中，4～6号機は定期検査中でした。運転中であった1～3号機は地震発生直後に自動的にスクラム（原子炉緊急停止）しました。これによって，平常時の電源²である自家製の電力は停止し，直に外部電力に切り替わりました。しかし，こ

¹ INES（International Nuclear Event Scale）とは，国際原子力機関（IAEA）が策定した原子力事故及び故障の評価尺度。

² 原発は平常時は自らが発電した電力を用いる。スクラムすると，その電気が失われるので，外部電源に自動的に切り替わる。その外部電源が喪失すると，非常用ディーゼル発電（DG）に切り替わる。そこまでは交流電源で，動力電源である。それが喪失すると，直流電源しか残らなくなるが，それは主に計器，照明等の電源に過ぎない。各々の喪失の順序は以下の通り。

自家発電喪失→外部電力喪失→DG（交流）喪失→直流電源喪失

の地震動で、東京電力新福島変電所から福島第一原発への外部電力の送配電設備が損傷し、全ての東京電力製の電気の送電が停止しました。また、東北電力の送電網から受電する66kV東電原子力線が予備送電線として用意されていましたが、1号機金属閉鎖配電盤（M/C）に接続するケーブルの不具合のため、同送電線から受電することができず、外部電源を喪失してしまいました（外部電源喪失）。

その後、地震動を起因として発生した津波により、非常用ディーゼル発電機（D/G）や冷却用海水ポンプ、配電系統設備が水没して機能不全となり、6号機の空冷式非常用ディーゼル発電機1台を除く全ての交流電力動力源となる供給機能が失われました。すなわち6号機を除く全ての号機について、全交流電源の喪失が生じたのです（全交流電源喪失）。

さらに、1号機、2号機及び4号機では、津波により直流電源も喪失しました。3号機の直流電源は辛うじて残ったものの、3月13日未明には放電し全電源喪失となりました。この直流電源喪失によって、中央制御室での計装や監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、通信手段を一挙に失いました（全電源喪失）。

一方、地震や津波の被害による影響は、電源に対してのみにとどまりませんでした。すなわち、津波は、がれきや車両、重機、重油タンク、土砂等を伴って原子力発電所の建屋や機器・設備を破壊しました。また、3、4号機超高圧開閉所や運用補助共用施設（使用済み核燃料を保管する共用プール建屋）にまで津波が及び、主要建屋エリア全体にわたって大量の海水が流れ込みました。津波が去った後も、津波漂流物が原子力発電所構内に散乱し、車両の通行や資機材搬入作業を妨げるとともに、マンホールやグレーチング等のふたを吹き上げて開口部を作り、地震による発電所構内道路の隆起、沈降、陥没と相まって、アクセス性が著しく悪化しました。また、継続的に発生する大規模な余

震や津波は、それへの警戒と断続的な作業中止を余儀なくさせ、円滑な事故対応を阻害する一因となりました。

そのため、有効なツールや手順書もない中、現場運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、まさに手探りの状態での事故対応となったのです。適時かつ実効的な原子炉冷却も著しく困難になっていました。なぜなら、原子炉冷却、すなわち高圧注水や原子炉減圧、低圧注水、格納容器冷却と減圧、最終ヒートシンクへの崩壊熱除去といった、事故回避へ向けた各ステップの実行とその成否は、いずれも電源の存在に強く依存していたためです。また、前述した発電所構内のアクセス性の悪化は、消防車による代替注水や電源復旧、格納容器ベントのライン構成及びそれらの継続的な運用に際して大きな障害になりました。

その間、いずれも冷却材を失った1号機から3号機までの原子炉内部の、燃料被覆管のジルコニウムが高温により水（水蒸気）と反応して大量の水素を発生させるなどの事態が進行していました。そして、1号機、3号機及び4号機は建屋が水素爆発を起こし、2号機では格納容器の破損が生じました。そして、放射性物質を大量に外部環境に放出する大事故に至ったのです。

2 本件過酷事故による被害

本件事故は、本件申立時（平成27年（2015年）4月30日）現在もなお収束しておらず、環境中に大量の放射性物質を放出し続けています。

本件事故によって福島第一原発1号機から3号機が炉心溶融（メルトダウン）し、1、3及び4号機では、原子炉建屋を破壊する水素爆発が発生し、2号機では格納容器の破壊が生じました。

これまでに少なくとも約900PBq（ペタベクレル 1ペタは1000

兆、放射性ヨウ素換算)の大量の放射性物質が大気中に放出されました(チェルノブイリ原発事故の約6分の1)。これにより福島県内1800km²もの広大な土地が年間5mSv(ミリシーベルト)以上の空間線量を発する可能性があるとして、県内に暮らす多数の住民が大量の被曝に晒され、いまなお12万人余の住民は避難生活を余儀なくされています。更に放出された放射能は日本全土に及び、日本国内に住む多くの者も被曝することになりました。

第2 背景事情

1 原発事故の被害の甚大さ

スリーマイル島原子力発電所事故(昭和54年(1979年)3月28日)、チェルノブイリ原子力発電所事故(昭和61年(1986年)4月26日)、そして、本件事故の惨状を見れば分かる通り、原発で炉心損傷や熔融等の重大事故が発生した場合には、広範な地域を極めて長期にわたって居住不可能にし、住民に深刻な健康被害を生じさせ、また、最悪の場合には多くの人命を奪うなど、原発の広範囲な周辺の住民そして社会全体に回復することのできない甚大な被害をももたらします。

そうであるからこそ、原子炉等規制法をはじめ、様々な法規制によって、原発の安全審査と設置基準等が定められており、原子力事業者である東京電力をはじめとした電力会社は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関である保安院等の規制官庁の監督に服していました。

平成11年(1999年)9月、茨城県東海村でJCO臨界事故が発生しました。これを受け、同年12月に原発事故時の避難指示などを定めた原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という)が施行されました。

2 地震・津波リスクの警告

福島第一原発1号機の原子炉設置許可申請が提出された昭和41年（1966年）当時、敷地周辺は「地震活動性」が低い地域と考えられていました。

しかし、その後（1970年代半ば以降）の地震学の進展（「地震の断層模型論」及び「プレートテクトニクス理論」の成立）によれば、福島第一原発は、大規模なプレート沈み込み境界域に臨み、地球上でも有数の地震帯に位置することが明らかになり、時期はともあれ大地震の発生が予測されました。

平成7年（1995年）1月の阪神淡路大震災を受けて、平成9年（1997年）10月、岩波書店発行の『科学』に、神戸大学教授で地震学者の石橋克彦（現・同大名誉教授）による「原発震災一破局を避けるために」と題する論文が掲載されました。同論文で石橋氏は、大地震と原発事故が同時に発生する破局的災害を「原発震災」と名付け、我が国で「原発震災」の破局的事態の発生する危険を指摘・警告しました。

大地震が想定される以上、大津波も当然に予測しなければならないものでした。

第3 超危険物である原発を扱う会社の担当者と国の規制担当者の注意義務

このような原発事故の被害の甚大さや法規制のあり方に鑑みれば、原子力発電を事業とする会社の津波対策の担当者は、会社のかかる原発における炉心損傷や溶融等の重大事故の発生を予防し、また、重大事故が発生した場合には当該事故による被害の拡大を最小限にとどめるための安全対策を講じるべき義務を確実に実行できるように、別件被疑者である勝俣，武藤，武黒と死亡した吉田らの上司に、適切な対

策を上申し、これを実行させる義務を負っていました。

また、被疑者森山、名倉、野口らは、国の安全規制担当者として、津波災害を未然に防止するため、適切な規制対策を指示し、東京電力に実施させる義務を負っていたものです。

平成4年（1992年）10月29日に言い渡された伊方原発訴訟の最高裁判決は原発の安全性を最初に判断した最高裁判決です。この判決は、「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがある」ことを認め、安全審査の目的は「災害が万が一にも起こらないようにするため」だとしています。また、「現在の科学技術水準に照らして」安全審査の過程に見逃すことができない過誤や欠落がある場合には許可は違法となるとしています。

地震学や地震関連分野の科学的進歩はすさまじいものです。数年で科学的な知見の内容が大きく変わります。この判決には、昭和54年（1979年）3月28日のアメリカ、スリーマイル島原発2号炉のメルtdown事故、昭和61年（1986年）4月26日のチェルノブイリ4号炉の暴走事故という2つの大量放射能放出を伴う事故が影響しています。

本件においても、別件被疑者勝俣、武藤、武黒らは、潜在的に巨大な危険性を包含する原子力発電所の設置と運転に当たる会社の経営者として、地震・津波についての新たな科学的知見については、真摯に耳を傾け、新知見で従来の想定を超える津波の可能性が示された時点で、早急に対策を進め、常により高い安全をめざす姿勢を持ち、可能性が否定できない危険な自然現象に対しては、リスクマネジメントの対象として経営者としてこれに対する確実な対策を講ずるべき高いレベルの注意義務があったといえます。

被疑者酒井と高尾らは、このような別件被疑者役員を直接補佐し、適切な津波対策を進言し、上司を説得し、これを実施させる義務がありました。

また、被疑者森山、名倉、野口らは、万が一にも過酷事故を引き起こしてはならない安全審査の担当者として、適切な津波対策を東京電力に命じ、これを実行させることと、さらにはこれらの対策が実行されていない原発の稼働は認めないこととする義務がありました。

にもかかわらず、後述するように、被疑者らは、ともに、かかる自らに課された注意義務を省みることなく、本件事故に関わる数々の警告の存在を無視ないし不当に軽視して、必要な安全対策措置を講じることを怠り、もしくは先送りし、本件事故を引き起こしたのです。

第4 本件に関する推移と第二次告訴に至った理由

1 先行事件の経緯

福島原発事故の発生に関する刑事責任の帰趨については、現在、平成25年東京第五検察審査会審査事件（申立）第11号、同第12号申立書記載罪名業務上過失致死傷、検察官裁定罪名業務上過失致死傷、議決年月日平成26年7月23日の検察審査会議決に基づき、被疑者4名について再捜査が実施され、平成27年（2015年）1月22日に再度不起訴処分がなされ、現在強制起訴を行うかどうかの二度目の検察審査会の審理が進行中です。

以下、この事件のことを先行事件と称します。

2 検察審査会議決の結論

先行事件の検察審査会における結果は次のとおりでした。

本件不起訴処分について、

被疑者勝俣恒久については、不当であり、起訴を相当とする。

被疑者小森明生については、不当である。

被疑者武藤栄については、不当であり、起訴を相当とする。

被疑者武黒一郎については、不当であり、起訴を相当とする。

等とするものです。

3 告訴時の被疑者

先行事件の検察審査会申立に係る申立人らは、平成24年（2012年）6月11日提出の告訴状と追加書面において、

- ・東京電力役員15名
- ・法人としての東京電力株式会社
- ・国（原子力安全委員会，原子力安全・保安院，文部科学省）の行政機関職員15名
- ・福島県放射線健康リスク管理アドバイザー3名

の合計33名と1社を、被疑者として告訴しました。

しかし、検察審査会への審査に当たって、市民によって構成される検察審査会の審理がより深まり充実したものとなるように、論点が明確になり的確な判断がなされるように、審査対象を限定し、この点についてのみ、判断を求めることとしました。

このような判断の前提としては、個人の役割と行動が特定できる関係資料がほとんど得られなかったことも理由として上げられます。

4 日本を歴史を忘れた社会としないために

平成26年（2014年）12月26日の新聞紙面には、25日の政府事故調の調書の第三次公開に関する記事と、検察が再度本件を不起訴にする見通しとする観測記事が掲載されました。

いずれも、本件捜査の帰趨に関する由々しい内容のものであった。この記事に関して歴史学者の保立道久氏は次のようなブログ記事を公

開されています。

同氏は東京大学史料編纂所の所長を務められ、歴史資料のデータベース化に大きな功績を残された方であり、平安時代の王朝文学の研究者としても著名な方ですが、東日本大震災の後には『歴史のなかの大地動乱 奈良・平安の地震と天皇』と題する岩波新書を刊行されています。以下保立氏の論考³を引用します。

「今日の東京新聞の一面によれば、10年前、2009年ごろから東日本大震災と同じクラスの貞観地震（869年）の危険性が原子力安全保安院の内部でも問題になっていた。地震学の側の指摘をうけて保安院の小林勝・耐震安全審査室長が、貞観津波の再来リスクを検討するように保安院幹部に提案したが、「あまり関わるとクビになるよ」と釘をさされた。電力会社の圧力も強いというのである。

政府事故調に対する証言ということである。

ようするに、まさに想定外ではなかったということであり、保安院はそれを知っていて無視したということである。

同じ新聞のラストの面には、「東電、旧経営陣、再び不起訴へ」という記事が載っている。

昨日の東京新聞には東電に賠償増を要求していた浪江町民のうち、死亡者が238人に達するという記事があった。東電は、これまで2回、和解案を拒否し協議が続いているということである。

こういうのは仁義もなにもないということであろう。

まず、公務員については、これはその職責に反する。公務員法にある「全体の奉仕者」という規定に反する行為である。これは普通の倫理でいえば、最低、給料返上ものである。政府事故調査委員会は、そういう趣旨を証言者に対して述べていないに相違ない。

³ 保立道久の研究雑記

<http://hotatelog.cocolog-nifty.com/blog/2014/12/post-de84.html>

この保安院幹部とは誰なのか。それは、欧米の（という言い方が残念だが）の議会であれば、当然に議会喚問の対象となる。日本の国会でも、国政調査権を発動するべき問題であることは明らかである。

「東電の経営陣」は、これで何の社会的サンクションもうけていない。東京新聞の記事には、福島第一原発の事故時の所長であった吉田氏も、津波情報を知りながら、取り上げなかったとある。その間に人が死んでいく。

問題は、もちろん、これが「犯罪」かどうかということであるが、実態を社会的に明らかにすることと、責任の究明が十分でないというのが、その前提である。どこにどう責任があったかを徹底的に明らかにするという感じ方なしには、その議論はできない。

法治主義の前提には、ともかくも理屈が通り、物事をあまりに曖昧にしないということがあるはずであろう。ものごとを曖昧にしないために法の権威という物はあるのである。こういうことが続くと（すでに続いている訳であるが）、法というものの前提が崩れる。

そういうことを法学の方々は、どう考えているのであろう。これを自己の職能が否定されていると感じないのであろうか。こういう風潮は法の否定であるということを感じないのであろうか。歴史学者は、日本の社会について「歴史を忘れた社会」という言い方をよくする。法学界にとっては法治主義の考え方が根付いていない社会という考え方はしないようである。これはどういうことなのであろう。

こういうことが続くこと社会の耐性のようなものが切れていくのではないか。話の筋が通らないということが社会の局面であまりに赤裸になると、個々人の生きていく上での耐性のようなものが切れやすくなるのではないだろうか。私たちの社会の根本問題である。」（下線は代理人、以下同じ）

長年にわたって日本の歴史と向き合ってきた歴史学者の警告を、検

察官も我々弁護士も、法学の徒として謙虚に受け止めなければならないのではないのでしょうか。

5 次々に明らかになる新証拠

添田孝史氏が平成26年(2014年)11月に岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』を出版されました。この著書と同氏の提供文書にもとづいて多くの新事実が明らかになりました。

その後、12月25日には127通の政府事故調の調書が公開されました。その中には、本件と密接に関連する情報が隠されていました。

次々に明らかになる重要証拠によって、想定を超える津波が来る可能性があることは、東京電力と保安院の共通認識となっていたことがますます明白となってきました。

今回の第二次告訴は、新たに明らかになった情報を集約すれば、東京電力の幹部4名の強制起訴が必要であることはもちろん、彼らと共同責任を負うべき、東京電力の幹部、保安院の幹部らの津波対策担当者らの極めて重要な共同責任が明瞭に浮かび上がってきました。

これらの重大な刑事責任を負うべき者を刑事起訴し、公開の法廷において、その刑事責任を明らかにすることこそが、日本の刑事司法に対する原発事故被害者と多くの市民の司法に対する信頼をつなぎ止めるための唯一の途であると確信して、申立人らは本件告訴を行いました。

しかし、東京地検は、ほとんど見るべき捜査を行うことなく、わずか3ヶ月足らずの捜査で、被疑者らを不起訴とするとの判断を行ったのです。

6 東京電力による津波対策先送りこそ、事故の原因

先行事件の検察審査会への申立にあたって申立人らは、被疑者を本

件事故以前に原子力発電を担当していた東京電力役員の中から、次の者に限定しました。対象となる罪名は、検察庁が成立の可能性を否定していない、業務上過失致死傷罪に限定することとしました。

検察審査会において、審査を求める被疑者（告訴における被疑者であった者。以下、本書面においては、「被疑者」とする）は以下のとおり。

- (1) 勝俣恒久
- (2) 鼓紀男
- (3) 小森明生
- (4) 武藤栄
- (5) 武黒一郎
- (6) 榎本聡明

なお、被疑者の吉田昌郎は、事故後の収束作業に従事し、その後ガンを発症し死亡したため、刑事責任を問うことができません。しかし、後述する平成20年（2008年）に高さ15メートルを超える津波があり得るという試算の後に、津波対策が検討された際、「試算の結果に過ぎず、実際には（巨大な）津波は来ない」として対策を見送り、土木学会に念のために検討を依頼したとされます。この際、社内には、沖合に防潮堤を築くという提案があったにもかかわらず、これを見送る決定がなされたとされていますが、この決定は、被疑者の武藤栄（当時原子力立地副本部長）と被疑者の吉田昌郎（当時原子力設備管理部長）であったと報じられています⁴。今回の被疑者とした東京電力の津波対策担当の酒井俊朗、高尾誠らは、この経緯に深く関わっています。同人らが、専門家として、早期の対策が必要であることを強く主張していたならば、津波対策が先送りされる事態を防ぐことができたのです。

吉田は、要求されなければ、この試算結果を保安院にも伝えないように指示していたとされています。東京電力職員西村は、平成21年

⁴ 政府事故調中間報告書 395頁～399頁ほか

(2009)年6, 7月における1F3の耐震バックチェック検討作業において、東京電力を代表して委員の質問に答えています。これらの会議においては津波の危険性が議論されたにもかかわらず、吉田氏の上記の指示どおり、この平成20年(2008年)の計算結果を完全に秘匿し、全く説明をしませんでした。被疑者酒井, 高尾らは、このような津波対策の先送りの案を立案した当事者であり、またこの対策先送りの一部に組み込まれている土木学会の津波評価部会にも所属し、東京電力の津波対策を骨抜きにするために活動した者たちです。

7 15メートルの津波の可能性を国に報告したのは事故発生の4日前

平成22年(2010年)11月に保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状について説明をするように要請したとされます。

これに対して、平成23年(2011年)3月7日、東京電力は保安院に対して、明治三陸地震: O.P.+13.7m~15.7m, 延宝房総沖地震: O.P.+13.6m, 貞観津波: O.P.+8.7m~9.2mと報告しました。事故のわずか4日前です。なお、3・11の事故当時の福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mでした。

平成23年3月7日
東京電力株式会社

福島第一・第二原子力発電所の津波評価について

取扱注意
お打ち合わせ用

1. 基本方針

- ①発電所の津波対策については、土木学会原子力土木委員会津波評価部会における審議状況、貞観津波を視野に入れて社内検討を実施する。(現在検討中)
- ②発電所の津波評価については、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂時期(平成24年10月改訂予定)、バックチェック最終報告の時期に応じて適切に対応する。

2. 発電所の津波対策に関する現状の社内検討状況

- ①津波対策工(防波堤・護岸の強化, 建物・構築物の新設, ポンプの水密化など)に関する検討
- ②津波対策工を考慮した津波評価の合理化に関する検討

平成23年(2011年)3月11日に本件地震が発生し、津波の浸水高はO.P.約+11.5～15.5mに達しました。東京電力および被疑者である取締役らは、幾度となく福島第一原発における津波高の試算を繰り返し、警告的な数値を得ていました。それらをひた隠しにして、何らの安全性強化策もとらずに、国の規制当局のたびたびの催促によって、ようやく渋々と試算結果を報告したのは震災の4日前だったのです。その間、津波が想定を超えた場合には、原発に破滅的な損害を与えることについても、市民団体や株主らから度々警告されてきました。

今回、政府事故調の調書の一部開示により、新たに明らかとなった保安院小林勝氏の調書において、平成23年(2011年)3月7日に、このシミュレーションの報告が東京電力から保安院に対してなされた際に、対策を土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東京電力の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。」と述べていたことが判明しました。

東京電力が平成20年(2008年)試算結果を保安院に提出しなかったことと、結果回避措置がとられなかったこととの間にダイレクトな因果関係があることが裏付けられたのです。

そして、本件事故発生後5か月半にわたって、東京電力は上述の3月7日の保安院に対する報告を、秘密にして隠し続けていました。その間、東京電力は、本件事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、東京電力には法的責任がないとの主張を繰り返していました。事故後も隠ぺいは続いたのです。

第5 東電の津波対策を葬った人々を浮かび上がらせた一冊の岩波新書 ＜新証拠群1＞

1 岩波新書『大地震と津波警告を葬った人々』の告発

津波の事前想定が可能であったかどうかに的を絞って、岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』（甲13）が、平成26年（2014年）11月20日に発行されました。

著者は添田孝史氏。大阪大学大学院基礎工学研究科修士課程修了のサイエンスライターです。「1990年朝日新聞社入社。大津支局、学研都市支局を経て大阪本社科学部、東京本社科学部などで科学・医療分野を担当。97年から原発と震災についての取材を続ける。2011年に退社、以降フリーランス。東電福島原発事故の国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した。」という経歴の持ち主です。

この著書は、著者自らの取材と政府に対する情報公開請求にもとづいて、国会事故調の報告書を補充した内容であるといえます。この著書は、一人のジャーナリストが、情報公開とインタビューという古典的取材手段を駆使して、原子カムラが必死に隠してきた原発の津波対策に関する膨大な作業と、その中で電力と保安院、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推本」という）、内閣府中央防災会議、そして、地震や津波の専門家の行動とやりとりを浮かび上がらせています。

2 検察不起訴決定の事実誤認

同書は、不起訴処分の基礎となる事実認識に二点の重大な事実誤認があることを指摘し、検察による不起訴決定を強く批判し、検察審査会の議決は「明快」とであると評価しています。

添田氏の批判の第一点は福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発

生を予測した専門的知見が、推本の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という）以前に存在していたということであり、第二点は後述する推本の見解を取り入れて対策工事をした原発はないという理解が事実と反するという事です。

3 1997年7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定していた

福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が、長期評価以前に存在していた。それも、専門家の見解というだけでなく、政府の7つの省庁が共同で作成した手引きという形で存在していたのです。

検察庁の判断の誤りの「一つは、東京地検が「長期評価のほかには、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見は見当たらない」としている点だ。第1章で述べたように、一九九七年の七省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定している。政府の公式報告書を見落とすような捜査では、告発した被災者の納得は得られないだろう。」（甲13 183頁）

ここに指摘されている7省庁手引きとは、平成9年（1997年）に建設省など7つの省庁がまとめた津波想定方法で、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」とされます（甲6）。概要がプレスリリースされてはいましたが、この資料の全体は平成26年（2014年）7月に添田氏の情報公開によって明らかになりました。ここでは、日本海溝の津波地震を予測していました（甲13 18頁）。

この手引きについて、翌平成10年（1998年）3月には、政府は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」と「地域防災計画における津波防災対策の手引き」を各自治体に通知しています（甲13 23頁）。

平成9年（1997年）7月25日の電事連津波対応WG資料では、

福島第一原発で8.6メートルの想定がなされています（これは後の計算では13.6メートルとされている）（甲7，甲30）。

この報告書について電事連は「プレート境界において地震地体構造上考えられる最大規模の地震津波も加えている。」「この考えを原子力発電所に適用すると，一部原子力発電所において，津波高さが敷地高さを超えることになる」と正確に分析しています（甲13 25頁）。

また，電事連は，次のようにも分析している。「この調査委員会《七省庁手引きをとりまとめた委員会》の委員には，MITI顧問《通産省原子力発電技術顧問》でもある教授が参加されているが，これらの先生は，津波数値解析の精度は倍半分《二倍の誤差がありうる》と発言している。」「この考えを原子力発電所に適用すると，一部原子力発電所を除き，多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えることとなる」（甲13 27頁）。

ここに記載されている顧問とは，首藤伸夫東北大教授と阿部勝征東大教授の二人です（甲13 29頁）。

首藤教授は雑誌『海洋』1998年号外No. 15に「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」と題する論文を掲載しています（甲14）。対象津波について，「信頼できる資料の数多く得られる既往最大津波」のほかに，「地震地体構造論や既往最大地震断層モデルの相似則などの理論的考察が進歩し，対象沿岸地域で発生しうる最大規模の海底地震を想定することも行われるようになった。これに加え，地震観測技術の進歩に伴い，空白域の存在が明らかになるなど，将来起こりうる地震や津波を過去の例に縛られることなく想定することも可能となってきた」いるから，こうした「現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波」をも取り上げ，両者を比べた上で常に安全側になるように，沿岸での水位が大きくなる方を対象津波として設定することを奨めている。」と述べています。

4 2000年電事連報告では福島第一原発は日本一津波に脆弱であることが示されていた

さらに、『原発と大津波 警告を葬った人々』では、衝撃的な報告を取り上げています。それは平成12年(2000年)に作成された電事連の「津波に関するプラント概略影響評価」です(甲8 41頁)。

この報告は、平成9年(1997年)6月の通産省の指示に対応して、平成14年(2002年)2月に電事連内の総合部会に提出されたものです。解析誤差を考慮して想定値の1.2倍、1.5倍、2倍の津波高さで原発がどう影響を受けるか調べています。同書に掲載された評価結果は衝撃的です。

全国の原発の中で、想定値の1.2倍で影響があるとされているのは福島第一と島根1,2号の2原発だけなのです。想定値の1.5倍で影響があるとされているのは、この2原発に加えて女川、浜岡、伊方、東海第二です。想定値の2倍で影響があるとされているのは、6原発に加えて、東通、柏崎1-4、美浜、川内、となっています(甲13 30~32頁)。

つまり、東京電力は、既に平成12年(2000年)の段階で、福島第一原発は全国の原発の中で、最も津波に脆弱な原発であることを知っていたこととなります。しかし、この報告書が通産省に提出されたかどうかは明らかになっていないといえます(甲13 32頁)。

5 土木学会は完全に電力によってコントロールされていた

この影響評価をなきものとするための工作の場が土木学会の津波評価部会における検討でした。

まず、この津波評価部会には、津波の専門家である首藤氏が参加していましたが、委員幹事合計31名のうち地震学者は1名しかおらず、

13人が電力会社，5人は電力の関連団体に所属していました（甲1398頁）。まさに，電力関係者に牛耳られている組織でした（甲15）。また，その津波に関する土木学会手法の研究費の全額（1億8378万円）と手法の審議のための学会への委託費用（1350万円）の全額が電力から支出されていたことが明らかになっています（国会事故調報告書92頁 東電の書面回答による）。

平成12年（2000年）11月3日の第6回会合に評価部会幹事団（10人中2人が東京電力社員，1人は東京電力子会社員，3人は電力中央研究所員）は，数値誤差を見込まない安全率1倍とする基準を提案しました（甲1335頁）。電力関係者が過半数を占める幹事会で，首藤，阿部両顧問の「倍半分」を否定した基準を否定したものです。この点に関して，先日公開された今村文彦東北大学教授の政府事故調に対する聴取結果書（甲12）には次の記載があります。

「Q：第6回の部会で，補正係数を1.0としてよいか議論してくれとコメントしたのは誰か

A：首藤先生。

安全率は危機管理上重要。1以上が必要との意識はあったが，具体的に例えば1.5にするのか，従来の土木構造物並びで3まで上げるのか決められなかった。本当は議論しないといけなかったのだが，最後の時点での課題だったので，それぞれ持ち帰ったということだと思う。」

まさに，科学的には1以上必要であることは明らかであったにもかかわらず，委員の多数をしめる電力によって，科学者たちは黙り込まされてしまったのです。

この基準について首藤氏は，「補正係数の値としては議論もあるかと思うが，現段階では，とりあえず1.0としておき，将来的に見直す余地を残しておきたい」と述べたとされます（甲1335頁）。『原

発と大津波 警告を葬った人々』の41頁以下には、このような基準を最終的に是認した首藤氏に対する、インタビューが掲載されています。まさに、首藤氏は電力の虜となり、自らの科学的良心をも裏切って自ら発した警告を葬ってしまったと言わなければなりません。そして、首藤氏が約束した、このような見直しがなされることもないままに、我々は3・11を迎えたのでした。

そして、この土木学会手法に従って、平成14年(2002年)3月には福島第一原発で想定される津波高さを5.7メートルに見直し、これに合わせて6号機の非常用海水ポンプ電動機をわずか20センチメートルかさ上げする工事を行いました(甲13 40頁)。まさに、アリバイ的な対策が講じられたのです。この馬鹿げた対策工事の経過そのものが、東京電力の「長期評価」つぶしの一環であったことがわかります。

6 武藤武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は正当である

以上の経過を見れば、平成20年(2008年)の段階で、この問題をもう一度土木学会に投げて検討を依頼するようなやり方が、まともな態度であるはずがありません。土木学会とは、電力関係者の虜となり、その意見を第三者的な意匠のもとに行動するための操り人形に過ぎなかったことは、以上の経過から明らかです。

この経過について、平成25年東京第五検察審査会審査事件(申立)第11号、第12号の議決書(以下「議決書」という)は次のように示していました。

「東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることか

ら、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。…東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。／地震・津波の予測は、不確実性を伴う自然現象に対するものであり、そもそも、いつどこで起きるかまで具体的に言い当てることは不可能である。推本の長期予測に基づく津波高の試算を確認している以上、原発事業者としては、これを襲来することを想定し、対応をとることが必要であった。」（議決書 8 頁）

東京電力は、推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算についても試算が現実には起きるとは思わなかった、念のために土木学会に検討を依頼しただけであるなどと言いつつしていました。検察庁はこのような不合理的な言い訳をそのまま認めてしまったのです。

これに対して、検察審査会は、市民的良識を発揮し、東京電力の役員たちは、対策が必要であることはわかっていた、途中まではその検討や準備もしたのに、改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ、時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して、問題の先送りをしたと認定しています。

土木学会手法の問題点は、そもそも電力関係者に支配された組織構成の下で、もとより公正な審査は望みようがないところにありました。さらに、先に見たように、土木学会手法は福島沖のプレート境界地震を否定していること、安全率を全く考慮していないことなど、科学的にも著しく不合理なものでした。このような誤った手法が採用されたのは東京電力関係者などの電力関係者の工作によるものです。この手法に科学的合理性がないことは、工作者である電力関係者自身が十分認識していたはずで

まさに、被疑者武藤と武黒は明らかに本件事故のような深刻な災害を予見し、その回避のために必要な対策とその予算についても具体的

に検討しながら，その対策に要するコストと時間，そして一定期間の運転休止を見込まなければならないという事態のなかで，自社の利益のために問題を先送りするためにみずからの配下ともいうべき土木学会に検討を委ねたのです。これは，故意にも近い極めて重大かつ明白な過失です。

7 他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた

「東京地検が「他の電力事業者においても，地震本部（代理人注一推本のこと，以下同じ）の長期評価の公表を踏まえた津波対策を講じたことはなかった」としている点も間違っている。

茨城県は独自の津波浸水予測を二〇〇七年一〇月に公表した。もともなったのは，地震本部が津波地震の一つと判断した延宝房総沖地震（一六七七年）だ。茨城県は，この津波地震が房総沖から茨城沖まで伸びる震源域で発生した場合（M八．三）を予測。その結果，東海第二原発（日本原電）の地点では，予想される津波高さが五．七二メートルとなり，原電が土木学会手法で想定していた四．八六メートルを上回った。

茨城県に自社より厳しい津波想定を公表されてしまい，原電は対策見直しを余儀なくされる。そこで津波に備えて側壁をかさ上げする工事を二〇〇九年七月に開始し，工事が終了したのは東北地方太平洋沖地震のわずか二日前だった。長期評価にもとづく茨城県の予測に備えていなければ，東海第二原発もメルトダウンしていた可能性が高い。

東北電力の女川原発も，地震本部が津波地震の一つとしてとりあげた三陸沖地震（一六一一年）がもっとも大きな津波をもたらすとして，以前から対策をとっていた。したがって長期評価の津波地震に備えていなかったのは東電だけだった。

中央防災会議が津波地震を防災の対象にしていなかったから，福島

第一原発も備える義務はないとする東京地検の考え方も不合理だ。中央防災会議は住宅など一般的な施設の防災を対象にし、災害を想定している。一方、原発はもっと発生頻度の低い、厳しい災害まで想定する必要がある。前述したように原電も東北電力も、中央防災会議が想定からはずしていた津波地震を想定していた。中部電力の浜岡原発も、中央防災会議の想定より厳しい揺れを想定していた。ほかの多くの原発は中央防災会議より厳しい災害を想定していたのに、東電だけが中央防災会議レベルで留まっていたにすぎない。」（甲13 183-184頁）

検察による不起訴決定は誤った事実認識のもとになされたものであり、その見直しは必須です。

8 保安院は2006年には津波対策について「不作為を問われる可能性がある」としていた

(1) 土木学会による津波高さの1.5倍程度の想定を求めていた保安院
平成18年(2006年)6月29日にまとめられたとみられる「内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)」(甲9)には次のように記されています。

「土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有しているか確認する。」

「土木学会評価手法による津波高さの1.5倍程度(例えば、一律の設定ではなく、電力が地域特性を考慮して独自に設定する。)を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする(AM対策との位置付け)。

「対策を講じる場合、耐震指針改定に伴う地盤調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば、2年以内の対応

となるのではないか。」

この文書は極めて重要です。土木学会による津波高さの1.5倍程度を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくことが保安院の方針とされていたことが明確となったのです。

前記の平成12年(2000年)の電事連の試算から明らかなように、福島第一は1.2倍の想定でもアウトであった。1.5倍では確実にアウトであり、この対策が確実に実施されていれば、本件事故は避けられた可能性が高い。

(2) 「必要ならば対策を立てるように指示する。」

平成18年(2006年)9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されています(甲13131-132頁, 甲16)。

平成18年(2006年)1月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安院は平成18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていました(甲13132頁)。

この保安院の対策が徹底されていれば、事故は防ぐことができました。なぜ、この対策がなされなかったのかといえば、東京電力など電事連の圧力に保安院が屈したためです。

(3) 貞観地震の津波対策がバックチェックの最大の不確定要素だったことは保安院と東京電力との共通理解だった

『原発と大津波 警告を葬った人々』には、もっと驚くべき証拠も

掲載されています。それは、平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールです(甲10)。

「1F3《福島第一3号機》の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長《寺坂信昭》、次長《平岡英治》、黒木《慎一》審議官に話しておきました。」

「貞観の地震についての研究はもっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。」

「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」

「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」(甲

13 143-145頁)

このメールでは、福島第一原発の耐震バックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東京電力がいやがったためであることがわかります。保安院は東京電力の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東京電力の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのです。

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東京電力役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延

ばしとすることが話し合われていたのです。

ここまでの証拠がありながら、検察が被疑者らを起訴できないはずがないではないか。

9 吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識

(1) はじめに

平成26年(2014年)9月11日に政府により福島第一原発所長吉田昌郎(以下「吉田所長」ということがある)に係る聴取結果書(以下「吉田調書」という)が開示されました。この調書には事故対応だけでなく、事前の津波対策についても、吉田所長の認識が述べられています。

吉田調書の意義として、武藤、武黒だけでなく、勝俣も津波対策の関係会議に出席していたことを指摘しました。ここでは、吉田調書に述べられている吉田をはじめとする東京電力幹部たちの津波のリスクに対する意識そのものの問題点を指摘することとします。

(2) 土木学会の中にも福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという見解があった

この津波の検討は土木学会の今村氏から平成20年(2008年)2月末に福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという話があったという質問者の指摘を「そうだと思います」と肯定しています(甲3 平成23年11月30日付吉田調書 4頁)。この点は、土木学会内にもこのような慎重な意見があったことを示すもので、極めて重要な指摘です。

当時、「中越沖地震対策会議」が社長、会長、武藤、武黒、吉田らで話し合う会議が持たれていました。当時の会長は田村、社長は本件被疑者勝俣です。最初は毎日会議が持たれていました。平成20年(2

008年)頃には月1回の会議でした。この中で、津波対策の費用も議論されていました(甲3 9~12頁)。

また吉田調書によると、

「太平洋側の場合は、いろんな学説が今、出っておって、大きい津波が来るといふ学説もあります。それをベースに計算すると、今、想定している津波高の、…要するに、今、想定している5m何十cmという設計のベースよりも大きい津波が来る可能性が否定できない。…場合によっては高い津波が来れば、それなりの対策が必要です。…かなり桁の大きいお金が来ますよということを説明した」(甲3 17頁)

と述べられています。

(3) なぜ、東京電力は自前の計算にもとづいて対策できなかったのか

「○質問者 その辺の実態があれなんです、土木学会のそういうものなしに、東電の自前の試算に基づいて設計を変更して、例えばかさ上げをはかるといふことといふのは、現実的ではないんですか。

○回答者 例えばバックチェックを出すときに、国に説明をするときに、何に基づいてやったのかということになるわけです。すべてのものがそうなんですけれども、国に書類を出すわけです。国というのは保安院ですけれども、そこに書類を出すときに、その決定根拠を示さないといけないんです。そのときに何もスタンダードがなくてこうしますという話は通らない。ほかの電力さんの評価とか、オールジャパンで共通な考え方をしているんです。地域別はあるんですけれども、地震だとか津波については、こういう考え方で、これに基づいてこういう地震動を考える、もしくは津波高さを考える。だから、設計や改造はこうしないといけないし、今のままでも恐らくもちますという議論をしないといけないわけです。スタンダードがないわけですから、

そこをまずはっきりつくってもらう。それが一番最初にあると思います。」(甲11 平成23年8月16日付吉田調書(事故時の状況とその対応について3)18頁)

(4) 女川で対策して福島第一で対策しないことはあり得るのか

「○質問者 例えば貞観津波の波源を考えたときに、女川とかだつたらまた違うんですか。

○回答者 違います。

○質問者 それは位置があれなんですか。

○回答者 近いです。

○質問者 女川で考慮、して、1Fで考慮、しないということもあり得るんですか。

○回答者 あります。波源がそこだとすると、例えば女川には10mの津波が来たとしても、同じ波源で福島に来るには結局4mとか3mぐらいになっている。これは計算で出てきます。

○質問者 例えば女川では貞観津波を考慮に入れているから、それをぼんと福島の1Fの方にもってきて、それがきたとしてやったというのでは、ちょっとあれなんですか。

○回答者 福島県沖の波源というのは今までもなかったですから、そこをいきなり考慮、してやるということは、仮想的にはできますけれども、原子力ですから費用対効果もあります。お金を投資するときに、根拠となるものがないですね。それだったら、極端なことをいえば、福島沖にマグニチュード9の地震が来ますとなったら、20mぐらいの津波が来る。だから、起きようによっては、幾らでもあの計算からすれば来るわけです。何の根拠もないことで対策はできません。

○質問者 それを考えるときの根拠というか、1つは対保安院への説明ですか。

○回答者 それもあるし、専門家の意見です。専門家の意見として、要するに貞観津波とおっしゃっている先生は、貞観のあそこで出た場所で起こり得る可能性があると言っているわけだから、この影響は福島にどれぐらいですかとちゃんと調査しているわけです。だけれども、そのほかの推本は波源を勝手に移動して、こんなところで起きたらどうだと言っているだけの話ですから、それを本当にいろいろな先生の指示（ママ）を得られるかということ、いろいろ聞いても、荒唐無稽と言ったらおかしいんですけども、そうおっしゃる人もたくさんいて、そういう中でどう決めればいいのか。事業者としてわからないわけですから、専門家集団の中で決めてもらえば、そのルールに従ってやりますということになります。

それから、保安院どうのこうのよりも、そういうルールで決めたことについては保安院さんに報告しても、保安院は納得しますからということ先ほど言ったわけで、別に保安院を気にしているわけではなくて、専門家の意見です。」（甲 1 1 1 8 - 1 9 頁）

この見解は一見もつともらしい。しかし、吉田は、土木学会を使い、推本の長期評価を潰してきた張本人です。その工作の裏表を知り抜いていながら、このような建前論を述べていることは、白々しいというほかない。

（5）津波を20メートル想定すれば、廃炉するしかない

「○質問者 極端な話、今、費用対効果の話が出ましたけれども、例えば原子力発電所で、今、何事につけてもすべて超保守的に考えて、ほとんど起こり得ないかもしれないけれども、万が一起きたときのことを考えて、防潮堤は基準にすると20mまでにしなければいけませんとか、すべてのものをかさ上げしなければいけません。海水のポンプなども高いところにして、そこからずっと下に下して、そこをポン

プでやらなければなりませんとなると、設備投資がどんどんかさんで
きますね。

○回答者 20 mの津波といったときには、基本的に廃炉にしないと
だめです。あの立地だと、抜本的にだめです。

○質問者 1 F 自体が無理になりますか。

○回答者 はい。」(甲 1 1 1 9 頁)

三陸海岸に高さ30メートルを超える津波が想定されていたのに、
同じプレート境界の福島に、高い津波が来ないという想定の方が非常
識です。

まさに、本来は、福島第一原発は廃炉とすべきだったのです。

(6) 15メートルなら防潮堤で対応できたかもしれない

「○質問者 今回のようなもの、15 m ぐらいの津波に耐えられるよ
うになるためにはどうですか。

○回答者 前に波源が福島県沖に来るとして考えたのが10 m ぐらい
ですね。

○質問者 はい。

○回答者 あれだったら、何とか防潮堤をつくって波を逃がすとい
うことはできると思うんですけども、今回のものは本当にできるのか
どうかわかりません。」(甲 1 1 1 9 - 2 0 頁)

15メートル程度の津波は、この地域のプレートの状態から判断す
れば、むしろ控えめとも言える想定でした。これに対応する工事をし
ておけば、破局は避けられたのです。

(7) 原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ち

「○質問者 例えば今回1 F 自体がどうなるかというのは、そのまま

運転できるかという点、とてもではないけれどもという状況かもしれないですけども、女川とか全国にいろいろありますね。玄海の方とか、九電とかありますね。ああいうところで10mとかね。

○回答者 それはまた極端な意見で、要するに日本国どこでもマグニチュード9の地震が起こり得ると言っているのと同じことで、それだったら、その辺の建物は全部だめなわけです。原子力発電所だけではないです。直下に起こることも考えれば、何もできません。だから、各号機ごとに、各発電所ごとに立地条件に応じた津波規模だとか地震規模、どんな断層があるかで変えてきているというのが今までの発想です。」(甲11 20頁)

ここで、吉田は原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ちに落ちています。原発はいったん事故を引き起こせば取り返しがつかないので、万が一にも事故を起こしてはならないという基本がわかっていない、驚くべき低レベルの安全認識であるというほかありません。

(8) マグニチュード9の地震を想定した者はいないことが言い訳となるか

「○質問者 今、この原発で貞観津波を考えているのに、1Fで考えていないのはおかしいとかね。

○回答者 それは全然論理がおかしくて、貞観津波を考えて調査をしたら、4mとかそれぐらいしか来ていないから、貞観津波があな場所波源となってくれば、それはそのレベルだから、我々としてはいいだろう。だけれども、貞観津波を起こした地震のマグニチュードよりもっと大きなものが来たわけですから、マグニチュード9が来た。日本の地震学者、津波学者のだれがあそこにマグニチュード9が来るということを事前に言っていたんですか。貞観津波を考えた先生たちもマグニチュード9は考えていません。それを言い始めると、結局、

結果論の話になりますと言いたいです。」(甲11 20頁)

「今回、貞観津波のお話をされる方には、特に言いたいんですけども、貞観津波の波源で考えたときにも、うちの敷地は3mか4mぐらいしか来ないから、これは今の基準で十分もつという判断を1回しているわけです。貞観津波の波源のところに、マグニチュード9が来ると言った人は、今回の地震が来るまではだれもいないわけですから、それを何で考慮しなかったんだというのは無礼千万だと思っています。そんなことを言うんだったら、日本全国の原子力発電所の地形などは関係なく、先ほどおっしゃったように、全部15mの津波が来るということで設計し直せということと同じことですね。」(甲11 21頁)

「○回答者 もう一ついうと、貞観津波で想定していたマグニチュードよりもっと大きいものが来たというのが違うところがあるわけです。

2つあって、マグニチュード9が来たという大きさの部分は、今まで地震学者も津波学者もだれも想定していなかった。

それから、3つのプレートがほぼ同時に動く。これもだれも言っていなかったんです。1つ動けばあとは寝ている。連動しないというのが学会の常識だったのが、連動したわけです。」(甲11 22頁)

このような判断は、原子力の安全性評価のあり方として、完全に誤っています。しかし、このような誤った認識が記録され、公表されたことに大きな価値があると言えます。

この点について、添田氏は次のように論評しています。

「確かにマグニチュード9を予想した人はいなかったのですが、2008年の論文ではマグニチュード8.4は考えていた。その予測でも津波は敷地高さを越えていたわけです。原発の被害を考える時、マグニチュード9まで予測する必要はまったくなかったのです。このあ

たりの吉田さんの話は支離滅裂なのですが、政府事故調で質問している人は、気づいていないのか、突っこんで聞いていません。」（甲 30 1281頁）

このとおりです。つまり、確かにマグニチュード9の地震が起きると予測した研究者はいませんでした。しかし、福島沖を含めて、マグニチュード8クラスの地震が起きることは推本も予測していたし、さかのぼれば、7省庁手引きでも同じことが指摘されていました。吉田所長はこのことを知ってか知らずか、混同して話しているのです。そして、予測されていた福島沖のM8クラスの地震に対する対策がとられていれば、高さ15メートルという津波の高さが一致していたのですから、原発は守れたのです。

（9）土木学会での検討はフォローせず

「○質問者 土木学会に東電が依頼されていますけれども、依頼後に土木学会がどの程度議論していたのかという話です。

○回答者 それは全く知らないです。

○質問者 それはわかりませんか。

○回答者 はい。」（甲 11 22頁）

もし、本当に重大な検討を依頼したのなら、フォローするはずですが。にもかかわらず、責任者でありながら、全くフォローがなされていません。この答えの中に、この土木学会への検討依頼が、時間稼ぎでしかなかったことが、はからずとも露呈しています。

（10）保安院は手を拱いていたのか

「○質問者 保安院などから、そういうことに対して何か示唆なりをすることはあるんですか。もうちょっと上げた方がいいのではないか

とかね。

○回答者 それは私が部長でいたときですか。

○質問者 部長でいたときです。

○回答者 ないです。

○質問者 そういうものはないんですか。

○回答者 保安院さんもある意味汚いところがあって、先生方の意見をよく聞いてということになるわけです。最終的にバックチェックにしても何にしても、保安院が決定しないわけです。彼らは汚いからね。結局、耐震評価小委員会などをつくって、先生を並べて、電力に資料をつくらせて、報告して、そのあら探しをして、部分的にコメントが付いたところだけ何とかしろと、ここだけ説明しろとか、これだけです。要するに、保安院として基準を決めるとか、そういうことは絶対にしないです。あの人たちは責任をとらないですからね。

○質問者 どちらかという、事務局的な感じでやって、有識者みたいな者を並べて、その人たちに検討してもらって、そこで何か意見が出たら、それについて何とかしなさいというスタンスなんですね。

○回答者 そうです。

○質問者 何か相談に行ったときに、保安院として、これはこうした方がいい、ああした方がいいみたいな感じにはならないんですね。

○回答者 ならないです。

○質問者 それは津波に限らず、そんな感じですか。

○回答者 全部そうです。絶対に保守的です。保守的というのは、今までのやり方を変えようとしなないという意味での保守的ですから、独断的にだれかの意見を取り上げて変えていくということもないです。なおかつ失点をしないようにするためには、広く先生の意見を聞いて、そこで総意が得られたので、それに基づいてとういうふうに決定していますという形になっているんです。」(甲11 25-26頁)

この証言が事実であるかどうか、かなりの疑問があります。『原発と津波 警告を葬った人々』の中には、保安院内部で津波の危険性について強く発言していた高島賢二氏に対するインタビューが採録されています（甲 13 126 頁以下）。

また、平成 18 年（2006 年）頃には保安院自体が、電力会社にかなり厳しく早期の対策を迫っていたことが、保安院自体の記録から裏付けられることは「8」で前述したとおりです。吉田が原子力設備管理部長に就任したのは平成 19 年（2007 年）ですが、直前の経過を引き継いでいないはずがありません。

東京電力の無策は際立っており、保安院はこのことを認識しながら、その圧力に屈していました。本件事故の主たる原因を形作ったものが東京電力幹部たちの津波対策のサボタージュと無策の理由づくりのための土木学会や中央防災会議などへの工作に明け暮れていた点と、このような実態を知りながら対策をきちんと命じることができなかった保安院幹部らにあることは明らかです。

10 添田氏のもたらした驚くべき新証拠の数々

本件の真相解明を求め、刑事告訴・告発の代理人を務めてきた当職らも、添田氏の著書の内容には本当に驚きました。耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたのです。

独立行政法人「産業技術総合研究所」の岡村行信活断層・地震研究センター長は「佐竹ほか 2008」の論文をもとに、耐震バックチェックの過程で貞観地震に対応した地震と津波対策の見直しを具体的に求めていました。総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐

震・構造設計小委員会 地震・津波，地質・地盤合同WGの32回（2009年6月24日）において問題提起があり，第33回（2009年7月13日）の審議の中で，東京電力担当者が福島第一原発5号機と福島第二原子力発電所4号機の「耐震安全性に係る中間報告の評価について」とする報告を説明し（合同W33-2-2など），その中で869年貞観地震による地震動と津波の影響の2回にわたって委員間で討論がされています。

その中で岡村委員は，次のような問題を提起しました。「佐竹ほか（2008）で指摘されている貞観地震を今の知見で考えると，連動型地震と考えるのが妥当であり，そういう地震は，短い間隔で普通に起こっている震源域の，複数の震源域が同時に破壊することで起こるのだろうと言われている。」

しかし，この問題提起に対し，東京電力及び原子力安全・保安院は，津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り，何ら対応しなかったのです。この議論が行われた時点では東京電力は自らこのような地震が発生した際には津波の遡上高が15メートルにも達することを明確に認識しつつ，公開の場での議論をはぐらかしていたのです。

そして，裏では，保安院の森山氏は，前記のようなメールを送り，「1F3の耐震バックチェックでは，貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「福島は，敷地があまり高くなく，もともと津波に対して注意が必要な地点だが，貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」「津波の問題に議論が発展すると，厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く，また，結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「というわけで，バックチェックの評価をやれと言われても，何が起こるかわかりませんよ」などと述べていたというのです。まさに，語るに落ちたとはこのことではないか。

森山審議官のメールから、保安院幹部らが本件事故を予見していながら、問題を先送りしていたことが明らかであり、同氏も明らかに起訴しなければならない者であることが明確となりました。申立人らが、第二次告訴を決意した大きな理由もここにあります。

このメールの宛先となっており、当時の保安院における1F3の津波審査の責任者である名倉審査官も明らかに起訴しなければなりません。名倉氏は間違いなく政府事故調の最も重要な調査対象とされたはずですが、自らの調書の公開を拒み、真相解明を妨害しています。後述する小林室長とは全く異なる対応をしています。反省が認められず、極めて悪質です。

1.1 このままでは事故を繰り返す

添田氏は、前掲書の「エピローグ」で次のように感想を述べています。極めて重要な指摘ですので、そのまま引用します。

「私は、東電福島原発事故のあともしばらくは、エネルギー政策を急転換させることによる弊害や、原発に依害してきた立地自治体の経済状況を鍛みて、建設年代や立地場所から判断して相対的にリスクの小さい原発を少数再稼動(ママ)させることはやむを得ないのではないかと考えていた。

しかし規制当局や東電の実態を知るにつれ、彼らに原発の運転をまかせるのは、とても怖いことを実感した。間違えば国土の半分が使い物にならなくなるような技術を、慎重に謙虚に使う能力が無い。しかも経済優先のため再稼動(ママ)を主張し、科学者の懸念を無視して「リスクは低い」と強弁する電力会社や規制当局の姿は、事故後も変わっていない。防潮堤をかさ上げすれば済む話ではないのだ。

彼らは、柏崎刈羽原発、福島第一原発と二度も大地震に襲われたのだから、しばらくは大きな災害はないだろう、と高を括っているにす

ぎない。日本列島はマグニチュード9の東北地方太平洋沖地震が起きたことで、地震や火山活動が活発化し、これまでの経験則が必ずしも適用できなくなっている。しかも日本が集団的自衛権を行使するようになれば、テロの脅威も格段に高まるだろう。二度あることは三度あると考える備えなければならないが、彼らにその自覚があるように見えない。」（甲13 203-204頁）

まさに、そのとおりです。

そして、3・11後に、このような電力事業者の慢心を生んだ最大の原因こそ、検察庁が本件の捜査によって真実を明らかにすることができず、起訴の判断ができなかったことにあります。どんなひどい事故を起こしても、自分たちは治外法権に守られていると、電力事業者は思い始めています。まさに巨悪を眠らせているのです。検察官に、このことを自覚させるためにも、検察審査会において、起訴相当の厳しい議決をなされるよう、ご審議のほどお願いいたします。

第6 2014年12月25日政府事故調調書の第三次公開などによって明らかになった事実<新証拠群2>

1 貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書

産業技術総合研究所の岡村行信氏は、貞観地震が福島第一周辺を襲った痕跡を耐震バックチェックの会合でも指摘していましたが、開示された調書で「自分は400～800年周期と言っている。堆積物は仙台の多賀城に何枚もあり、確実に反復していると考える。」と述べています（甲22 5頁）。

また、バックチェックの審査について、名倉審査官は津波に関しては本報告で対応すると答えていますが、「バックチェックの中間報告は限りなく本報告に近いもので、その半年後くらい、すぐに本報告が出てくるといった感じと聞いていた」としており、それから2年近く

放置されたという事態が、その当時の保安院の委員に対する説明とも食い違っていることがわかります。これは、最終報告に先送りするということが、対策をとらないまま原発の運転を漫然と続けるという意味であったことを物語っています。

また、岡村氏の聴取結果書によれば、同氏は貞観津波の予見可能性に関して、この津波について、「こんなにすぐに来るとは思わなかった。」としつつも、対策については、「やっておくべきだろう。10万年に一度の災害にも原発は備えなければいけないのに、千年に一度という高頻度の大地震には備えるのが当然である。」として、対策が必要であったとする見解を示しています。また、「福島沖では貞観地震まで遡らないと連動地震の事例がないので考えにくいとする人もいるがどうか」との質問にも、「今までの記録にこだわるとそうなる。産総研でモデルを南に拡げているのは、エイヤの要素もあるが、双葉町の実際に堆積物が出たところまで入れたということ」として、福島沖に想定することに科学的な裏付けがあることを示しています(甲226頁)。

2 保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性

保安院の安全審査課耐震安全審査室で平成21年(2009年)6月30日以降、室長を務めていた小林勝氏は、津波対策について極めて重要な証言を行っています。同氏に対しては、平成23年(2011年)8月18日(甲23の1)と平成23年(2011年)9月2日(甲23の2)の2回聴取が実施されています。

なお、同氏の証言に無数に登場する当時の審査官の名倉氏についても、調書は確実に作成されているはずですが、これは公開されていません。国の公職の立場にあり、このような事故に密接に関連した業務に就きながら、調書の公開に応じない態度は公僕の立場にあるものと

して極めて不当です。

(1) 一通目の調書

まず、小林氏の一通目の調書には、

「貞観地震については、森山審議官が貞観地震を検討した方が良いと言いだめた時に初めて知った。1F-5の中間評価が終わり、1F-3のプルサーマルが問題になった平成21年頃、福島県知事が、①耐震安全性、②プルの燃料の健全性及び③高経年化の3つの課題をクリアしなければプルは認められないと言っていた。森山審議官は、当時、貞観地震が議論になり始めていたことから、福島県知事の発言に係る①耐震安全性の検知(ママ)から、貞観地震の問題をクリアした方がいいんじゃないかと言いだめた。私も森山審議官の考えに賛成だったが、結論として、1F-3のプルサーマル稼働を急ぐため、(8字削除)原案委(ママ)に諮らなかつた。私は、野口安全審査課長(当時)に対し、かような取扱いに異議を唱え、「安全委員会に(5字削除)話を持って行って、炉の安全性について議論した方がよいのではないか。」と言ったが、野口課長は「その件は、安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノンキャリのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と言われた事を覚えている。当時の状況は、私や森山審議官のように、貞観地震について懸念する人もいれば、1F-3のプルサーマルを推進したいという東電側の事情に理解を示す人もいたという状況だったこともあり、(7字削除)原案委(ママ)に諮らなかつた。なお、当時の野口課長の前々職は、資エ庁(資源エネルギー庁)のプルサーマル担当の参事官であり、プルサーマル推進派で、現在、首席統括安全審査官(審議官クラス)を務めている。当時の野口課長の関心は、プルサーマルの推進であり、耐震評価についてはあまり関心がなかつたようであった。」(甲23の11-2頁)

「自分が耐震安全審査室長に就任して間もないH21.7.13に開催された、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波，地質・地盤合同WG（第33回）に出席した際，貞観地震を巡る議論があることを知った。その後平成22年に，東北大学の教授であり，我々の審議会の委員でもある，私が非常に尊敬している今泉教授が書いた論文で浸水域が示され（平成22年5月24日），同年8月には岡村教授が福島において貞観地震に係る堆積物が出たと指摘した論文も読み，被害が相当大きかったのだと思った。」

「東電の想定津波波高の数字については，平成23年3月7日に開催された会合の時に初めて聞いた。当時，我々が推本と会合を持ち始めており，次の長期評価では，貞観地震がきちっと評価されるなという認識を持ち始めたことから，東電にも一言言っておかなければならないと思い，3月7日に東電を呼んだ。東電の説明によれば，佐竹，推本及び土木学会の各モデルに基づいた波高計算をしたところ，佐竹と推本のモデルでは，敷高（ママ）を超える津波が来るとのことであった。そこで私は，東電の（2字削除）課長と（2字削除）に「これは，早く工事しなきゃダメだよ。」といった。すると，彼らは，「平成24年の秋に，土木学会の評価手法の見直しがあるから，そのときに併せて貞観津波の評価をしたい。」と言った。これに対して私は「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と言ったが，それ以上の事は言わなかった。それ以上のことを言わなかったのは，正直なところ，当時はまさか3・11のような大きな津波が来るとは思っていなかったからである。これらのやり取りを証明するメモ等のエビデンスは，現時点で見当たらない。土木学会の評価手法の見直しの件については，平成23年3月7日以前（年が変わる前と思う。）に岡村先生から「波源モデルを大き目にしないといけないな。そういったところを土木学会

の評価に反映させたいな。時期は平成24年だな。」などと聞いたように記憶している。」(甲23の1 2-3頁)

「東電が、「平成21年9月、バックチェックでは、土木学会の津波評価技術の手法を用いることとし、貞観津波を考慮しないことで保安院は了承した。」旨話しているようだが、保安院として、貞観津波を考慮しないことにつき了承するしないなどと言うことはない。かような点については、学識経験者の意見を踏まえた上で評価を行うので、事務局サイドでその良し悪しの判断をすることはない。

(以下4行分削除 ここには、二通目の調書で小林氏が忘れたとして厳しく追及されている9月7日の会合に小林氏がなぜ欠席したかの理由が書かれているものと思われ、さらに重大な事実が隠されている可能性がある—代理人注)

保安院としては、平成21年8・9月頃、1F・2Fにおける貞観津波の評価については、その最終報告の中できちんとなされると思っていた。」

「貞観地震の被害が大きいのではないか、昔、津波が相当奥まで入り込んでいるんじゃないか。」と思ったのは、今泉先生の論文を見た平成22年5月頃である。」

「岡村行信先生が平成22年8月に書いたA F E R C (Active Fault and Earthquake Research Center: 活断層・地震研究センター)の記事を読んでから、貞観地震に係る堆積物調査も重要であると考え始めた。これに伴い、高い津波が来ると注意しなければならないと思うようになった。」(甲23の1 3頁)

「名倉安全審査官は、平成21年7月1日の合同WGで、バックチェックの(2字削除)報告書において貞観津波を考慮して記載する(3字削除)と東電に言っている。私もその審議会に出席していたから覚えている。

また、津波堆積物の研究については、岡村先生も福島で貞観地震に

係る堆積物が出たと指摘していたことから、私としては重要なファクターと思っていた。」(甲23の1 4頁)

このように、保安院の福島第一原発3号機のバックチェックを担当していた耐震安全審査室の室長であり、津波審査の中心にいた小林氏は貞観の津波と同様の津波が福島第一原発を襲う可能性があり、その場合安全性が確保できないことを知っていました。

また、事故直前の平成23年(2011年)3月7日に15.7メートルのシミュレーション結果の報告を受けた際には、直ちに危険性を指摘し、検討を先延ばしにする東京電力担当者に対して「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と述べたというのですから、この報告が平成20年(2008年)の段階でなされていれば、その時点において、強い対策をとるべきとの指導がなされた可能性があります。とりわけ、保安院自らが一度は平成18年(2006年)の段階で、津波対策を緊急に実施する、そうしなければ不作為を問われる可能性があることまで、考えた時期があることが、この間明らかになってきています。

平成20年(2008年)の段階で津波対策の工事計画までが検討されながら、これを土木学会に検討依頼するという形で、対策を先送りしながら、この時の報告が保安院に対してなされなかったことの持つ意味は決定的です。このような報告がなされれば、保安院から直ちに厳しい対策を求める指導がなされることを確実に予測しながら、それを避けるために報告自体をしないという隠蔽工作を行ったのです。

(2) 二通目の調書

二通目の調書はより詳しくなっていますが、小林氏自身の姿勢がやや防衛的に変わっている部分があります。

平成21年(2009年)8月及び9月の東京電力による貞観津波に

関する説明について、次のように語っています。

「貞観津波に関しては、平成21年6月及び7月に開催された地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「合同WG」という。）第32回及び第33回において、産総研の岡村先生から指摘を受けている。また、同年7月の耐震バックチェックの中間報告書に対する「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」の中でも、貞観津波の調査研究成果を踏まえ、事業者がその成果に応じた適切な対応を取るべきとしている。

こうした状況の中で、私の部下である（7字削除）が、平成21年8月28日及び同年9月7日に、東京電力に対して貞観津波についてのヒアリングを行っている（2字削除）は、同年8月初旬ころから貞観津波に関する対策等について、東京電力に対して説明を求めていたようである。

同年8月28日のヒアリングの保安院側出席者は（4字削除）であった。このときのヒアリングでは、平成14年2月の土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に基づく想定波高を踏まえた福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「2F」という。）の津波評価とそれに対する対策等についての説明を東電から受けた。

また、平成14年7月の地震調査研究推進本部による「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「地震長期評価」という。）や貞観津波等に関する新しい知見については土木学会に研究を依頼しているという点についても、同様に説明を受けた。

8月28日のヒアリングの際に、（2字削除）から東京電力に対して、新しい知見に基づく試算の結果があれば見せてもらいたい旨の依頼

をした。そして、この依頼に基づいて、東京電力が平成21年9月7日午後1時から保安院に説明に来た。このときのヒアリングでは、貞観津波に関し、平成20年の佐竹論文に示されているモデル8及びモデル10に基づく試算の結果について説明を受けた。私は、この9月7日のヒアリングにも出席したことを覚えていない。

問（10字削除）平成20年8月28日のヒアリングの際、東電の担当者に対し、「次回のヒアリングには小林室長も出席する。」旨を東電に伝えたとのことであり、実際にも、あなたは同年9月7日のヒアリングに出席する予定となっていましたね。

答 はい。

問 にもかかわらず、同月7日のヒアリングに欠席したというのであれば、それなりの理由があったと思いますが、どのような理由だったのですか。

答 何かのマネジメントがあったんじゃないでしょうか。

問 平成23年8月18日、事故調において、あなたからのヒアリングを実施した際、あなたは、平成20年9月7日のヒアリングに欠席した理由について何と話していたか覚えていますか。

答 マネジメント。そうでなければ、翌日の産総研のヒアかな。

（8行分削除）

問 もう一度確認します。あなたが、9月7日のヒアリングに欠席した理由は何ですか。

答 覚えていません。

9月7日に（2字削除）が東電から説明を受けた内容については、私も、9月のうちに、（2字削除）から報告を受けたように記憶している。その内容は、「東京電力から貞観津波についての試算結果について説明を受けた。その試算結果が大きな数字になっている。いずれ耐震バックチェックで評価する必要があるかもしれない。」というもの

であった。その際、(2字削除)からは試算結果の具体的な数値については聞いていないものの、敷地高を超える津波がくる可能性があるということは聞いたかもしれないが、よく覚えていない。

(2字削除)から報告を受けた後、詳しい時期は覚えていないが、1Fに関して(2字削除)から聞いていた内容、すなわち「貞観津波の試算結果の数字が大きい。敷地高を超える可能性がある。」ということ
を森山安全審査課長(当時)に伝えたことを覚えている。(森山審議官の聞いていないという証言と矛盾しており、小林氏の証言の方に信憑性がある—代理人注)

「私が1Fに敷地高を超える津波がくる可能性があると認識した契機として間違いなく覚えているのは、1F3号機で、プルサーマル計画が始まる時、すなわち平成22年3月ころ(2行削除)である。1F3号機のプルサーマル計画の議論をしている際に、森山安全審査課長と貞観津波について議論したことがあり、「1Fに大きな津波がくるらしい。これについては敷地高を超えるらしいので、ちゃんと議論しないとまずい。」と話したことを覚えている。

「2010年3月24日付森山審議官(当時)が送信した「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメールの写し(添付資料1)について説明する。

このメールは、森山審議官が、平成22年3月24日、私、名倉他3人に送付したものである。

当時、1F3号機のプルサーマル計画を進めるに当たって、佐藤福島県知事は、平成22年3月に「耐震安全性」「高経年化対策」「MOX燃料の健全性」という3条件を提示していた。この3条件のうち、「耐震安全性」という条件をクリアするために、資源エネルギー庁を中心とするプルサーマル推進派は、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価作業を特別な扱いとして実施しようとしていた。こ

の森山審議官によるメールは、これら3条件を受け入れる前に送信されたメールであり、1F3号機に係る耐震バックチェックの中間報告書の評価作業を軽々に受け入れるわけにはいかないという文脈で送信されたものだと思う。なぜ1F3号機の評価作業を受け入れられないかということ、我々としては耐震バックチェックの中間報告の評価作業は1サイト1プラントという原則で行っており、プルサーマル計画を推進するためだけに1F3号機だけ特別な扱いとして評価を実施するのは筋が通っておらず、よくない先例を作ってしまうという懸念があったからである。

また、プルサーマル計画を推進するという理由はどうであれ、貞観地震に関する新たな知見が出ている中で、1F3号機の評価作業をやるかすると貞観地震への対策は必ず議論になる。そのような状況になれば、燃料装荷が予定されていた平成22年8月までに1F3号機の評価作業の結論が出ない、又は、評価作業が終わったとしても更なる対策が必要となる可能性もあった。森山課長はその点についても懸念しており、1F3号機の評価作業はやらない方がよいと考えていたと思う。」

「平成21年7月に1F5号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を行った後、貞観津波に関する新しい知見が出てきていたのは確かである。私としては、貞観津波が非常に気になっており、1F3号機の耐震バックチェック中間報告の評価作業をやるのであれば貞観津波のことをしっかりと議論しなければならないと思っていた。しかし、実際のところ、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価を行う過程で貞観津波に関する議論はなされなかった。

そもそも、耐震バックチェックの中間報告の評価作業は、耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「合同WG」という。）及び同小委員会構造ワーキンググループ（以

下「構造WG」という。)において審議されることとなっている。

しかしながら、地震・地震動評価や津波評価の詳細については1F5号機の評価の際に合同WGの中で審議されていることから、1F3号機の評価の際には議論しないこととされてしまった。つまり、1F3号機の評価については、構造WGにおける施設の安全性のみの審議とされたのである。

(5行削除)

結果としては、1F3号機の評価の際には、1F5号機の評価作業以降に得られた貞観津波の新たな知見に関する議論が完全に抜け落ちた状態で審議が進んでいったのである。

実際に、1F3号機の評価に関し、構造WGにおいて貞観地震の議論はなされていない。東京電力の吉田原子力設備管理部長(当時)が構造WGにおいて、「福島県からプルサーマル計画の受入れに当たり、3条件が出されている。事業者として説明責任を果たしていく所存であるので、保安院においても1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を実施していただけると幸いです。」という趣旨のことを言っている。これは、野口課長が構造WGのロジを担当していた私に言って、議事進行に加えたものである。」(甲23の2 1-4頁)

「耐震バックチェックの評価作業自体は耐震安全室が担当するので、私も実作業として1F3号機の評価には携わっているが、その後の意思決定には関与していない。保安院内における1F3号機に関する評価作業が完了するころ、すなわち平成22年7月ころ、私は野口課長に原子力安全委員会に話を持っていくべきだという具申をした。私としては、(9字削除)保安院における評価作業では議論しなかったものの、原子力安全委員会で議論してもらえれば耐震バックチェックの評価結果に貞観津波に関する新しい知見が反映されると考えていた。

しかし、ここでも私の意見が通ることはなく、結果として、原子力安全委員会に保安院としての評価結果を諮ることはなかった。野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」(甲23の2 4頁)

「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならなかったと考えていた。(4行削除)(甲23の2 5頁)

実質的に人事を担当する(3字削除)課長(当時)から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。結果として、1F3号機の評価作業の過程で貞観地震が議論されなかったのは既にお話ししたとおりである。」

「東京電力が津波堆積物調査を実施していることについても、平成21年中には名倉から聞いていた。前述のとおり、平成21年9月、名倉から貞観津波についての東京電力に対するヒアリングの結果について報告を受けた。その報告では、東京電力が行った貞観津波についての試算結果によると、福島地点に敷地高を超える大きな津波が来るかもしれないとのことであった。このとき、私は、試算結果に対する東京電力の対応について、名倉から詳しい報告は受けていないと思う。ただ、名倉との会話の中で、耐震バックチェックの最終報告の段階でシミュレーションをやらないといけないという話はしたと思う。

名倉から、東京電力が津波堆積物調査を実施しているということについても報告を受けた。報告を受けた時期は、平成21年9月よりは遅かったと思うが、詳しい時期は覚えていない。その後、津波堆積物調査の結果がどうであったかなどの質問を名倉にした記憶もなく、結果についてフォローしていなかった。」(甲23の2 7頁)

「添付資料5のメール本文に「貞観の地震による津波は簡単な計算

でも、敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要になると思う。」との記載がある。だから、遅くとも、このメールの送信日である2010年(平成22年)3月23日までに、私は、貞観津波についての想定波高結果が1Fの敷地高を超える可能性があることを名倉から聞いて認識していたことは間違いない。

さらに、森山審議官も、遅くとも今述べたメールの送信日までには、(13字削除) 間違いなく認識していたはずである

しかし、(13字削除) この認識に基づいて、東京電力に対して具体的な対策についての指示をしたことはなく、耐震バックチェックの最終報告の段階で議論する必要があると考えるにとどまっていた。

添付資料の5のメール本文で、私は、津波対策として、防潮堤を作るということを森山審議官に提案しているが、(40字削除) 防潮堤を作ると、むしろ周りの集落に向かう波が大きくなってしまうなどというデメリットの議論はあったように思う。防潮堤を作るに当たってのメリットとデメリットは、1F3に限った話ではなく、他の発電所の場合でも議論されていたことである。

なお、1F沖に防潮堤を作るという(2字削除) 案について、森山審議官からは対策を急がせろなどといった特段の反応はなかった。」

「2010年3月24日付森山審議官が私等にあてた「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメール(添付資料1)について先ほどの説明に加えて補足する。このメールは、平成22年3月24日に森山審議官が1F3号機のバックチェックに関して寺坂院長(当時)等に説明した結果を伝えてきたものである。

院長等の上層部に対する説明であるので、この日程については事前に決まっていたのだと思う。

私は、添付資料5に関して既に説明したとおり、平成22年3月23日に、森山審議官に対して、1Fにおける貞観津波に関する対策に

について説明している。森山審議官としては、院長等に対する説明の準備として説明を求めてきたのだろうが、説明者である私には院長等に対する説明が控えているといったことは知らされていない。

院長等に対する説明に同席していたわけではないので、森山審議官が説明した際の院長等の詳しい反応はわからない。」(甲23の2 7-8頁)

「平成23年3月7日付東京電力作成に係る「福島第一・第二原子力発電所の津波評価について」(添付資料12)について説明する。

この資料は、同日、東京電力が貞観津波についての試計算結果を説明に来た際のものである。この資料のうち、「地震本部の見解に対応した断層モデル」・「869年貞観津波の断層モデル」に対する津波評価について」には津波想定波高が記載されており、よく記憶している。また、この資料については、東京電力から直接説明を受けたことも覚えている。

私は、この資料を見て、1Fにおける津波想定波高が非常に高くなっていると認識した。既に、この時点で1Fにおける津波想定波高が敷地高を超えるという認識は持っていたので、試計算結果を見て、さほど驚くということにはなかった。」(甲23の2 12頁)

「東京電力は、貞観津波に関する対策工事は土木学会の津波評価技術の改訂に合わせて実施するという説明をしていた。要するに、平成24年秋に予定されていた津波評価技術の改訂までは対策工事をやらないということであった。

(3字削除) この説明を受け、「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。私のコメントに対し、東京電力は「土木

学会における津波評価技術の改訂を待って対応する。」との説明をしていた。この時には、これ以上のやり取りはなく、私のコメントにしても単に口頭で、言っただけであり、対策工事を指示をしたというほどのものではない。

私が、これ以上東京電力に対して強く言わずに、東京電力の方針をいわば黙認してしまったのはやはり津波に対する切迫感、危機感が足りなかったからだと思う。

(3行削除)

震災後に、3月7日にした東京電力とのやり取りを名倉と振り返ったことがあるが、このやり取りの中で一番強く印象に残っているのは、やはり東京電力の対策工事が遅いということであった。しかし、3月7日の東京電力とのやり取りについて、私から、課長を含めて上司に報告を上げたことはない。なぜなら、この時も耐震バックチェックの最終報告の際に評価すればよいと考えていたので、この時点では報告の必要性を感じなかったからである。」(甲23の2 12-13頁)

3 保安院山形調書から浮かび上がるすべてを妨害した電力の醜い姿

電力会社の安全規制に対するすさまじい妨害の姿勢について、保安院の山形浩史・原子力安全基準統括管理官は調書(甲24)の中で次のように生々しく語っています。

「(外的事象の第4層について電力事業者は)ほっとくとやらないし、そんなことされると地元対策が大変で、彼ら(電力)としては、安全で事故は起こらないという説明を散々してきていて、一方で、そうは言っても、起こるかも知れないから対策をとれと規制庁(ママ)に言われると、地元は納得しない。そこはインセンティブどころか、何のメリットもない、デメリットばかりで邪魔で仕方がない、そんなことをされたら困るという意識だったのではと思う。」(甲24 5頁)

「私が（電力会社に何かを）言った時でも、ありとあらゆる場面で、彼ら（電力）は嫌だ嫌だというような話だったし、私が指針の見直しだと言った時も、ありとあらゆるところからプレッシャーを受けた」

（甲 2 4 6 頁）

電力会社が規制当局に異常な圧力を加え、規制の強化に抵抗していた様子がうかがえます。

4 政府事故調も欺こうとした森山審議官

森山審議官が部下に送った驚くべきメールの内容を第 5 において、添田氏の著書から孫引きする形で紹介しました。その後、このメールは小林調書に添付されていたものであることが判明しましたが、森山審議官自身は自らの公開された調書（甲 2 5）で事実を正確に述べていません。

「貞観津波の問題を新知見検討会での議論に付そうとしなかったのは、あなたが当時、貞観津波の問題を重要な問題と認識していなかったからではないか。」という問いに対して「なぜだか、自分でもよく分かりません。」というとぼけた答えをしています（甲 2 5 4 頁）。この点が 1 F 3 の耐震バックチェックの最重点課題であったとメールの中で述べているのですから、この調書は明らかに偽りを述べていることとなります。

また、森山審議官は、

「私は平成 2 1 年 8 月 2 8 日頃、及び 9 月 7 日頃に、小林勝耐震安全審査室長や名倉審査官が東電から福島地点における津波に関する説明を受けたことに関する報告を受けた記憶はない。」

「もし、私が名倉審査官と同じ安全審査官という立場であり、東電から福島地点における津波の想定波高が O. P. + 8 m を超えるとい

うことを聞いたならば、上司に報告してどう対応すべきか相談していたと思う。」（甲25 3頁）

等と述べています。これも、小林氏の前記調書に拠れば、きちんと報告したというのであり、真っ赤なウソということとなります。

さらに、これは平成21年（2009年）8、9月の東京電力と保安院の津波をめぐるやり取りについての発言ですが、ここで述べられていることは、2010年3月のメール内容とも全く接合しません。

平成22年（2010年）3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールの内容をもう一度引用しておきます（甲10）。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長、次長、黒木審議官に話しておきました。」

「・貞観の地震についての研究は、もっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。」

「・福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対しては注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」

「・津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

「・東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」
「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起るかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました。」

このメールは、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測さ

れ、そのことを東京電力がいやがったためであることがわかります。保安院は東京電力の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東京電力の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのです。

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東京電力役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのです。

小林調書によれば、森山は、野口や原をプルサーマル推進派とすれば、安全重視派というべき立場であったと紹介されています。しかし、いったんは津波対策の必要性を認識しながら、結局対策の先送りを追認し、政府事故調においても事実を正直に述べないなど極めて情状が悪い。厳罰に処する必要があります。

第7 次々に明らかになる他の行政機関による福島沖の津波想定<新証拠群3>

1 1983年に福島沖に明治三陸沖の波源を置いたシミュレーションが実施されていた

福島沖の地震による津波の警告は、平成9年（1997年）の7省庁指示が最初と見られてきましたが、昭和58年（1983年）に阿部勝征氏らの研究で、福島沖に明治三陸沖の波源を置いたシミュレーションをしていたことが明らかになりました。

この事実は、岩見浩造氏によるブログ記事⁵で指摘されました。シミュレーションを実施したのは損害保険料率算定会です。各種の保険料率を算定するために保険業界が設立した団体で、様々な社会的リスク

⁵ 岩見浩造◆Pazz3kzZyMのブログ
<http://iwamin12.cocolog-nifty.com/blog/2015/03/1983-255b.html>

に関する研究を行っていました。昭和56年（1981年）からは、地震予知総合研究振興会に委託する形で数年に渡り『津波に関する研究』，後継として『津波危険度に関する研究』を行っていました。

太平洋岸を対象に津波シミュレーションを行ったのは『津波に関する研究 その2』で、研究期間は昭和57年（1982年）8月19日から昭和58年（1983年）3月15日まででした。

執筆担当は第1章：阿部勝征，第2章：相田勇，第3章：渡辺偉夫となっており，本文では明治三陸津波を参考として福島沖にFKモデルというM8.2の波源が設定されていました。

実際の波高試算では，潮位を考慮せず，明治三陸波源の規模を半分にして，大熊で4.56mとなっています。津波高については，十分なシミュレーションではありませんが，推本の想定とほぼ同様の地震想定が昭和58年（1983年）から，損害保険料率算定会という公的な性格を帯びた機関によって行われていたことは，特筆されます。

また，昭和58年（1983年）発行のIAEAの安全指針『No50 SG-10B 海岸敷地における原子力プラントに対する設計ベース 洪水』（50-SG-S10B Design basis flood for nuclear power plants on coastal sites 1983）（原子力安全研究協会訳）の中で，「（津波の多い）領域からの波が歴史上に記録されていなくても（敷地の被災性が）調査されなければならない。」と規定されており，貞観の津波の記録がある福島沖については，より早期に想定がなされるべきでした。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号）の制定

平成20年（2008年）4月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定されました。同法の目的は第一条に「この法律は，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地

震による災害から国民の生命，身体及び財産を保護するため，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成，地震観測施設等の整備，地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。」とされています。同法による「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」は，2条で，「房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。」と定義され，今回の東日本太平洋沖地震を含むものです。

同法にもとづいて，福島県内では，「いわき市，相馬市，南相馬市，双葉郡広野町，同郡檜葉町，同郡富岡町，同郡大熊町，同郡双葉町，同郡浪江町，相馬郡新地町」が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されています。

さらに，「この法律において「地震災害」とは，地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波，火事，爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。」と定義され，津波対策を含む地震災害対策が指示されていました。

この法律自体が，平成9年（1997年）の7省庁指示，平成14年（2002年）の地震調査研究推進本部の見解に基づいて制定されたものです。

3 福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見（政府見解）が存在していたこと

東京電力と東京地検は，推本の長期評価以外に福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が存在しなかったことを

強調してきました。しかし、このような主張は明らかに事実と反しています。

津波防災に関連する省庁（国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁）が、平成9年（1997年）に作成した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」および「地域防災計画における津波防災対策の手引き」（以下「7省庁手引き」という）では、最新の地震学の研究成果から想定される最大規模の津波を計算し、「常に安全側の発想から対象津波を選定することが望ましい」と定めていました（7省庁手引きは、津波解析の不確かさについて、津波数値解析は技術的に開発途上であり、精度と再現性に関して不確定な部分が多いことを示唆していた。）。

具体的には、7省庁手引きでは、地震地体構造の考え方（地震の起こり方（規模、起こりやすさ、深さ、震源断層のずれ動き方）には領域ごとに一定の傾向がある。）にもとづき、萩原尊禮氏（東京大学名誉教授）の説にしたがって、全国を25の領域に分け、そして、福島第一原発の沖合を含む宮城県沖から房総半島沖までの領域で起きる最大の地震が、1677年に発生した延宝房総沖地震（M8.0）クラスであるとして、延宝房総沖地震レベルの津波地震が福島第一原発のもっと近くでも起きる可能性があることを示していました。東京電力は、平成20年（2008年）に、延宝房総沖地震（1677年発生）が福島県沖で起きた場合の津波の高さも同様に試算し、その結果、襲来する津波の浸水高が福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mにまで及ぶものとの結果を得ていました。

すなわち、7省庁手引きは、平成9年（1997年）の時点で、福島第一原発の沖合において、浸水高が福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mにまで及ぶ津波を発生させる可能性のある地震が起きる可能性があることを予測していたのです。

4 電事連の対応について

(1) 電事連作成の「七省庁による太平洋沖沿岸部地震津波防災計画手法調査について」

電事連の作業部会は、7省庁手引きを受けて、「七省庁による太平洋沖沿岸部地震津波防災計画手法調査について」（以下「電事連報告書」という）を作成しています。

電事連報告書では、

- 1, 7省庁手引きでは、従来の原子力の安全審査で想定していた①既従最大津波、②活断層により発生することが想定される地震津波だけでなく、③想定しうる最大規模の地震津波（具体例として、プレート境界において地震構造体上考えられる最大規模の地震津波）を考慮すべきことが示唆されていること、
- 2, 上記1の考え方を原子発電所に適用した場合、一部原子力発電所において、津波高さが、敷地高を超えることになることが明らかにされていること、
- 3, 「七省庁手引きをとりまとめた委員会の委員には、MITI顧問（通産省原子力発電技術顧問）でもある教授が参加されているが、これらの先生は、津波数値解析の精度は倍半分（二倍の誤差がありうる）と発言している。」「この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所を除き、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えることとなる」と分析していること

などが報告されています。

(2) 電事連作成の「津波に関するプラント概略影響評価」平成12年（2000年）で福島第一原発が日本で一番津波に脆弱であることが示されて

いたこと

さらに、電事連は、平成12年(2000年)に作成した「津波に関するプラント概略影響評価」(甲8)において、解析誤差を考慮して想定値の1.2倍、1.5倍、2倍の津波高さで原発がどう影響を受けるかを明らかにしています。

表から明らかなように、福島第一原発についていえば、想定値の1.2倍の津波が来ただけで影響が生じることが明らかとされていたのです。

5 長期評価の見解が多くの機関(政府・民間)で採用されていた

長期評価は、推本の科学的知見に基づく見解であり、政府の共通見解でした。

すでに、平成9年(1997年)の時点では、地震地体構造の考え方にもとづき、福島第一原発の沖合において、浸水高が福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mにまで及ぶ津波を発生させる可能性のある延宝房総沖地震(1677年発生、M8.0)クラスの津波地震が起きうることは当然の前提となっていました。

東京電力と東京地検の見解は、上記のような歴史的事実を無視したものと言わざるを得ません。

さらに、東京電力は、中央防災会議が、福島県沖海溝沿い領域における地震を防災対策の検討対象とする地震と扱われなかったことをもって、東京電力が長期評価の見解を取り上げなかったことを正当化しています。

しかし、中央防災会議は、住宅など一般的な施設の防災を対象に災害を想定しているのであり、原子力発電所という危険物と同一に論じること自体がナンセンスです。さらに、東京電力や電事連の影響力の及ばない分野では、地震本部の長期評価の公表を踏まえた津波対策を

講じていた国家機関は多数存在するのであり、東京電力・東京地検の主張には根拠がないのです。

6 国土交通省が津波対策において長期評価の見解を取り入れていた

国土交通省は津波対策の一環として、福島県沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が起こることを前提に、GPS波浪計を設置していました。

ここで特に注目すべき点は、国土交通省が、こういった津波を想定して波浪計の配置を決めたかですが、甲27の図2-13を見れば明らかのように、国土交通省は、推本の長期評価をそのまま引き継ぎ、M8級断層が日本海溝に沿って房総沖まで切れ目無く直列に想定していたのです。

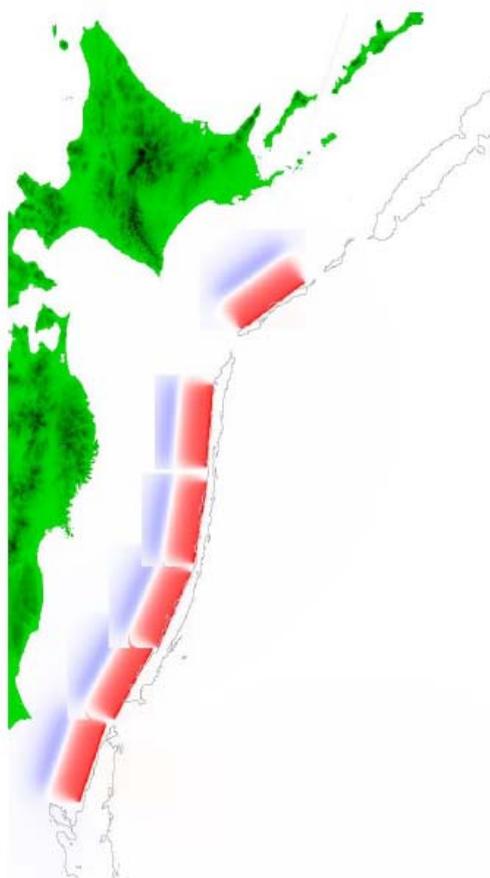


図2-13 日本海溝沿いにM8.0の地震断層を設定した例

そればかりか，国土交通省は，平成16年度東北地方の港湾における津波対策基礎調査（東北地方整備局）で想定した地震及び中央防災会議で被害想定に使用された津波波源モデルに対しても検討対象としていました。ここでも，福島沖に震源を置く想定が「想定福島沖」として図示されています。

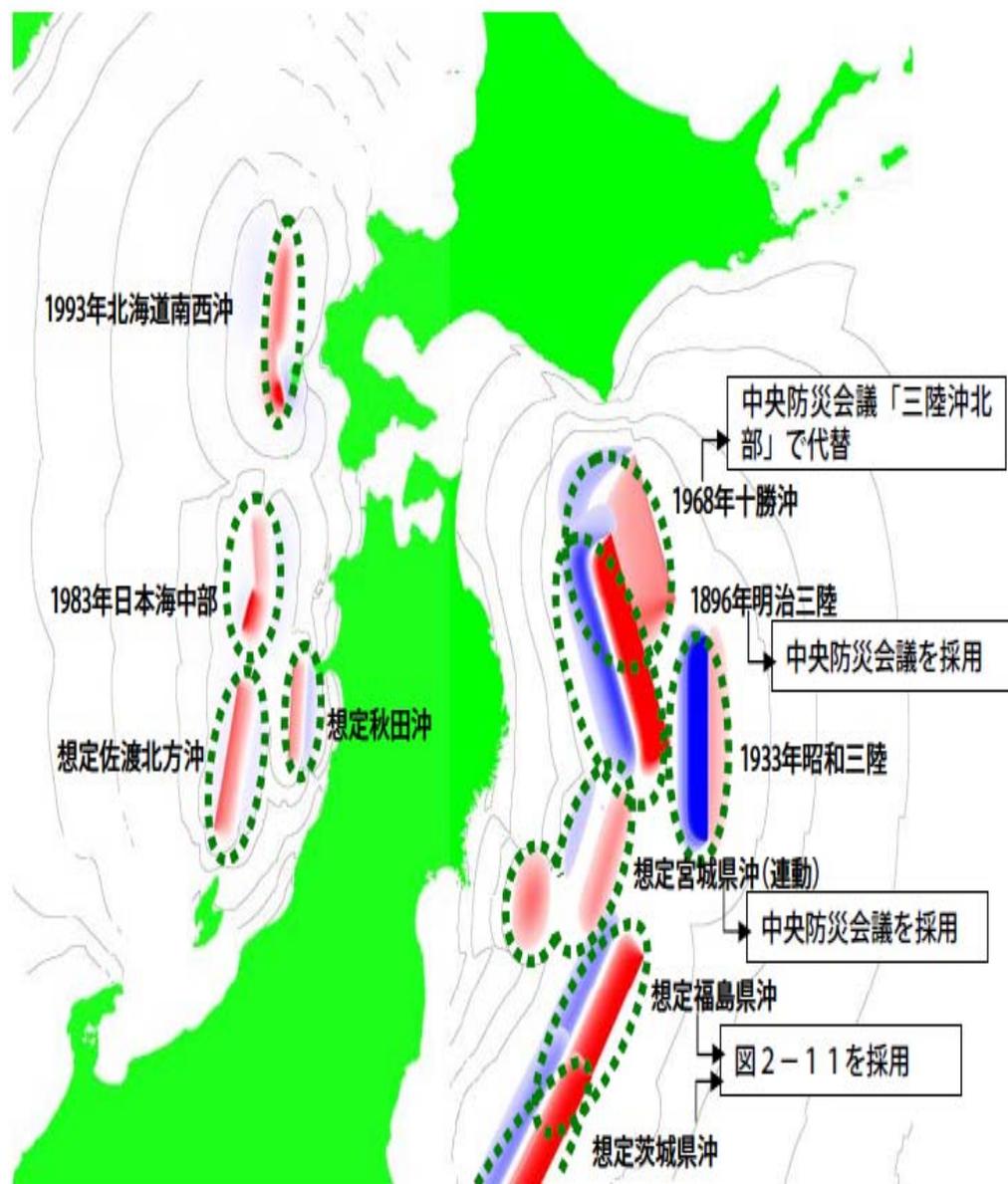


図2-14 平成16年度東北地方の港湾における津波対策基礎調査（東北地方整備局）で設定した地震断層

7 「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」 でも長期評価の見解が取り入れられていること

さらに、国土交通省と農林水産省が策定した「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」（平成18年（2006年）3月）でも長期評価の見解が取り入れられています。

上記ガイドラインは、津波発生時に水門や閘門を円滑に操作するために作成された資料であるが、策定の背景を解説した『海岸』記事では地震研究推進本部の長期評価の想定が掲げられています。

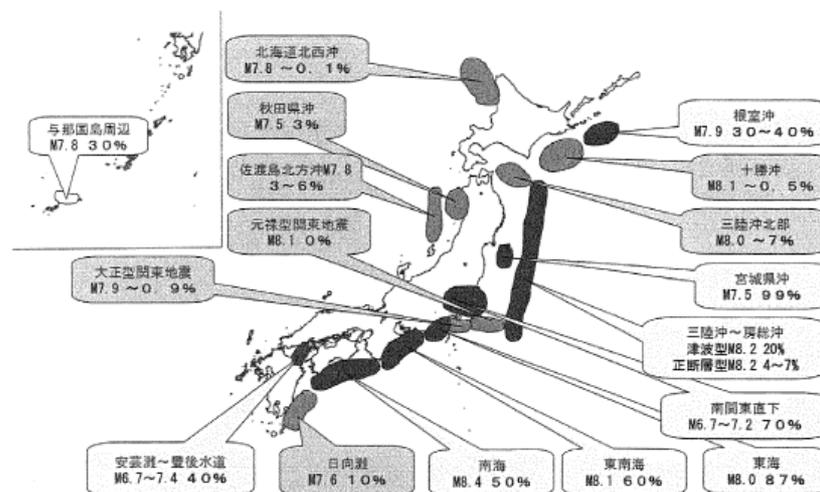
この文書によれば、水門・陸閘等について、安全かつ迅速に閉鎖するため、自動化と遠隔操作の措置を平成17年（2005年）3月から5年以内に整備することが指示されていました。3・11の1年前には整備を終える指示内容となっていたのです。

津波・高潮対策における水門・陸閘等 管理システムガイドライン

国土交通省河川局海岸室

1. はじめに

我が国においては、図にあるように、東海・東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、甚大な被害の発生が想定されている。また、平成16年12月に発生したインド洋大津波は改めて津波被害の恐ろしさを我々に認識させるものであった。



■我が国の今後30年以内の地震発生確率と規模
※地震調査研究推進本部発表を基に河川局にて作成

このような中、平成17年3月に国土交通省は「津波対策検討委員会 提言」をとりまとめた。この提言では、今後、概ね5年以内に緊急的に対応すべき具体的な対策として、津波や高潮の災害から地域を守るため、重要沿岸域※1のうち地域中枢機能集積地区※2において、堤防等の開口部である水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等を概成することなどが明示されている。

※1：重要沿岸域とは、東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域

※2：地域中枢機能集積地区とは、背後に救援、復興等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等

このため、水門等を津波や高潮の到達前などに、安全かつ迅速・確実に閉鎖するための考え方を示したガイドラインを策定することを目的に「水門・陸閘等管理システムガイドライン策定委員会」（委員長／目黒公郎・東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター教授）を設立し、平成17年10月から3回にわたる委員会の検討を経て本ガイドラインを策定したものである。

8 日本原電東海第二原発や東北電力女川原発が長期評価の見解を取り入れて対策工事を実施し事故を未然に防いだ

東京電力以外の電力会社が、長期評価の見解を取り入れて対策工事を実施した実例が存在します。

例えば、茨城県は、平成19年(2007年)10月、地震研究推進本部が津波地震の一つと判断した延宝房総沖地震(1677年発生)を根拠に、独自の津波浸水想定を公表しています。

日本原子力発電株式会社は、茨城県の津波浸水想定を受けて、東海第二原発の津波対策見直しを行っており、当該見直しをもとに側壁をかさ上げする工事を行っています。そして苛酷事故を免れたのです。

また、東北電力の女川原発も長期評価が津波地震の一つとしてとりあげた三陸沖地震(1611年発生)が、もっとも大きな津波をもたらす危険があるとして、対策措置を講じていました。そして、同じく苛酷事故を免れたのです。

9 8メートルの津波で1-4号機は冠水することを示した国土庁津波浸水予測図 — 決定的新証拠

あらたに明らかになった国土庁の作成した津波浸水予測図の解説は決定的な証拠です。この予測図により、福島第一原発1-4号機は8メートルの高さの津波で、ほぼ完全に水没することが判明しました。10m盤を大きく超える津波の予見が必要としてきた検察の論理は完全に崩壊したと考えます。

平成27年(2015年)4月に、このような検察の主張を根底から覆す新情報が、また『原発と大津波 警告を葬った人々』の添田孝史氏から申立人らに届けられたので紹介します。

それは、平成11年(1999年)3月、国土庁、財団法人日本気象協会が作成した津波浸水予測図(甲28)です。平成11年(1999年)

の地域安全学会梗概集に掲載された「津波浸水予測図の作成とその活用」（国土庁防災局震災対策課 岡山和生，中辻剛著）（甲 29）によると、「国土庁では，気象庁・消防庁と共に，近年の津波に関する研究成果やコンピューターに関する技術の進歩を踏まえ，地震断層モデルと津波の挙動のシミュレーション技術を活用した津波浸水予測図作成手法を，「津波災害予測マニュアル」としてとりまとめた」といいます。そして，「全国沿岸を対象に作成された津波浸水予測図は，きめ細かな津波防災対策に資することを目的として，要望に応じて，地方公共団体その他防災機関へ提供する予定である。」「沿岸地域住民・沿岸を訪れる外来者向けの啓発・広報目的に，浸水予測図を加工し，避難路・避難場所等を書き加えた住民配布用浸水予測図を作成することも可能である。」などとしています。

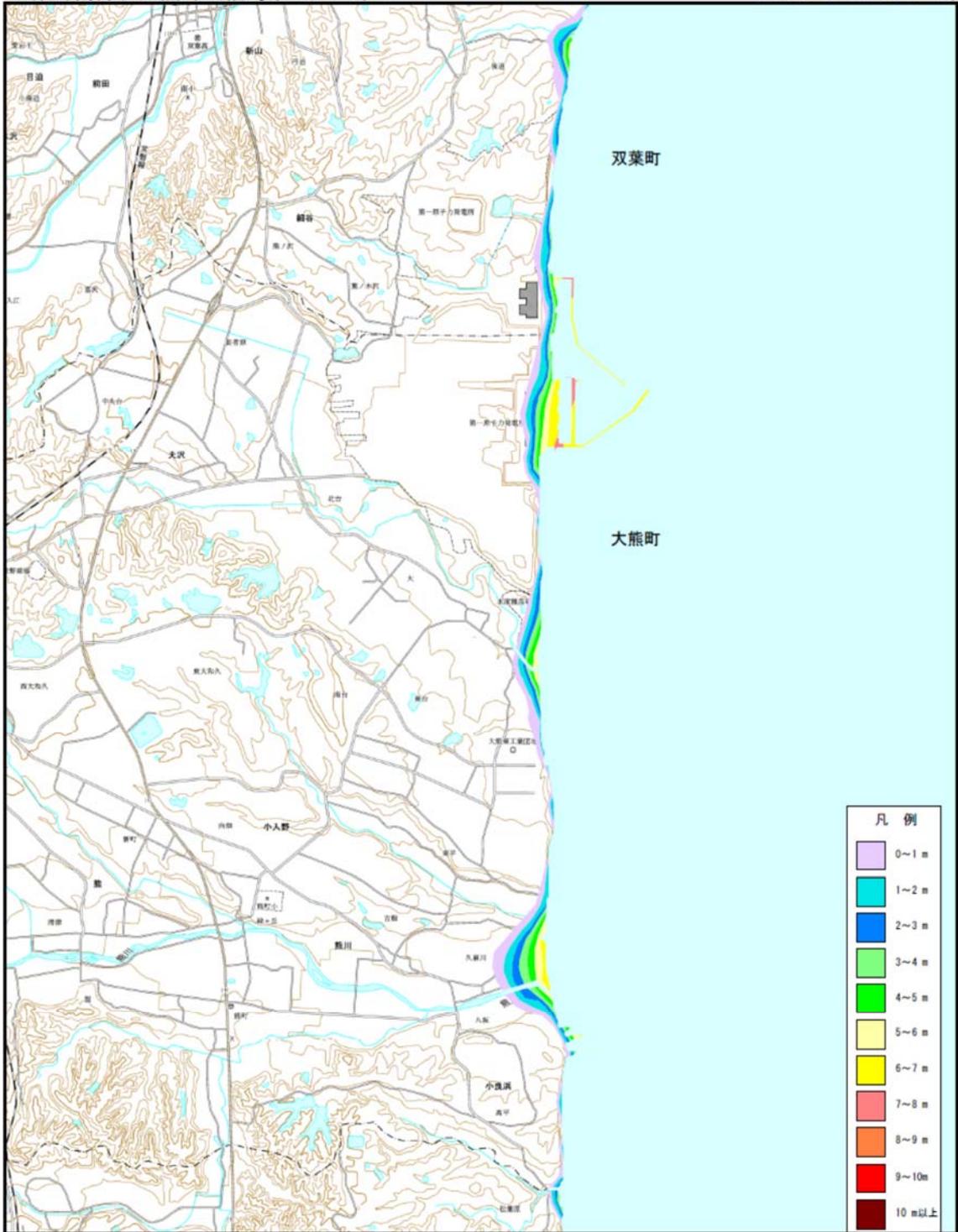
福島県の津波浸水予測図はここに図示するとおりです。

津波浸水予測図

設定津波高：8 m

双葉町南部、大熊町（福島県2） 3/4

FS002N08 3/4



発行：国土庁 制作：(財)日本気象協会

0 1 km

縮尺 1:25,000



申立人らにおいて前ページの図の福島第一原発近辺を拡大・加入した図

添田氏は、この予測図を内閣府に対する情報公開によって入手したということです。この予測図によれば、8メートルの設定波高で、遡上地域は福島第一原発の1号機から4号機までのほぼ全域が浸水しています。5・6号機は水没していません。

7省庁手引きの波高は、福島第一原発で8.6メートルということ

は電事連資料で判明していましたが、国土庁では、一般防災用に津波の遡上の様子をシミュレーションしていたのです。断層パラメーター等の詳しいことは現時点ではわかりませんが、7省庁手引きに従ったものと推定できます。

前記の国土庁の学会発表（甲29）は末尾で「我が国では、平成5年の北海道南西沖地震で約200名の犠牲者を出して以来、大きな津波災害は起こっていない。しかし、過去の例からも明らかなおとおり、津波地震が繰り返し起きるのは必然である。我々は、津波災害の軽減のために、個々の地域沿岸において、地域の実情に応じたきめ細かな津波対策が推進されるよう、努力を惜しんではならない。」と述べています。

これまでの検察捜査では、10m盤を大きく超える津波が来なければ過酷事故にはならなかったという認識をもとにすべての論理が組み立てられていました。しかし、わずか8メートルの津波高で1-4号機の全域が浸水することが明らかになったのです。検察の不起訴判断の根拠は根底から崩れたといわなければなりません。被疑者らは当然にこの浸水図を知っていたものと考えられます。そうなれば当然に重大事故の予測可能性が肯定されます。知らなかったとすれば、それ自体が原子力担当者（津波対策担当者）として注意不足であり、過失です。本年4月13日の不起訴理由説明会において、私たちは担当検事にこの浸水図を提示し、「これを知っていたか」と追及しました。担当検事は顔をこわばらせて言を左右にし、明確な答弁を避けましたが、最後まで、「知っていた」とは言いませんでした。ということは担当検事はこの浸水図を知らずに不起訴処分をしたことを意味します。別の言葉で言えば、今回の不起訴処分の証拠としてこの浸水図は入っていないのです。この浸水図を証拠とすれば、被疑者らを起訴すべきことは明らかなのです。

10 結論

以上のとおり，長期評価の見解は，国土交通省・農林水産省，国土庁などが進める一般防災の対策措置でも取り入れられていた見解であり，日本原電や東北電力は，長期評価の見解を取り入れて，原発の安全対策措置を講じていたのです。

東京電力の役員らは，国土交通省が想定していた一般的な防災レベルの危機意識さえ欠如していたといわざるをえず，これを起訴し，刑事責任を迫及することは当然のことだといえます。起訴相当の決定の根拠は先行事件の決定時と比べても，格段に厚いものどできたと自負します。東京電力と保安院の中で，津波対策に関わっていた中心的なメンバーは，先行事件の東京電力役員3名と，本件被疑者ら5名です。この8名の刑事公判が開かれれば，本件事故の真相はかなりの深いところまで明らかにすることができるものと考えます。検察審査会において，起訴相当の議決をなされるよう，ご審議のほどお願いいたします。

第8 津波の予見可能性と被疑者らの過失<検察審査会第1回議決と新証拠の総合>

1 事実関係の整理を通じて浮かび上がる事故を招き寄せた東電の無策と保安院の追認

第5において添田孝史氏が収集公表した資料を中心に，第6においては政府事故調が作成した調書にもとづいて，第7においては，他の政府機関の資料に基づいて，この数ヶ月のうちに本件について明らかになった決定的な事実の数々を紹介してきました。

これらの新たな事実と，検察審査会がその議決において既に認定していた事実関係とを総合して，本件において生じたできごとを以下に

時系列で示すこととします。

この作業を通じて平成20年（2008年）における東京電力の内部試算結果の秘匿，平成21年（2009年）における貞観津波対策の先送りの2つの判断が，本件事故発生の決定的な要因であることが明らかになります。

2 検察による不起訴理由の構造

平成25年（2013）年9月，平成27年（2015）年1月の先行事件に関する2度の東京地検の不起訴理由と今回の平成27年（2015）年4月3日の第二次告訴事件の不起訴決定は，いずれも次のような論理で，被疑者らの予見可能性と過失を否定していました。

先行事件において平成25年（2013）年9月申立人らに交付された「不起訴理由概要」（「東京電力福島原子力発電所における事故に関連する告訴告発事件の処理について」）によると，多くの津波想定のかきかけとなる事態の中から，推本の長期評価と東京電力内部の15メートルを超える津波高試算のふたつの事実だけを取り上げ，これらの事実だけでは，直ちに具体的な対策を講ずることなく，原発の運転を続けた被疑者らに，事故発生につながるような「10m盤を大きく超える津波」の予見可能性はなかった，と判断しています。

しかし検察庁は，申立人らが提出したスマトラ島沖地震津波，中越沖地震のような津波想定のかきかけとなる重要な事態の多くを，「不起訴理由概要」には記載せず，申立人らに対する説明会⁶では，それらの事情を考慮しても，予見可能性を認めるには足りないのだと説明しました。

⁶ 9月13日東京地検（1時間半），9月25日福島地検（2時間）において，両地検の捜査担当検事が列席して，申立人らに対する不起訴理由の説明会が行われた。検察官は申立人と申立人代理人の質問に答えた。本理由書では，この質問におけるやりとりも引用する。

このような判断の相当性を検討するに当たって、平成9年（1997年）以降事故までの14年間の間に、どのような深刻な事態が加速度的に進行したのかを時系列的に追って述べていくこととします。被疑者らの想定すべきであった津波について、少しずつではありますが、確実に情報が積み上げられ、被疑者らの注意義務のレベルが引き上げられ、問題を先送りすることは許されない切迫した状況となっており、被疑者らに対して起訴すべきであったことを明らかにします。

3 予見可能性の程度

「不起訴理由概要」では、「予見可能性については、漠然とした危候感や不安感では足りず、刑法上の責任を負うべき結果の発生に対する具体的な予見可能性が必要であり、判例によれば、予見可能性の有無や程度は、行為当時、行為者と同じ立場に置かれた一般通常人の能力を基準として判断するものと解されている。」としています。

ここでは、「一般通常人」という言葉が使われ、誤解を招きやすいですが、「行為当時、行為者と同じ立場に置かれた」者とされていることから、本件においては、潜在的に大きな危険を抱える原子力発電所を設置運転する電力会社の役員としての能力という意味となります。この点は東京地検も同じ理解をしています。

4 被疑者は、何を予見する必要があったのか。

(1) 検察は10m盤を大きく超える津波が襲来することについての具体的な予見可能性を求めている。

「不起訴理由概要」は、被疑者が何を予見する必要があったのかについて、「今回の事故では、福島第一原発において10m盤を大きく超えて建屋内が浸水し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波（以下、単に「10m盤を大きく超える津波」という。）

が襲来することについての具体的な予見可能性が認められれば、原子炉冷却機能喪失による炉心損傷等に起因する結果の発生に対する具体的な予見可能性があったと認められるものと考えられる。」としています。

津波があらかじめ想定された6メートルを超えれば、海水ポンプが機能しなくなり、冷却機能を失います。にもかかわらず、東京地検は、10メートルを超えない場合は、冷却機能の一部が維持され、深刻な事態は回避できたと説明しました。しかし、10メートルをどれだけ超える津波を予見する必要があったかは言えないとしています。このような説明には、大きな疑問を感じます。想定を超えれば、事故が起き、その事故がどこまで発展するかは正確に予見はできません。10メートルを大きく超えなければ、冷却はできたという判断には、科学的な根拠があるとは考えられません。むしろ、想定された6メートルを超える津波を予見し、対策を講ずるべきであったのに、何の対策も講じなかったことを過失責任の根拠とすれば、被疑者らに過失があったことは明らかです。

交通事故刑事裁判で過失を論じる際も、交通法規違反があれば、その結果どのような事故が起こりうるかについて、詳細な予見までは求めてきませんでした。

わざわざ「10メートルを大きく超え」という高い基準を設定したことは、被疑者らの責任を追及しにくくしているといわざるをえず、この点を「想定を超える津波」を予見すれば足りるものとしなければなりません。これが考慮されていれば、防潮堤の設置、電源の高所への移動、出入り口の水密化などなにがしかの津波対策が講じられたはずで、その場合には、事故の結果は異なったものとなった可能性があります。

また、貞観の津波の高さは8－9メートルの想定とされていますが、

土木学会手法による計算方法ではさらに2－3割高くなる⁷（甲1）といい、そうすると11－12メートルの想定になるのだから、確実に対策を講じるべきであり、何ら対策をしなかった被疑者らに過失があったことは明らかです。

（2）想定を超える津波が炉心溶融を引き起こしうることは予見可能であった

津波が想定を超えて施設を襲った場合、炉心の冷却機能を失い、炉心溶融に至ることはプラントの設計上、自明のことでした。

検察の「理由概要書」には、この点について何ら指摘されていません。

しかし、平成20年（2008年）8月の原子力安全基盤機構の「炉心溶融に関する報告書」では、津波の影響で、冷却水用の海水ポンプが損傷した場合、最終的な熱の逃がし場を確保する海水冷却系が機能喪失し、炉心損傷に至る可能性があることを指摘していました。

また、津波の影響で全交流電源喪失した場合には、炉心損傷に至ることも指摘していました。また、原子力安全基盤機構の「炉心溶融に関する報告書」（平成22年（2010年）12月）では、津波の高さごとに炉心損傷に至る危険性を評価し、防潮堤を超える高さの津波が襲来した場合、海水ポンプや非常用ディーゼル発電機等が機能喪失する結果、極めて高い確率で炉心損傷まで至ることが指摘されていました。

なお、これらの事実については、申立人は福島地検に対して指摘し続けてきました。

しかしながら、このような想定を超える津波が炉心溶融を引き起こしうるという指摘がなされていたにもかかわらず、東京電力及び被

⁷ 甲1 保安院開示資料「福島第一・第二原子力発電所の津波評価について 平成23年3月7日 東京電力株式会社」2枚目の※3参照
<https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/disclosure/kaijiseikyu/files/44-1.pdf>

疑者らは、これを無視し、対策を講じなかったのです。

5 7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた

推本の想定以前の平成9年（1997年）に7つの省庁が共同で作成した津波防災の手引きにおいて、福島沖でも津波地震を想定すべきことが示されていきました。これまで、平成14年（2002年）7月の、推本による福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生するとの予測に基づく対策の要否が議論されてきましたが、さらに5年も前に政府機関からこのような指示がなされていたことは驚きです。

この手引きは平成7年（1995年）の阪神淡路大震災の2年後に出されており、地震津波災害の再発を防止したいという、専門家の努力が結実したものでした。ところが、この手引きがきちんとした扱いを受けなかったのはなぜなのか、掘り下げて捜査する必要があります。

平成12年（2000年）には、この7省庁指示を受けた電事連の解析により、福島第一原発は想定の際か1.2倍の津波で原子炉冷却に影響があることがわかっていました。福島第一原発が、最も津波対策を急がなければならない原発であったことは、電力関係者の共通認識であったことがわかったのです。

6 2002年には、当時役員であった被疑者らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 推本による「長期評価」

平成14年（2002年）7月に、推本によって、長期評価が公表され、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとされました。

「福島第一原発の津波評価では、明治三陸地震の津波波高も計算し

ている。よって、長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。」ものでした。元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏は、「このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。」⁸と指摘しています。

ところが、東京電力は、この長期評価を無視し、この長期予測に基づく対策を取りませんでした。島崎氏は、「2002年の長期予測に基づく津波防災を進めていけば、災害を軽減し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所での全電源喪失を免れることができた」と筆者は考える」と痛烈な批判を加えています⁹。

伊方原発訴訟の最高裁判決¹⁰は、安全審査の目的について「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われるものであるとの判断を示しました。このような目的に照らせば、長期評価の結果は、当然考慮に入れなければならないレベルの危険性でした。

なお、島崎氏の発表と指摘は、平成23年（2011年）の地震学会でなされましたが、当時もその後も、東京電力関係者からの反論は提起されていません。

（2）津波評価技術はあきらかに過小評価である

他方、平成14年（2002年）2月、社団法人（当時。2011年度

⁸ 島崎邦彦「東北地方太平洋沖地震に関連した地震発生 長期予測と津波防災対策」（地震第65巻（2012））130頁

⁹ 前掲島崎129頁

¹⁰ 平成4年（1992年）10月29日 民集46巻7号1174頁

より公益社団法人) 土木学会原子力土木委員会津波評価部会が、「原子力発電所の津波評価技術(2002年)」(以下、単に「津波評価技術」という)を発表しました。

平成14年(2002年)3月には、東京電力は上記津波評価技術に基づいて津波の高さを評価しました。設計津波水位はO.P.+5.4m~5.7mに変更され、非常用海水系ポンプのポンプシャフトを20センチメートル継ぎ足し工事し、ポンプの上の電動機の高さのみをかさ上げし、6.1メートルにしました(6号機)。これにより、津波が来襲しても、4m盤に設置された多くの施設は浸水し損傷するものの、6.1メートルの高さにあった非常用海水系ポンプは被害を免れ、冷却機能は保持され炉心損傷を防ぐことができるものと考えられました。

しかし、「津波評価技術」には、過去最大を超える津波を想定することはできないという重大な限界があった。なぜならば、「津波評価技術は、おおむね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価対象にして想定津波水位を算定する。したがって、過去300年から400年間程度に起こった津波しか対象にすることができない。再来期間が500年から1000年と長い津波が起こっていたとしても、文献・資料として残っていない場合、検討に含めることができない可能性が高い。」¹¹ものであったからです。

また、「津波評価技術」には補正係数を1.0とする、すなわち安全余裕を全く見込まないという著しい安全性の切り捨ての考え方が含まれていました。

津波の専門家である首藤教授は、最後には次のステップの課題とすることに同意してしまっただが、補正係数について議論するべきである

¹¹ 「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告」(以下、「政府事故調中間報告書」という) 490頁

と述べていました。この点の考慮が不十分であったことは政府事故調査書において、今村氏も認めています。

(3) 東京地検の説明とこれに対する疑問点

東京地検は、推本の「長期評価」について、政府機関によるものであり、重要なものであったことは認めました¹²。しかし、この長期評価自体に、予測を裏付けるデータが十分でないことに留意すべきと付記され、津波評価技術では福島県沖海溝沿いに津波地震を想定しないこととされていたことなどを根拠に、これによる対策をとらなくとも良いとの判断を示しました¹³。

当時、中央防災会議も東京電力も、この「長期評価」を無視し、これに基づく対策を取りませんでした。平成14年(2002年)7月中央防災会議の地震火山対策担当官から推本事務局に「今回の発表は見送」るよう、「この長期予測は信頼性が低い」「相当の誤差を含んでいる」「地震発生の切迫性を保証できるものではなく」「十分注意する必要がある」という文言を付け加えるようメールが送られたといわれます¹⁴。東京地検が判断のよりどころとした前記の注記は、いわば原子カムラの工作によって、「長期評価」に付け加えられたものです。これを根拠に被疑者らを免責するのであれば、今後も同じようなことが起きて、次の事故は防げないことになってしまうでしょう。

土木学会の手法は、明らかに原子力安全技術に求められる科学水準

¹² 福島地検における説明会

¹³ 東京地検は、証拠の詳しい詳細までは言えないが、専門家の中には、中央防災会議の意見が正しいという専門家もいると説明した。原子カムラの専門家たちは、過小評価の共犯者たちであり、このような専門家たちの意見に依拠した検察庁自身が原子カムラの虜となったと評されてもやむを得ないであろう。

¹⁴ 柳田邦男「原発事故 失敗の本質 圧殺された警告」文芸春秋2012年5月号(308-309頁) 」

に達しない誤った考え方であり，このことは，広く科学者間で議論すれば自明の事柄であったといえます。このことが明白だったからこそ，津波に関する議論の全体が耐震バックチェックの表の議論から抹殺されることとなったのだと考えられます。

7 2004年12月スマトラ島沖地震・大津波

(1) 市民団体の申し入れ活動

スマトラ島沖地震は，平成16年（2004年）12月26日にインドネシア西部，スマトラ島北西沖のインド洋で発生しました。マグニチュードは9.1とされています。



ぽつんと残されたイスラム寺院がなければ，そこに街があったことなど想像す
らできない風景が広がっていた。チャラン付近の上空から（撮影：豊田直巳）



スマトラ島北部，ナングロアチェ州（撮影：豊田直巳）

いわき市市議会議員である佐藤和良が中心となって活動していた「脱原発福島ネットワーク」は，この大地震と津波を受けて，平成17年（2005年）1月10日に東京電力勝俣恒久社長（当時）に対して，「原発の地震津波対策に関する公開質問書」を提出しました。

平成17年（2005年）5月15日には，住民団体と東京電力との交渉が，福島第一原発「原子力広報センター」で行われました。この時には，津波想定概要データ，実際に想定したチリ地震津波評価数値，津波の評価数値と数値シミュレーションなどについて，文書を配布した上で回答しました¹⁵。

（2）2005年，2006年の株主総会での指摘

平成17年（2005年）の株主総会では，阪神・淡路大震災，新潟県中越沖地震など，近年，日本では大地震の発生が相次ぎ，「人間の甘い予測を超える『「史上初』』の被害」が次々ともたらされている

¹⁵ 脱原発福島ネットワーク『アサツユ』2005年6月10日

ことや、平成16年（2004年）末のスマトラ沖地震では、「インド沿岸に立地する原発（カルパッカム原発）が津波に襲われたこと」が指摘されました。

株主総会において、本件被疑者である武黒常務（当時）は次のように発言しています。

「また津波につきましては、手元に具体的な数字はございませんが、土木学会が定めます原子力施設に関する津波の評価に基づいて対応がはかられておりますので、津波についての、津波の場合には高い潮位になる場合とそれから逆に海水が引いていく場合と2つのケースがあるわけですが、それぞれに対応が適切になされているというふうに考えております。」（脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2005年版』）

しかしながら、土木学会の津波評価には、安全性の面から大いに問題があるのは上述のとおりです。にもかかわらず、東京電力と被疑者らは、土木学会の評価にのみ基づいた対応で足りるとの判断をしていたのです。

また、翌平成18年（2006年）の株主総会では、中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災に関連して質問がありました。そのまま引用します。

「それからもう一つ、原発の安全性なんですが、中越では今まで知られなかった活断層が動いているんですね。ですから、原発の近くに知られなかった活断層があったり、それが動いたりしても大丈夫なのか。それから、スマトラ沖地震ではですね、津波の中にいろんな壊れたものとかそういうのが押し寄せてきてるので、破壊力が海水よりもずっと大きいと思うのですが、それから、大きな船も内陸のほうまで打ち上げられているんですけども、東京電力のホームページの津波対策のところを見るとですね、海水のことしか考えられていないようなので、そのへんは大丈夫なのかということを根拠を持ってお答えい

ただきたいと思います。」

この質問に対して、被疑者武黒常務（当時）は次のように回答しています。

「常務取締役の武黒でございます。まず活断層に関することではありますが、中越地震は、これまでのところ□□¹⁶と呼ばれています断層が動いたということで、これは従来から分かっている断層が動いたというふうに考えております。

発電所では、福島、新潟どちらにおきましても、発電所の建設に先立ちまして、敷地内、それから敷地の周辺につきまして、詳細な調査をいたしております。これまでのところ、敷地の近郊で、発電所でその活断層が、地震を起こすような重要な活断層があるというふうには考えておりませんが、これらのことも含めた地震□□を想定をいたしました設計をいたしておりますので、これらにつきましても、十分な安全を確保できていると考えております。それからまた、津波のことでございますが、私どもの発電所はいずれも海洋に直接面しておりますので、いろいろなものが流れ着くという確率は割合低くなっているというふうに思っております。また同時に海の水を発電所に取り込むにあたりましては、その前段で堤防がございます。また、さらにその堤防の内側のところには、私どもカーテン・ウォールと呼んでおりますが、鉄筋コンクリート製のカーテンのようなものを吊り下げまして、海水を低いところから取り込むようにいたしております、流木も含めましてこういったものに対する備えが十分できていると考えております。以上でございます。」

しかし、この回答では不十分であるとして、再度以下のような質問を受けています。

「今の説明にはとうてい納得できないので一言言っておきますけれ

¹⁶ 聞き取れず。以下同様。

ど、海底土石流というものが存在します。津波の引き波のときに大量に土砂を持っていきまして、押し寄せるときに大量に土砂を上げます。

「津波石」ってご存じないですかね。大きな石がですね、西表島の海岸線にごろごろあるんですよ。何であるのかというと、巨大な津波が、巨大な石、直径20メートルもあるようなやつをですね、押し寄せて持っていくます。これ、原発を直撃しても大丈夫ですか。そういうことを具体的に心配している質問に、そういう通り一遍の答えはやめてください。」

これに対して、被疑者武黒は、「津波の土石流というご質問がございました。実際にある発電所の状況、その海岸の地形あるいは周辺の高流等々、場所によっていろいろな状況がございますので、私どもは今のご指摘のことも踏まえまして設計上考慮いたしております、そのような問題はないというふうに考えておるところでございます。（脱原発東電株主運動『東京電力株主総会年鑑2006年版』）

このように、被疑者武黒は、株主からのスマトラ沖地震による津波被害に基づいた津波に関する質問に対して、土木学会の津波評価技術のみを根拠としたただけにもかかわらず、安全性に問題はないとのおおざなりの回答を繰り返していたのです。

そして、このような株主の質問および被疑者武黒の回答は、株主総会に出席していた他の被疑者らも当然に認識していたというべきです。

（3）元東京電力技術者木村俊雄氏の警告

また、元東京電力技術者であり、福島第一原発で原子炉の運転や核燃料の管理をしていた木村俊雄氏（平成13年（2001年）に退社）は、スマトラ島沖地震による津波の直後である平成17年（2005年）にいわき市で発行されたミニコミ誌に「もし、原子力発電所に津波が来

たら」というタイトルで投稿し、「津波来襲により、冷却用海水ポンプや非常用の電源などの機能が喪失するだろうから、結果的には炉心は溶融するであろう」と警告していました¹⁷。

(4) 2004年原子力モニターの指摘

平成16年(2004年)頃、福島原発の原子力モニターに選ばれた木幡ますみは同年の春から夏にかけての時期に行われたモニターの会議¹⁸でのつぎのようなやり取りをよく覚えています。

このモニター会議では、所長の松村一弘氏が司会し、勝俣も来ていました。また、後に所長になった吉田は「課長」と呼ばれて、出席していました。

「この時は、「偉い人が来ているので、何でも遠慮なく聞いて下さい」といわれ、私は思いきって日頃から考えていたことを聞いてみました。

それは津波対策のことです。「自家発電が地下にあるので、津波が来たら大変ではないか。地上の高いところに上げてくれませんか」と尋ねました。

それに対して吉田課長が答える役割だったのですが、「うーん」としか答えられませんでした。

そこに、勝俣氏が「吉田君、吉田君、コストがかかるんだよ。簡単にはできないよ。」と言って割り込んできました。

それに対して、私は、「それはダメですよ。ここは双葉活断層があって、昔地震があったところで、大きな地震が来ることは十分あると思いますよ。」と言いました。岩本さんから聞いていたことです。

¹⁷ 2011年11月26日放送のTBS『報道特集』「元東電社員の告白」

¹⁸ 東京電力HPより <http://www.tepco.co.jp/fukushima1-np/cb4001-j.html>

そして、いわき出身の祖母から昔大きな地震があり、津波も来たと言うことを皆さんにも話をしました。

これに対して、勝俣さんは、「双葉断層が動いたという話は聞いたことがない。」と答えました。

それに対して、私は、「起こらないと言っても、いつか起こりますよ。ここに活断層があるなら。」と言いました。

勝俣氏は「あなたは心配のしすぎです。」と言いました。

また、私は「メルトダウンしたらどうしますか。」と勝俣さんに聞きました。

それに対して勝俣氏は笑って「馬鹿なことを言うんじゃない。」と取り合いませんでした。

また、モニターとして発電所の中まで入れてもらった感想として、「配管が古くて、赤茶けていて、地震が来て大丈夫ですか。」と聞きました。

それに対して、勝俣氏はまた笑って「大丈夫ですよ」と取り合いませんでした。

別の幹部が、最後に「プルサーマルはどうですか」と聞きました。私は「賛成しません」と答えました。

別の幹部が、「それなら、プルサーマルの設計図をもっていきます。」と言われ、本当に翌日にみんなで東電の敷地内で、お祭りの準備をしているところまで設計図をもってこられました。一週間設計図を借りてそのメモをとったりしました。

自家発電を上にするという話は、作業員の人たちの希望としても何度か聞いていたので、私から話をしました。東電で働いている人たちも、津波の対策がされていないことを気にしていました。吉田さんは答えられず、勝俣さんがすぐに「コストがかかるんだよ。簡単にできないよ。」と言ったのは、事前にこのことを検討した上でやらない

ことを決めているように感じました。」

津波対策のための追加工事はしないという方針が勝俣氏の強い意志で決められたことをこのやり取りは物語っています。

8 保安院も一時は早期津波対策の覚悟を固めていた

平成18年(2006年)9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されています(甲13131-132頁, 甲16)。

平成18年(2006年)1月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安院は平成18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていました(甲13132頁)。

福島第一を含む全原発についてきちんとした対策をとる方針であったことがわかります。

それに対して、東京電力を含む電事連は強く抵抗し、自らの配下にあるといえる土木学会を動員して、このような保安院の方針を骨抜きにしようとしていました。土木学会の実態はその組織構成からも、電力事業者の統制下にあったことも明確となっています。

被疑者酒井は土木学会の津波評価部会の委員であり、被疑者高尾は同部会の幹事でした(甲15)。

9 2006年マイアミレポート

平成18年(2006年)7月に、米フロリダ州マイアミで開催された原子力工学の国際会議(第14回原子力工学国際会議(ICONE-14))で

東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チームは、福島第一原発に押し寄せる津波の高さについて報告しました¹⁹。慶長三陸津波（慶長16年（1611年））や延宝房総津波（延宝5年（1677年））などの過去の大津波を調査し、予想される最大の地震をマグニチュード8.5と見積もりました。そして、地震断層の位置や傾き、原発からの距離などを変えて計1075とおりの計算を行いました。今後50年以内に設計の想定を超える津波が来る確率が約10%あり、10メートルを超える確率も約1%弱、13メートル以上の大津波も、0.1%かそれ以下の確率と算定しました。0.1パーセントの確率は、伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものです。

さらに、保安院と東京電力が平成18年（2006年）、想定外の津波が原発を襲った場合のトラブルに関する勉強会で、福島第一原発が津波に襲われれば、電源喪失する恐れがあるとの認識を共有していました²⁰。

もっとも、このレポートについては、検察庁は前記事件の不起訴決定に際して判断を示していません。

しかし、原子力の安全性は10のマイナス5乗（10万分の1、すなわち0.001%）の発生事象も考慮すべきものです²¹。

島崎氏は以下のように述べています。

「原子力土木委員会津波評価部会では翌2003年から津波の確率評価を始め、その内容を原子力土木委員会津波評価部会（2007）として発表した。地震調査委の津波地震のモデルを考慮して、福島県・茨城県沖に断層モデルJTT2（Mt 8.3）を配置して、岩手県山

¹⁹ Sakai et al.(2006)（「マイアミ報告書」）

²⁰ 2012年5月16日共同通信配信記事

²¹ 発電用軽水型原子炉施設の性能目標について－安全目標案に対応する性能目標について－平成18年3月28日原子力安全委員会安全目標専門部会）

田での確率論的津波高を評価している。」

「同様の手法で、東電と東電設計の Sakai et al.(2006)は福島県の an example site での確率論的津波波高を求めた。これにも福島県・茨城県沖の津波断層モデル JTT 2 が含まれている。すなわち、遅くともこの時点で、福島第一原発での 10 m を超える高い津波の危険性を、東電関係者が知っていたと考えられる」²²

10 2006年耐震設計審査指針の改訂

平成18年(2006年)9月に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂され「新耐震指針」が制定されました。

平成18年(2006年)9月には、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改定し、津波については極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなりました。

また、「想定されるいかなる地震力に対しても大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」(逆に言うと想定される地震力をクリアしていれば良い)としていたのに対し、新耐震指針では、「(耐震設計用に)策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、施設から大量の放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいは、それらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼす」リスク(「残余のリスク」)が存在すること、事業者にあってはこの「残余のリスク」を少なくするよう努めること、すなわち想定された地震力を超える地震にも備えるべきことが定められました。

ここでは「策定された地震動を上回る地震動の影響」としてはいますが、耐震指針改定の経緯を見れば、地震に伴って生じる津波の想定に

²² 島崎前掲130頁

関しても「残余のリスク」の対象としていることは明らかです。

津波は地震に伴って生じる現象です。耐震設計のための設定地震は対津波設計においても想定しなければならないものです。

少なくとも、この段階で、推本の「長期評価」を想定の対象とするべきでした。

このバックチェックは審査期間中も対策を講じないで運転が続けられるというきわめて安全上ルーズな位置づけで実施されていました。

しかし、平成4年（1992年）の伊方最高裁判決によって原発の安全審査に関する司法判断は最新の科学的な知見に基づいて実施することとされていたのであり、電力事業者も保安院も、対策を先延ばしにするのではなく、重大な科学的知見には直ちに対応して、対策を講ずることが求められていたのです。

1 1 2007年7月中越沖地震の発生と同時故障の多発

(1) 中越沖地震の発生と原発の被災

平成19年（2007年）7月16日午前10時13分ごろ、柏崎刈羽原発の北約9km、深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生しました。平成23年（2011年）3月の福島原発事故以前に地震によって最も顕著な被害を被った原発は、新潟県中越沖地震時の東京電力柏崎刈羽原発でした。全7機のうち、3・11までに運転再開にこぎつけたものは4機、その他は停止したままでした。

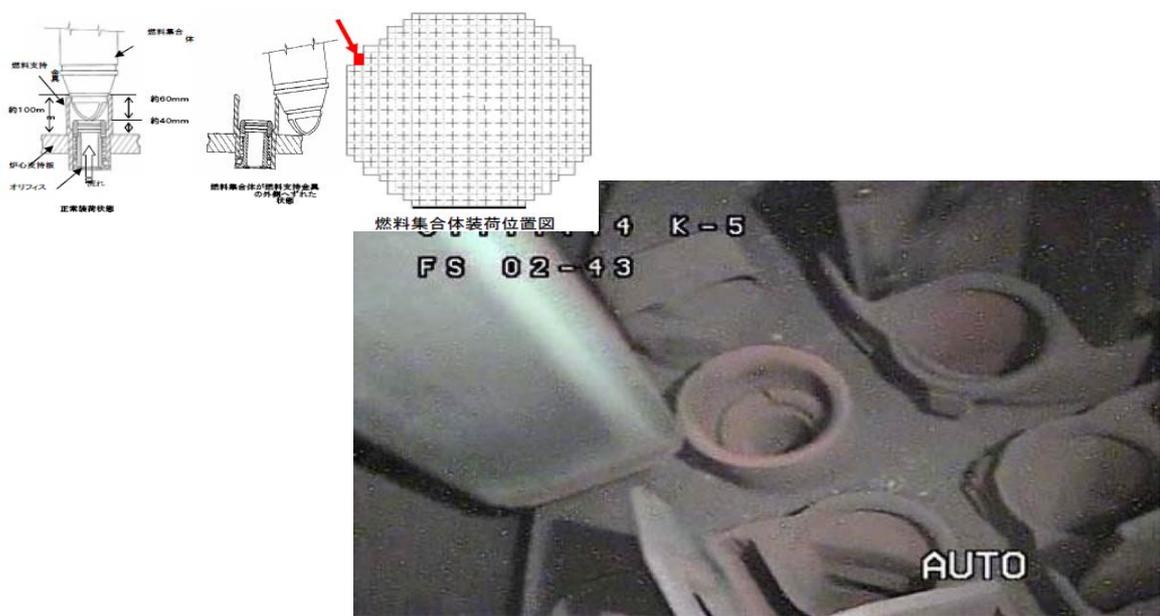


原発敷地内で生じた地割れ

(2) 想定を大きく超えた地震動

新潟県中越沖地震では、それまで考えられていた理論によって想定される地震動に比べ、その6倍も増幅された地震動が柏崎刈羽原発を襲いました。その原因は、震源で1.5倍、深部地盤の不整形で2倍、浅部地盤の地層の変化で2倍と評価されましたが、このような地盤による異常増幅も、震源の過小評価も、ここで初めて明らかになったことで、これらはいずれも改訂指針でも考慮されていませんでした。不等沈下が原因と見られる、地盤変位に伴う相対位置のずれにより、3号機建屋外に置かれた起動変圧器で冷却用油を送る配管に損傷が生じて油漏れが起き、火災が発生しました。また、燃料クレーンが大破壊しました。中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機開放基盤表面に、設置許可時に策定された旧耐震設計審査指針に基づく基準地震動S2の450ガルを遥かに超える1699ガルの揺れが現実には生じ、耐震バックチェックでは想定すべき地震動S_sは2300ガルとされました。

ただし、建屋が半地下方式であったために、観測された建屋への入力地震動は減衰して、設計用地震動を大きく超えるものではなかったとしています。このため東京電力は、設計を越える地震動にも耐える、と慢心してしまいました。活断層の見落としや、基準地震動が現実には生じる地震によるものの数分の1以下という間違いは、東京電力が耐震設計、耐津波設計を根本的に見直さなければならないことを示していました。



5号機 原子炉内燃料下部支持金具から外れた

(3) 東京電力が受け止めるべきであった教訓

中越沖地震とこれに伴う柏崎刈羽原発の被災と長期停止は、東京電力にとって地震災害のもたらす危険性について次のような大きな警告を与えました。

- 1) 安全審査において想定されていた地震動を大幅に上回る地震動が発生した。しかも、このような地震動がM6.8という、比較的小さい規模の地震で生じたことは、従来の耐震設計審査指針の信

頼性に重大な疑問を呼び起こすものでした。

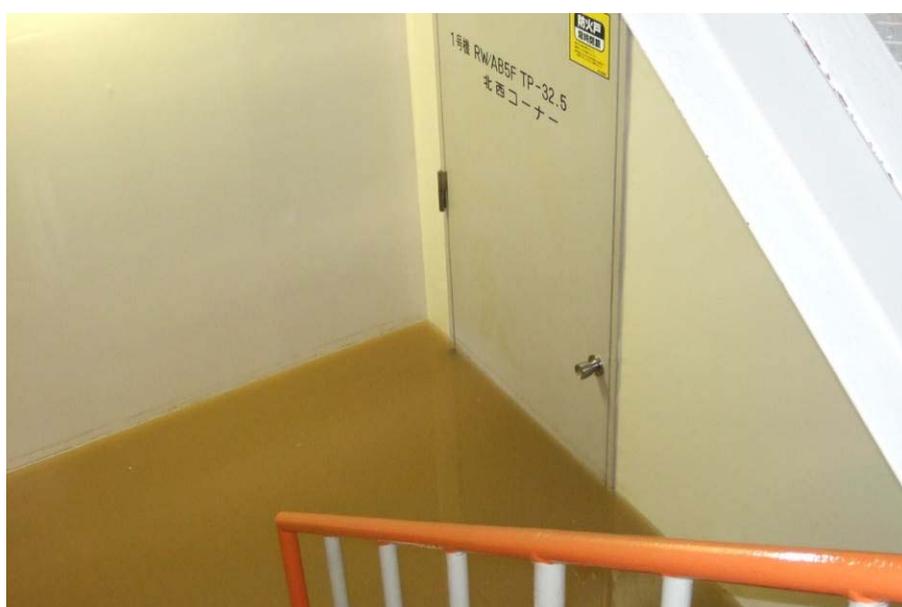
- 2) 地震時には多数の設備が同時に故障する。中越沖地震においては3000箇所を超える損傷が同時に発生しました。従来の原発の安全審査では、原発内部の事象に基づく単一故障だけを想定してきましたが、自然現象を起因として多数の共通原因故障が起きることが明確となりました。このような反省を踏まえて、国は原子炉の安全設計審査指針や安全評価指針を見直す必要があったし、事業者は運転を継続するのであれば、このような事象への対策を緊急に講ずる必要がありました。



黒煙を上げる柏崎刈羽原子力発電所（海上保安庁）

- 3) 損傷箇所の中には燃料集合体が外れたり、制御棒が引き抜けなくなったり、燃料のつり上げクレーンが壊れたり、原子炉の基本的な安全性につながる機器の故障が報告されています。地震によって原子炉の基本的安全性が失われる可能性があることを前提に対策を講ずるべきでした。
- 4) とりわけ重要度分類の異なる設備が、それぞれ異なる程度の地盤沈下を受けました。建屋の境界部で地盤の段差が生じ、多数の配管系に被害をもたらすことも判明しました。変圧器の火災もこの

ような地盤沈下が原因です。1号機では原子炉建屋近くの消火用配管が破断し、周辺の土砂を伴って約2000トンの水が地下に流入する事態が生じました。このような同時損傷のメカニズムが明確となったことを受け、耐震重要度分類の見直しや建屋境界部の配管などの設備の損傷の予防などが具体的に取り組みられる必要がありました。



1号機：原子炉復号建屋の地下5階が冠水。地下水の流入か？ どこから？

- 5) 地震時には原子炉の冷温停止が困難になる事態も発生しました。また外部電源系のもろさも認識されました。外部電源が失われた場合、非常用電源が生命線となります。非常用電源が立ち上がらなかつたり、途中でダウンすればメルトダウンの危機に陥ります。東京電力と被疑者ら役員はこのことを中越沖地震の際の柏崎の被災から学ぶことができたのです。

政府事故調中間報告は、当時の東京電力幹部の認識について次のような厳しい指摘を行っています。すなわち、

「当委員会によるヒアリングに対し、武藤栄顧問（取締役副社長兼原子力・立地本部長等を歴任）、小森明生常務取締役（元原子力・立地副本部長（原子力担当））（以下「小森常務」という。）及び吉田昌郎福島第一原発所長（元原子力設備管理部長）（以下「吉田所長」という。）を始めとする幹部や耐震技術センターのグループマネージャーらは、皆一様に、「設計基準を超える自然災害が発生することや、それを前提とした対処を考えたことはなかった。」旨述べたが、設計基準を超える自然災害が発生することを想定しなかった理由について明確な説明をした者はおらず、「想定すべき外部事象は無数にあるので、外部事象を想定し始めるときりが無い。」旨供述した幹部もいた。吉田所長は、「平成19年7月の新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原発において事態を収束させることができたことから、ある意味では設計が正しかったという評価になってしまい、設計基準を超える自然災害の発生を想定することはなかった。」旨述べており、かかる供述は、東京電力において、設計基準を超える自然災害が発生することを想定した者がいなかったことの一つの証左といえる。」²³

としています。

12 2008年には、当時東京電力の役員であった被疑者らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 東京電力内における試算

平成20年（2008年）年2月には、東京電力は、「1896年の明治三陸沖地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある」とした長期評価の取扱いについて、有識者に意見を求めました。「有識者」（公開された政府事故調の調書によると、阿部氏と今村氏と考えられる）は、「福島県沖海溝沿い

²³ 政府事故調中間報告書439頁

で大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」との意見を提出しました²⁴。

平成20年（2008年）5月下旬から、東京電力は、長期評価に基づき、津波評価技術で設定されている波源モデルを流用して、明治三陸地震（1896年発生）並みのマグニチュード8.3の地震が福島県沖で起きたとの想定で、襲来する津波の高さの試算を行いました。この想定は伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものです。その結果、冷却水用の取水口付近O.P.+8.4mから10.2m、浸水高は、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+15.7m、北側の5号機から6号機でO.P.+13.7m、との計算結果が得られたのです。

延宝房総沖地震（1677年発生）が福島県沖で起きた場合の津波の高さも試算されました。その結果、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mとの計算結果が得られました。

しかし、この試算結果は平成23年（2011年）3月7日まで保安院には提出されませんでした。このことは、当時の東京電力と保安院との津波審査全体をバックチェックの中で表に出さず、隠蔽していく共犯関係を前提とすると、異常さが際立つ対応です。つまり、東京電力・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、保安院を最後のところで信用せず、最も重要なデータは見せないという対応を執っていたこととなります。

被疑者武黒は、平成20年（2008年）2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしています。

²⁴ 政府事故調中間報告書 396頁

平成20年(2008年)6月, 土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO. P. + 15. 7 mの試算結果が報告されました。被疑者武藤栄は, 非常用海水ポンプが設置されている4 m盤への津波の遡上高を低減する方法, 沖合防波堤設置のための許認可について, 機器の対策の検討を指示しました。

平成20年(2008年)7月, 被疑者武藤栄から土木調査グループに対し, 耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず, 従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し, 推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし, これらの方針について, 津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示しました。2008年には東京電力は福島沖でマグニチュード8の地震が発生すれば, 高さ15. 7メートルの津波が福島第一原発を襲うことがわかっていました。

この問題をめぐり, 東京電力の勝俣恒久会長(当時)は平成24年(2012年)5月14日, 国会が設置した東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という)で, 保安院がまとめた文書が社内の伝達ミスで経営陣に伝わっていなかったと証言しました。「(文書が上層部に)届いていれば, 対応が図れたかもしれない」と述べています²⁵。

しかし, 吉田所長は被疑者勝俣への報告を明言しており, これは明らかな虚偽でした。

(2) 東京地検による不起訴理由1

東京地検は, 「O. P. + 15. 7 mの試算結果の意義」について,
「O. P. + 15. 7 mの試算結果は, 福島第一原発に最も過酷な条件設定とするため, 実際とは三陸沖海溝沿いで発生した明治三陸地震

²⁵ 国会事故調報告 議事録編 268-9頁

の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した上で、波源モデルの構成要素を様々に変動させるなどして得られた各津波水位の中の最大値（敷地南側）であった上、最も過酷な条件でない場合の試算過程で得られた津波水位には10m盤を下回るものもあり、このような試算上の条件設定や計算方法の特性等からすると、前記試算結果の数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である。」

と説明しています。

しかし、この文章は全く意味不明です。一番厳しい、苛酷な条件の津波に耐えなければならないのは、安全設計のセオリーです。他の試算で低い数値が出ていることなど、何の意味もありません。

（3）東京地検による不起訴理由2

次に東京地検は非常に奇妙な議論を展開しています。

「なお、前記試算結果による津波は、1～4号機の敷地東側にあるO.P.+4mの敷地（以下「4m盤」という。）からは10m盤に遡上せず、敷地南側からのみ10m盤に遡上するとされていたのに対し、今回の津波は、敷地東側の4m盤から全面的に10m盤に遡上し、タービン建屋等の東側関口部等から大量の海水が浸入したものと考えられ、津波が4m盤から10m盤に遡上する地点等が異なっているから、前記試算結果どおりの津波が実際に襲来したとした場合でも、非常用電源設備等が機能を喪失しない可能性を否定できない。数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったとは認められない。」

東京地検の口頭説明によると、東京電力の試算結果が特殊な結果となっていて、南側に海岸線があり、南側に防波堤があり、そこで津波が高められる試算結果となっている。この試算結果に基づいて南側に

だけ防潮堤を築いても、事故の発生は防ぐことができなかったというのです。しかし、福島地検での説明会で杉山検察官に確認したところによると、東京電力内に南側だけに防潮堤を作るといような計画があったわけではありません。津波がどちらから来るかは来てみなければわからないのであり、防潮堤を作るとすれば、海と敷地の間に築く計画になったはずです。実際には、この試算結果は外れて、津波は敷地全体に遡上しました。試算結果は高さに意味があるのであり、津波による敷地の冠水を防ぐためには、一定の方角だけに防潮堤を築くだけでは不十分で、敷地と海の境界全体に防潮堤を築かなければ有効な対策にはなり得ません。そんなことは常識以前の問題です。検察官の述べていることはまさに議論のための議論であると言うほかありません。

(4) 東京地検による不起訴理由 3

東京地検の不起訴理由の3点目は、原発の安全性をめぐる重要な論点に関するものです。東京地検は、

「推本の長期評価による津波地震の発生確率は、その信頼度が高いものではないとされていた上、東京電力では、O.P.+10mを上回る津波が襲来する確率は1万年から10万年に1回程度と試算されていたことなどに鑑みれば、直ちに対策工事を実施しなかったことが、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたとまでは認め難い。」

としました。1万年から10万年に1回程度という数値は、原子力安全の分野では考慮をしなければならない事象です²⁶。こんなことも知

²⁶平成18年4月6日付原子力安全委員会安全目標専門部会「発電用軽水型原子炉

らないのかと検察官に質問したところ、次のような回答がありました。

「1万年から10万年に一度のリスクに対応すべきだと言うことは理解している。ここのロジックは、1万年から10万年に一度だから対策しなくてもいいとはいっていない。『直ちに』と書いてある。いますぐに対策をとらなくてもいいでしょうという意味だ。直ちに対策せず土木学会に検討させるという措置が過失とまでは言えないということだ。それでは何年以内にやる必要があったのかといえ、今すぐやらなきゃいけないという意味でなく、3年後ではだめで今やらないといけないという具体的な数字を出して言えるものではない。」

この回答には、本当に驚きました。1万年に1度は過酷事故が起きるというリスクを放置して、土木学会に検討を依頼し原発の運転を継続した被疑者らの行為は、万が一にも原発事故を発生させてはならない電力会社の役員にあるべき判断基準から外れていないというのです。1万年に1度といえ稀な現象と感ずるかもしれませんが、原発の寿命は40-60年であり、国内には50基を超える原発が存在しています。すなわち災害の起こる確率は1万炉年に1度となり、これをよしとしてしまえば、原発の寿命中に重大事故が起きる確率は日本全体で4分の1となります。

地震学者の石橋克彦氏がよく言われることですが、地震防災では、「いつか起きることは、明日起きるかもしれないと考えて対策をとらなければならない」のです。とりわけ、原発という潜在的な危険をはらんでいる巨大な設備の安全性については、例外なくこのように判断しなければなりません。そして対策が間に合わないのならば、せめて

施設の性能目標について」では、条件付死亡確率を基にしたCFFに対する指標値 10^{-5} /年程度と算出している。超過確率 10^{-5} /年は、原子力安全の分野では、当然に考慮しなければならないレベルのリスクである。

原発を停止させておくべきでした。東京電力とその役員である被疑者らは、このように対策を先延ばしし、福島原発事故を引き起こしたのです。

検察のこの論理の誤りはなんとしても正す必要があります。そうでなければ、この不起訴処分の論理が次の重大原発事故を準備することとなってしまいます。

13 2008－2009年には、貞観津波規模の地震想定によって、被疑者らは福島第一原発に9 m程度の津波が襲う危険を予見することが可能だった

(1) 佐竹論文の入手

平成20年(2008年)10月頃に東京電力は、佐竹健治氏らによる貞観津波の波源モデルに関する論文案(佐竹健二・行谷佑一・山木滋「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(以下「佐竹論文」という)を入手しました。

上述の中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災を経験した東京電力及び被疑者らにとって、地震及び津波に関する情報は極めて重要であったはずですが。この情報は、平成20年(2008年)の時点で役員であった先行事件の被疑者勝俣恒久、鼓紀男、武黒一郎らに周知されたものと考えられます。

森山審議官メール(甲10)もこのことを裏付けました。

(2) 貞観地震再来の場合の津波高さ試算

平成20年(2008年)12月には、東京電力は、宮城・福島県沖で貞観地震規模のマグニチュード8.4の地震が発生したことを想定した津波高さの試算を行いました。その結果、福島第一原発の取水口付近O.P.+8.7 mから9.2 m(土木学会手法では2-3割水位が増す)

の津波が襲来するとの試算を得ました。

この情報は、平成20年（2008年）の時点で役員であった被疑者勝俣恒久、鼓紀男、武黒一郎らに周知されました。

（3）耐震バックチェックにおける委員の指摘を圧殺した名倉審査官

総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会、耐震・構造設計小委員会・地震・津波、地質・地盤合同WGの平成21年（2009年）6月24日開催された会議において、委員である岡村行信氏は、貞観地震による津波の規模が極めて大きかったことや、貞観地震による津波について、産業技術総合研究所や東北大学の調査報告が出ていたにもかかわらず、福島第一原発の新耐震指針のバックチェックの中間報告で、東京電力がこの津波の原因となった貞観地震について全く触れていないのは問題であると指摘しました。

平成21年（2009年）の6月、7月の福島第一原発に関する耐震バックチェックで岡村行信委員が、産総研などの津波堆積物の調査結果を踏まえて、津波審査のやり直しを強く主張していました。しかし、保安院の名倉審査官が異常なほど冷淡に議論を切り捨てて問題を先送りしようとしていることに大きな違和感を感じてきました。

この部分を7月13日の議事録（甲20）から引用してみます。

岡村 実際問題として、この貞観の時期の地震動を幾ら研究したって、私は、これ以上精度よく推定する方法はほとんどないと思うんですね。残っているのは津波堆積物ですから、津波の波源域をある程度拘束する情報はもう少し精度が上がるかもしれないですが、どのぐらいの地震動だったかというのは、古文書か何かが出てこないと推定しようがないとは思うんですね。そういう意味では、先延ばしにしても余り進歩はないのかとは思いますが。

○名倉安全審査官 今回、先ほど東京電力から紹介した資料にもあり

ましたけれども、佐竹ほか（2008）の中で、当然、今後の津波堆積物の評価、それは三陸の方もありましたが、それから、多分、南の方も今後やられる必要があると思いますが、そういったものによって、位置的なものにつきましては大分動く可能性があるということもありますので、そこら辺の関係を議論するためのデータとして、今後得られる部分がいろいろありますので、そういった意味では、今、知見として調査している部分も含めた形でやられた方が信頼性としては上がると私は思っていますので、そういう意味では、その時々に応じた知見ということで、今後、適切な対応がなされることが必要だと思えます。その旨、評価書の方に記載させていただきたいと思えます。」（甲20 13頁）

（4）東京電力は保安院に対して虚偽説明をしていた

平成21年（2009年）8月上旬には、保安院は東京電力に対し、貞観津波等を踏まえた福島第一原発及び福島第二原発における津波評価、対策の現況について説明を要請しました（政府事故調中間報告書 413頁）。

これに対して、平成21年（2009年）8月28日ごろ、東京電力は、2において述べた試算の存在は明らかにしないで、平成14年（2002年）の津波評価技術に基づいて算出したO.P.+5mから6mまでという波高だけを説明しました。あえて、社内の重要な試算結果を規制当局に隠したのです。

森山審議官のメールは、このやりとりの8ヶ月後のものですが、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東京電力がいやがったためであることがわかって、このやりとりの意味も明確になりました。保安院は東京電力の虜となり、まさに共犯とも言

うべき状況で、津波対策工事による出費で東京電力の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのです。

(5) 貞観津波についての東京電力の保安院に対する説明

保安院は、貞観津波に関する佐竹論文に基づく波高の試算結果の説明を求めました。これに対して、平成21年(2009年)9月7日ごろ東京電力は、貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の数値が、福島第一原発でO.P.+約8.6m～約8.9mであることを説明するに至りました。

東京電力が保安院に提出する報告等は、その内容について取締役らが認識を共有していたことは、森山メールによって裏付けられました。

平成21年(2009年)8、9月に貞観の地震による津波予測において、想定を超える津波が来る可能性を東京電力は保安院に説明しました。

最も重要な会議である平成21年(2009年)9月7日の会議に、電力会社に対して厳しい要請をしていた小林勝耐震審査室長は欠席していますが、その理由については政府事故調の公開情報が墨塗りされていて分かりません。

しかし、小林氏は当時のことについて「野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」(甲23の24頁)「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた」(甲23の26頁)「実質的に人事を担当する(3字削除)(代理人注：甲23の11-2頁にあるように、原広報課長のこと)課長(当時)から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。」(甲23の27頁)と述べており、厳しいことを発

言するとクビになることを恐れたため自分から欠席したか、上司から余計なことを言わないように出席を止められた可能性が高い。

いずれにしても、この会合に小林室長が出席して、貞観津波への対応を強く求めているならば、東京電力は15.7メートルの津波についても、説明せざるを得なくなっていた可能性もあるし、津波対策が大きく進んだ可能性があります。

小林室長を出席させなかった野口課長にも重大な過失責任があります。

14 貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通理解であったことを示す森山メール

(1) 衝撃的内容の森山審議官の部下に宛てたメール

平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメール(甲10)では、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」こと、「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」こと、「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」こと、「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」こと、「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」ということなどが述べられています。このように、貞観地震による津波を想定すれば、設計を超えることから耐震バックチェックを完了するためには大規模な津波対策が必要であることは国と東京電力との完全な共通理解事項となっており、対策時期を遅らせるために、早期に

結論を出すはずであった耐震バックチェック作業が無限に先延ばしされ、何の対策もとることなく運転の継続を認めていました。このことの責任は極めて重要です。この責任は東京電力と保安院との共犯ですが、平成20年（2008年）のシミュレーション結果を隠匿していた東京電力の責任の方が決定的に重大です。

（2）森山と小林，名倉の調べを再度徹底し，武藤と武黒ら東京電力側との共同責任を明確にすべきである。

「東電は，役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように，審議官クラスと東電役員の間で，津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須ですが，先延ばしとすることが話し合われていたのです。この役員には間違いなく，被疑者武藤と被疑者武黒の二人は含まれているはずです。

この点については，被疑者森山らを起訴相当の議決のもとで，検察の手で取り調べてこの役員クラスとは誰かを明確にするべきです。そして，それを前提に被疑者武藤，武黒，勝俣を強制起訴後の指定弁護士の手で，追加で取り調べ，被疑者らの認識を明確にするべきです。

15 2008年と2009年の東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である

耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に，津波対策が不可避となっており，耐震バックチェックのオープンの会議を開けば，専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら，問題を回避するために，問題の先延ばしを図っていたという事実は，衝撃的な新事実です。

小林氏の「野口課長は「その件は，安全委員会と手を握っているから，余計な事を言うな。」という証言，また，当時ノンキャリアのトッ

プだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と言われた事を覚えている。」という証言（甲23の1 1-2頁）は、津波対策が嚴重なタブーと化していたことを裏付けています。

この平成21年（2009年）の岡村氏の問題提起がなされていた時には、東京電力は平成20年（2008年）に既に15.7メートルのシミュレーション結果を得ていました。しかし、審査する側の保安院はこのことを知らないのです。

この問題提起に対し、東京電力及び保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しませんでした。この議論が行われた時点で、もし東京電力が正直に15.7メートルのシミュレーションを保安院に提出していれば、如何に腐敗した保安院でも、いったんは「不作為を問われる可能性がある」（甲16）とまで言っていたのですから、きちんとした津波対策が命じられていた可能性は高い。

この推測は、明らかとなった小林調書において、平成23年（2011年）3月7日に、このシミュレーションの報告が東京電力から保安院に対してなされた際に、対策を土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東京電力の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。」と述べていた（甲23の2 12頁）ことから裏付けられました。

平成20年（2008年）のシミュレーション結果を保安院に提出せず、土木学会に検討依頼という形で問題を棚上げした行為そのものが、本件事故の決定的な原因であることはもはや疑いようがありません。

そして、この過失責任は先行事件の被疑者勝俣、武黒、武藤と今回申立した東京電力の被疑者酒井、高尾、保安院の被疑者森山、名倉、

野口らの共同責任です。

検察審査会は、本件審査申立に基づき、東電と保安院の5名の被疑者を起訴相当とし、検察に、今回新たに明らかになった証拠類を示して、再捜査において、厳しい取調を遂行するように命ずるべきです。

16 事故回避のためには防潮堤の設置だけではない措置がとりえた

(1) 停止させておくこともできた。

東京地検は、結果回避の措置として、津波被害の防止のための防潮堤の設置だけを念頭に置き、他にとることのできた対策については、言及がありません。停止させておくことができたという主張には、国が停止させる要件が狭かったという理由を持ち出しています。

電源喪失を防止するための対策としては、防潮堤の設置だけでなく、危険があるなら、止めておくという最も基本的な対策があり得ました。法律に電力会社が国の許可なく運転を停止してはならないという規定はありません。電力会社が自主的に止めることはいつでもできたのです。福島原発同様プレート境界地震が予測された浜岡原発においては、老朽化した1, 2号機は耐震補強を断念し、平成20年(2008年)には廃炉の決定がなされていました。浜岡以上に老朽化が進んでいた福島第一原発1-3号機についても、同様の措置は十分あり得たのです。

(2) 多様な対策があり得た

また、想定を超える津波についての根本的な対策は防潮堤の建造ですが、それ以外にも外部電源の耐震性強化、送受電設備の切替設備の設置、非常用ディーゼル発電機とバッテリーの分散と高所設置等、構内電源設備の耐震性、耐津波性の強化など多様な措置がありえました。東京電力自身が、その原子力改革特別タスクフォースの報告において、

結果を回避できた可能性を認めています。にもかかわらず、東京電力は一切何の対策もとりませんでした。このような無責任な対応のあり方を過失ととらえることが正しい刑事責任のとらえ方です。予測されたレベルの地震と津波対策を講じたにもかかわらずそれが不十分だったわけではないのです。

この点について、東京地検は口頭説明の中で、「防潮堤は抜本的な対策といえる。しかし、単に、電源車や電源等を高台に置いただけでは今回の事故は防げなかったと考えている。事故の根本は、津波によって被水して、電源盤がやられたことが問題である。電源盤がやられたから、電源車などを置いておいても事故は避けられなかった。電源盤の水密化の措置を取っておく必要があった。しかし、それには期間がかかる。各種手続きがある。構造を変えらるとなると2、3年はかかる。だから、結果を回避するのは困難だった。」と答えました。

この回答は驚くべきものです。本件は東京電力が何らかの対策をとっていて、それでは足りなかったというわけではありません。東京電力は何もしなかったのです。繰り返し述べますが、3・11事故当時の東京電力による福島第一原発の想定津波高はわずか6.1mでした。検察は一定の対策をとっていても事故が完全に防げたかわからないという理屈で、何もしなかった人を免責しようとしています。防潮堤もできたはずですし、最低限、非常用電源の移設や電源盤の水密化など、やろうと思えばいくらかやりようがあったはずです。原子力モニターを務めた一市民である木幡も平成16年(2004年)に勝俣氏にこのような対策を進言しています。

10メートルを大きく超える津波が来なければ、炉心溶融には至らなかったとしつつ、一定の電源対策などをとっていても、事故は防げなかったとするなど、検察の論理は東京電力を救うためには、融通無碍に変化していきます。事故の具体的な経過を事前に確実に予測する

ことなどは困難なことです。他方で、何の対策もとらなかった被疑者らの行為が事故の結果をもたらしたという厳然たる事実こそ立脚すべきです。そうすれば、被疑者らの共同責任の存在は明らかです。東京地検の論理は、法的議論と言うより、東京電力救済のための屁理屈としか言いようがありません。

第9 本件において過失責任を問われるべきものは誰か

1 先行事件被疑者らの個別的責任

先行事件の検察審査会議決書は各被疑者個人について、責任を問うことができるかどうかについて、次のように具体的に検討しています。

(1) 被疑者勝俣恒久

① 被疑者勝俣恒久（以下「勝俣」という。）は平成14年10月からは社長、平成20年7月からは会長として各種経営判断を下せる立場にあった。社長在任中、平成19年7月に新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事故を経験し、想定外の事態が生じることの認識も持っていた。

② 中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の運転停止の問題を受け、迅速・適正な経営判断を行うべく「中越沖地震対応打合せ」を開催し、出席していた。勝俣も参加していた平成20年2月の打ち合わせにおいて、福島第一原発の津波高の想定について、0. P. + 7. 7 m以上に変更され、さらに大きくなる可能性が記載された資料が配付され、参加者から「14 m程度の津波が来る可能性がある」という人もいて、前提条件となる津波をどう考えるが、そこから整理する必要がある」との発言もあった。

その後開催された会議の資料には、津波の部分について手書き（誰が書いたか不明）の書込みがあるメモが残っており、津波に関して実際に議論ないし報告がなされていたものと考えられる。

③ 勝俣によれば、耐震バックチェックを通すことが重要な課題であり、津波に対する安全性は、最終報告において行うこととしたため、その間の時間があつたので、喫緊の課題と考えていなかったとのことであり、また、全電源喪失に対応するシビアアクシデント対策については、既に講じられていると思ひこんでいたという。

巨大企業の最高経営責任者として、日々膨大な情報に接し、また、多くの事項については部下である担当者に任せているため、報告を受けた事項について記憶してないこともあり得る。しかし、耐震バックチェックは通すことが目的なのではなく、安全性の確保こそが目的であり、安全性の確保に関わる事項については、特に関心を持って対応をすることが必要であつたし、部下に任せるのであれば、部下に対しても安全確保を第一とする適切な指示・指導が必要であつた。

勝俣は、株主総会において「緊急事態発生時の体制を絶えず検証・改善するとともに、平常時のリスク管理活動の充実に取り組んで参ります」と自ら述べているが、不十分なものであつたといわざるを得ない。

④ 以上述べたように、勝俣は、福島第一原発において、従来の想定を大きく超える津波が襲来する可能性に関する報告に接していると考えられ、推本の長期評価に基づく具体的な試算結果や、津波が襲来した場合の影響についても知りうる立場・状況にあつたといえる。また、当時の東京電力の最高責任者として、各部署に適切な対応策を取らせることも可能な地位にあつた。勝俣は、重要な点については知らなかったと供述しているが、資料を見る限り、そのまま信用することはできない。よって、当審査会は、審査の結果、起訴相当との決議に至つた。」（議決書 13～15頁）

勝俣への報告がなされていたことは吉田調書で明確となつており、

この言い訳が虚偽であることは明白です。

(2) 被疑者武藤栄

① 被疑者武藤栄（以下「武藤」という。）は、平成17年6月に執行役員原子力・立地本部副本部長に就任し、平成20年6月には常務取締役原子力・立地本部副本部長、平成22年6月には取締役副社長原子力・立地本部長を務め、原子力発電所に関する知識、情報を持ち、技術的事項に関して実質的な判断を下すことができる立場にあった。

② 武藤は、平成20年6月、推本の長期予測に基づくO. P. + 15.7mの試算結果の報告を受けている。当初、東京電力としては、耐震バックチェックに推本の長期予測を取り入れる方向で動いていたが、武藤自らの提案により、土木学会に検証を依頼する方針に転換した。

耐震バックチェックでの推本採用を見送るにあたって学者への根回しを指示したり、保安院への試算結果の報告を遅らせたこともうかがわれる。

試算結果の報告を受けた当初は、水密化等機器の対策についての検討も指示していたが土木学会に委ねることに方針転換して以降、後に貞観津波の報告を受けても何らの対策をとることなく、本件地震を迎えることとなった。

③ 武藤は、推本の長期評価に基づくO. P. + 15.7mの試算の報告を受けており、その時点で、適切な措置をとるべきことを指示し、結果を回避することができたものと考えられるので、起訴が相当であるとの決議に至った。（議決書 16-17頁）

(3) 被疑者武黒一郎

① 被疑者武黒一郎（以下「武黒」という。）は、平成17年6月に常務取締役、原子力・立地本部長、平成19年6月に代表取締役副社長、原子力・立地本部長となり、原子力担当の中ではトップの地位にあった。原子力発電所に関する知識、情報を持つとともに、原子力関係の経営判断を行える立場であった。

② 武黒は、平成20年2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14皿程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年8月には、武藤からO. P. + 15. 7mの試算結果の報告を受けたが、直ちに対策をとることをせず、土木学会に検証を依頼する方針を了承した。

平成21年4、5月ころには、O. P. + 15. 7mの試算とともに、貞観津波についても土木学会に検証を委ねることの報告を受けている。

④ 以上のとおり、武黒は、推本の長期評価に基づくO. P. + 15. 7mの試算の報告を受けており、その時点で、適切な措置をとるべきことを指示し、結果を回避することができたものと考えられるので、起訴相当であるとの決議に至った。（議決書 17-18頁）

2 東電における津波対策実務責任者の個別的責任

(1) 被疑者酒井俊朗

被疑者酒井俊朗は、平成10年（1998年）から平成18年（2006年）まで原子力技術・品質安全部土木グループ グループメンバー（課長）として、福島耐震バックチェック担当（津波、活断層評価）をしていました。平成18年（2006年）から平成22年（2010年）

まで原子力設備管理部（吉田氏が部長）の土木グループグループマネージャーでした。原子力土木技術総括として福島第一原発の耐震バックチェック等を行っていた責任者です。

被疑者酒井は、長く土木学会津波評価部会の委員も務めています。

（２）被疑者高尾誠

被疑者高尾誠は、平成５年（１９９３年）から平成１６年（２００４年）まで、原子力技術部土木調査グループにおいて、各原発の津波評価を担当していました。

平成１９年（２００７年）から平成２２年（２０１０年）に、原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木調査グループのグループメンバー（課長）であり、福島第一原発の耐震バックチェックを担当していました。

平成２２年（２０１０年）から平成２３年（２０１１年）までは、原子力設備管理部原子力耐震技術センター土木調査グループのグループマネージャーであり、福島第一原発のバックチェックを担当していました。被疑者高尾も、土木学会津波評価部会の幹事等をつとめています。

（３）幹部でない者の結果回避可能性について

上記被疑者らが、想定を大きく超える津波の発生について予見していたことは明らかです。

他方で、被疑者らは、役員ではなく幹部社員であったことから、結果回避のための対策をとる権限があったかどうか、結果回避措置をとることができたかが問題となりえます。

上記被疑者らは、東京電力の津波対策の最高責任を負っていたと解されるし、被疑者酒井と被疑者高尾は土木学会の津波評価部会にも深く関与していました。

上記被疑者らが、自ら予見した事実を正確に上司に伝え、早期の津波対策を進言したにもかかわらず、上司の容れるところとならず、津波対策の実現ができなかったとすれば、結果回避の権限の有無が刑責の帰趨と関連するでしょう。

しかし、上記被疑者らは、津波対策の専門家として想定を超える津波の発生について確実に予見し、津波対策を講じなければ破局的事態を招くことを認識していたにもかかわらず、上司である吉田、武藤や武黒らに対して積極的な対策を進言するのではなく、関係方面に東京電力の対策先送りの方針を徹底するために、同人らのための手足として活動したものです。上記被疑者らに、結果の予見可能性だけでなく、結果回避の可能性があり、その刑責を問うことができます。

3 保安院関係の被疑者の個別的責任

(1) 被疑者森山善範

平成18年(2006年)7月から保安院原子力発電安全審査課長の職にあり、平成21年(2009年)7月からは保安院原子力安全基盤担当の審議官であった。平成22年(2010年)7月には文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)となっていましたが、本件事故の翌日から、保安院の業務を併任し、16日から統合本部で働いていました。

同人は、平成22年(2010年)の部下宛のメールで、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「というわけで、バックチェ

ックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ」などと述べていたことが判明しています。

また、小林調書によると、「貞観津波の試算結果の数字が大きい。敷地高を超える可能性がある。」ということ森山安全審査課長(当時)に伝えたことを覚えている。(森山審議官の聞いていないという証言と矛盾しており、小林氏の証言の方に信憑性がある—代理人注)「私が1Fに敷地高を超える津波がくる可能性があると認識した契機として間違いなく覚えているのは、1F3号機で、プルサーマル計画が始まる時、すなわち平成22年3月ころ(2行削除)である。1F3号機のプルサーマル計画の議論をしている際に、森山安全審査課長と貞観津波について議論したことがあり、「1Fに大きな津波がくるらしい。これについては敷地高を超えるらしいので、ちゃんと議論しないとまずい。」と話したことを覚えている。」とも述べている。

同人は前記の通り、自らの調書の中では貞観の津波についての報告を受けていないと虚偽を述べています。さらに、平成23年(2011年)8月24日の記者会見においても、「2009年9月頃、東電から津波6メートル超えると口頭で説明を聞いていた。」と話していますが、「東電から約8メートルの水位となる旨、資料を用いて説明を受けた」というのが真実か。」との問いに「然り」と答えており、津波の水位と資料を用いた説明であったかの二点で事実を正確に伝えておらず、きわめて情状が悪い(甲25 4頁)。

(2) 被疑者名倉繁樹

名倉審査官は平成21年(2009年)当時の保安院原子力発電審査課審査官として1F3の耐震バックチェックの担当者であり、2009年6-7月の会議の進行役でした。また、2009年9月7日の東京電力との会議においては、「第8 13」において前述したとおり、

担当の小林が欠席している中で対応し、高さ 8－9メートル（土木学会手法では 11－12メートル（甲 1 2 頁脚注※ 3 参照））という想定を遥かに超える津波高さの報告を受けながら、これに対する対策を講じませんでした。

また、平成 22 年（2010 年）の森山メールの宛先となっており、当時の保安院における 1F3 のバックチェックの最大の焦点が津波対策であることを知りながら、バックチェック作業の中で、岡村氏が強く貞観の津波について考慮するように迫ったにもかかわらず、最終報告で扱うと虚偽を述べ、津波が公式の議題にならないように強引に議事進行を図るなど、極めて悪質な対応を繰り返していました。

さらに、名倉氏は間違いなく政府事故調の最も重要な調査対象とされたはずであるが、自らの調書の公開を拒み、事件の真相解明を妨害しています。後述する小林室長が自らの調書の公開に同意し、真相究明に重要な貢献をしていることと比較しても、全く異なる対応であると言わなければなりません。反省が認められず、極めて悪質です。厳罰が必要です。

（3）被疑者野口哲男

平成 21 年（2009 年）6－9 月当時、保安院原子力発電安全審査課長の職にあった者です。

当時、1F3 の耐震バックチェック作業において、プルサーマルの早期推進のために、津波に関する議論を行うこと自体に反対し、津波の危険性について対策をとるべきであると主張していた小林勝らに対して、「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言って、圧力をかけています。野口氏の本件に関する関わりの詳細は同人の調書も公開されており、詳細は分かりませんが、安全審査の責任者でありながら、プル

サーマル政策の推進を重視し、津波対策をタブー化した責任は極めて重いです。

(4) 小林勝

平成21年(2009年)6月30日、耐震安全審査室長に就任。耐震バックチェックで津波の議論がなされていた時期に対応します。2009年9月7日の東京電力との貞観津波に関するやり取りに欠席、その欠席理由を説明していません。

しかし、津波対策についてできるだけ進めようとしていた形跡が見られ、事故後も政府事故調の調査に誠実に対応し、上司に当たる森山審議官からのメールなどの重要証拠を委員会に提出し、真実の解明に協力しました。

また、政府事故調の調書の公開について同意し、その調書が公開されたことにより、今回の第二次告訴の重大な根拠を提供しました。

同人も結果として、本件事故を引き起こした当事者として過失の共同責任を免れないが、一連の行動には情状酌量の余地がある。よって、同人は告訴の対象には含めないこととしました。刑事公判でも、起訴対象からは外し、正確な事実の証言を期待することが望ましいです。

(5) 保安院関係の被疑者らの結果予見可能性と結果回避可能性

森山メールによれば、津波対策は耐震バックチェックの最大の不確定要素であり、バックチェックを進めれば費用のかかる津波対策が必要であることは、名倉、野口、小林らと共有されていたことが明らかです。

森山はこのような認識を保安院の寺坂院長、平岡次長、古賀審議官らにも伝えたというのですから、保安院の陰の実力者であった本件申立外の前広報課長も同様の事実を予見していたものと思われます。

他方、保安院の耐震バックチェックを進める過程で、万全の津波対策を講じさせることは平成18年（2006年）の段階で保安院として確立された方針であったから、被疑者森山、名倉、野口、本件申立外の原が小林の意向を尊重し、その業務を妨害するような不当な行政運営をしなければ、平成21年（2009年）の段階で、貞観の津波に対応する対策が講じられた可能性があります。

貞観の津波の水位は8－9メートルとされていますが、電力業界標準の計算方法である土木学会手法によれば水位は2－3割高くなるとされ、あるいは試算の誤差などを考慮すれば、この段階で十数メートルの津波に対応する対策を命ずることが可能でした。

保安院内には、耐震バックチェックを速やかに終了させる、耐震バックチェックに基づく強化措置は結論を待たずに、順次実施していくという方針もあったのであり、このような方針が貫徹されていれば、事故の結果を現実的に回避できたといえます。

第10 被害の発生と因果関係

1 災害関連死及び避難や被害に伴う死傷について

(1) 総論

不起訴理由概要（上述の両地検での説明会で配布された「東京電力福島原子力発電所における事故に関連する告訴告発事件の処理について」）は、犯罪行為とその結果を結びつける相当因果関係について、判断していません。その理由については、福島地検の松本検事は、過失責任の前提である予見可能性が認められなかったため、それ以上の過失責任について判断する必要がなかったためと説明しています。しかし、検察庁の判断が相当因果関係を否定したものではないとも述べています。平成25年（2013年）8月9日朝日新聞朝刊の報道においても、検察庁は、「事故と災害関連死との因果関係はないとはいえない。」と

いうことを認めています。本件は、極めて重大な事件であり、検察審査会が起訴の当不当を判断する上で、因果関係についての明快な判断を示しておくことは可能であり、必要なことでした。

本件において、被害者らは本件原発事故により放出された放射能から逃げまどい、その避難先と途中で病気の悪化または衰弱により死亡しています。また、避難や被害を苦に自殺しています。

このような介在事情がある場合に、因果関係の有無は刑法上の重要な論点ともなります。

事故がなければ、避難することもなかった訳であり、事故と多くの災害関連死の条件関係は明らかで、相当因果関係についても、行為の危険性が結果へと現実化したかについて検察庁は明快な判断を示すべきでした。

なぜなら、そのような場合であるからこそ、余儀なく避難する行為が、病気を悪化させ死に至るという結果を引き起したといえるからです。そうすると、因果関係の間に人の行為が介在した場合の判断は、①行為の危険性は行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断し、②介在事情がある場合に、それが行為によって、「支配」「誘発」されたのであれば、介在事情は通常の因果の流れを切断せず、因果関係は認められます。

(2) 避難中の双葉病院及び県内の避難先とその途中での死傷

被害者は避難先または途中での救援が間に合わず死傷しているものですが、被害者自身の避難行為という介在事情があることから、因果関係が認められるか問題となります。

この点について、被害者らが避難したこと自体及び救援が間に合わなかったことの原因は、被疑者らの原発事故の想定、対応の不備により本件原発事故を引き起こしたことにあります。すなわち、加害者で

ある被疑者の過失によって、避難を余儀なくさせられ、また救援が間に合わなかったといえます。

そもそも、被害者の避難行為という介在事情は、主体的に意図したものではなく、行為者の行為によって必然的にもたらされたものです。

よって、介在事情は、行為者の行為に誘発されたものであり、行為の危険性が現実化したといえるので、相当因果関係は明らかです。

(3) 避難や被害を苦しめての自殺

避難や被害を苦しめての自殺について、被害者の行為が介在しているため、因果関係は切断されるように思えるかもしれません。

しかしながら、原発事故による避難命令により、生まれ育った土地へはほぼ永久的に戻れなくなったり、酪農家においては、放射能により長年にわたって育ててきた生活とかけがえのない仕事のすべてが一瞬のうちに奪われたのです。そして、失われた大地は二度と戻ることがないばかりか、大量の放射能による被曝は何十年も継続していきます。

そして、原発事故は放射性物質の大量放出を伴い、半永久的に一定範囲の地域には放射性物質が残留しうるものであるため、事故そのものによって、被害者の生きる希望を奪ったものというべきです。実際に、震災・原発事故後に自殺率は急増しているといえます。

このような、被害者の絶望に伴う自殺という悲惨な結果は、被疑者らの行為により誘発されたものといわざるを得ず、行為の危険性が現実化したといえます。相当因果関係は明らかです。

(4) 結論

よって、被疑者らの行為との因果関係は認められます。本件不起訴処分は、このような因果関係を正面から認めてはいませんが、これを

否定したものでないことは明らかです。

2 甲状腺ガンとの因果関係

(1) 検察の判断

不起訴理由概要によれば、甲状腺ガンの発生について、本件事故との因果関係は認められたかどうかについて記載がありません。

甲状腺ガンはチェルノブイリ原発事故でも放射性物質の影響との因果関係を認められた疾患です。それは、一般の発症率が100万分の一という小児甲状腺ガンが、被災地では多発したからです。現在では大人の甲状腺ガンが増えているといえます。

(2) 福島県県民健康調査の結果

本件事故の健康影響を調べている福島県の「県民健康調査」²⁷の検討会が平成27年(2015年)2月12日、福島市内で開かれ、甲状腺がん(悪性)と診断された子どもは、悪性疑いも含め117人になりました。そのうち甲状腺がんと確定した子どもは86人に達しました。1巡目の検査で「異常なし」(A1判定, A2判定)とされた子どものうちの8人が、今年4月から始まった2巡目の検査²⁸で甲状腺がんの疑いと診断されました²⁹。これらのデータは、小児甲状腺ガンの一般

²⁷ 平成23年(2011年)秋から開始され平成25年(2013年)度までに福島県内のすべての地域で1回目の検査を終了し、事故当時18歳以下37万人のうち約8割にあたる29万6000人が受診。

²⁸ 事故後1年間に生まれた子どもも含む約38万人が対象となっており、昨年末までに約10万人が受診。

²⁹ 先行検査と本格検査の合計・対象人数：約38万人・悪性ないし悪性疑い：118人(平成27年(2015年)2月12日時点)

・手術実施済み：88人・手術後の病理診断結果：良性結節1人、乳頭癌84人、低分化癌3人

先行検査資料

料：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/101599.pdf>

本格検査資料

料：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/101600.pdf>

的な発生率である100万分の一をはるかに超えており、疫学の専門家の中からも岡山大学の津田敏秀教授のように、疫学的に有意な甲状腺がんの発生増加が認められるとする見解も示されています。

福島地検の松本検事は、「甲状腺ガンなどの被害結果については、今後出てくることは否定できない。今回の処分では、あくまで過失の有無について、判断していて、被害の結果を否定したわけではない。」と申立人らへの説明の中で明言しました。

しかし、過失の点で判断をすとしても、被害とその因果関係の有無について、事実をきちんと認定すべきだったと考えられます。申立人らは、軽い罪についての公訴時効については問題にしておらず、捜査の継続を望むと言うことを繰り返し述べていたのですから、この甲状腺ガンと事故による被ばくとの因果関係について鑑定を実施し、判断を示すべきでした。検察審査会は、この点を明確にするためだけでも、不起訴を不当とし、検察庁に徹底した捜査を命ずるべきです。

3 傷害について

(1) 放射能による被曝は「傷害」に当たる

本件において、被疑者らの業務上の過失によって生じた福島原子力発電所事故により、大量の人々が放射能により被曝しています。被曝が「傷害」に当たるかどうかについて、不起訴理由概要においては説明していません。しかし、刑法上の犯罪成立に必要な構成要件該当性を検討にするに当たり重要な論点ですので、以下検討します。

「傷害」とは、身体の生理機能の障害または健康状態の不良をいいます。放射能による被曝による健康被害は、その影響が多種多様であり、すべての場合に直ちにガン等の影響が出るわけではありません。しかし、放射能による被曝は「傷害」に当たるといえるべきです。以下

詳述します。

(2) 放射能の人体への影響

放射能の人体への影響は身体的影響と遺伝的影響に大別できます。高線量の放射線に被曝した場合は、被曝直後から生じる急性期の反応と数か月以降に発生する晩発性放射線障害があります。また、身体的影響は、被曝量が同じでも、年齢、性別、個人差により違いがあり、とりわけ胎児や成長期の子どもは大人に比べて影響を強く受けるといわれています。

遺伝的影響は高レベルの放射線を生殖腺が受けた場合に、染色体異常や遺伝子の突然変異が生じて、ある確率で発生するものです。

放射線の人体への影響はその発生の確率の観点から、低レベルの被曝でもある確率で発生する「確率的影響」と、ある量以上の放射線を被曝しないと起こらない「確定的影響」に大別できます。

確率的影響は、その発生に確率のあるもので、少ない線量でも小さい確率ではあるが起こりうる影響であり、その点では「しきい値」（これ以上少なければ影響が出ないという値）がありません。放射線による発ガンや先天障害を持った子どもの発生などがこの例であり、線量が多くなればその発生確率は増加します。本件で問題となるのはこの場合です。

確定的影響は、ある一定以上の放射線を被曝した場合にすべての人に生じる影響であり、脱毛や不妊などがこの例です。線量が増加するとその影響（反応）はより深刻になります。

このような放射線の作用は遺伝子レベルのものです。放射線が細胞内の水素原子にあたり電子を放出するなどしてDNAを壊す。こうしたDNA上の遺伝子に対する放射線の影響により、DNAの損傷が生じます（西尾正道『放射線健康障害の真実』旬報社、2012年）。

このDNAの損傷により、身体への影響が生じるのです。少量の放射

線量であれば、傷害された遺伝子の多くは正常に修復されますが、その修復過程でミスが生じれば突然変異やガン化の原因となるし、修復できなければ、細胞死につながります。

もともと、DNAの損傷は修復されることもあります。しかし、病原菌に感染させる行為は暴行によらない傷害と解釈されており（最判昭和27年6月6日刑集6巻6号795頁）、感染による病気が快復したとしても傷害に当たることには変わりありません。

以上のように、放射線はDNAを損傷し、修復できなければさまざまな病気の原因となります。そうすると、放射線による被曝は、身体の生理機能の障害といわざるを得ません。

（3）線量限度

上述のように、放射線は細胞内の水素原子にあたり、DNAに作用します。そして放射能による被曝は、ガン、遺伝的障害、非ガン性疾患等の健康被害をもたらすことが明らかです（核戦争防止国際医師会議ドイツ支部『チェルノブイリ原発事故がもたらしたこれだけの人体被害 科学的データは何を示している』合同出版、2012年）。

比較的緩やかな国際放射線防護委員会（ICRP）の集団被曝線量リスクによっても、1 mSv（ミリシーベルト）を2万人が被曝すると1人のガン死リスクがあるとしています。

ここで、Sv（シーベルト）とは、被曝する放射線量を表す単位ですが、1000分の1 Svに当たる1 mSvが、すべての細胞（成人なら60兆個）に放射線が1本ずつ当たる量になります。そうすると、100ミリシーベルトだと、すべての細胞に、それぞれ100本ずつの放射線を浴びることになるのです。

そして、法律上も一般公衆の線量限度が年間1 mSv以下とされています。（原子力基本法20条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律19条（以下、放射線障害防止法という）、同施行令、同規則19条

第1項第2号ハ、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）14条4項）。これは、全ての細胞に放射線が1本ずつ当たる量が基準となっています。

そうすると、少なくとも年間1 mSv を超える被曝をした場合には、傷害に当たると解釈すべきです。

また、刑法211条が実現しようとしているのは、身体の保護にあるため、DNAの損傷が保護されないとすると、この法の趣旨を害することになります。

（4）結論

以上より、放射能による被曝は、傷害に当たるといえるべきです。

4 請戸の浜の悲劇

（1）2011年3月12日早朝で時間が止まっている町 浪江

福島第一原発事故では死者は出ていない等と発言した政治家もいましたので、改めて被害の一例を述べておきます。平成25年（2013年）4月5日、日本弁護士連合会調査団は福島県双葉郡浪江町浪江町の立ち入り不可能となっていた町中心部を調査しました。当時、事故から2年が経過していましたが、すでに日本人の震災・原発事故の記憶の風化は進んでいました。しかし、私たちが絶対に忘れてはならない風景があります。2013年4月1日の区域再編で立ち入りが可能となったばかりの浪江町を訪ねました。事故以来2年間、浪江町では時間が全く止まってしまっていました。

ここで、福島県浪江町副町長渡邊文星氏が平成24年（2012年）8月の日弁連シンポジウムでされた報告の一部を紹介します。

「報告をさせていただきます前に、皆様、ほんの少しの時間でも結構です。想像していただけないでしょうか。なんの前ぶれもなく、帰る家を失う。働く場所を失う。友を失う。先祖代々受け継がれ、守り

ぬいてきた土地を失う。永代供養がなされていた墓を失う。生まれ育ったふるさとを失う等、生活のすべてを失い、以前の平穏な日常生活をいつ取り戻せるか分からない状況が延々と続くとしたら、どう思われますか。

もし突然に、意に反した無用な被ばくにより、放射線に起因する発がん等の身体への悪影響に恐怖し、常に健康不安を抱え怯えながら一生涯を送ることになったとしたら、どう感じられますか。

これから話します浪江町現地のからの報告を聞いていただき、これまでに、日本社会が経験したことのない、過酷な原発事故災害によって甚大な損害を被った町民の苦悩、苦痛を想像していただき、現状を知って頂きたいと思います。」

(2) 津波被害から救えた命を救えなかった全員避難命令

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに、いままで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不明者33名、流失家屋等600棟以上の被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱する風景と変わってしまいました。

地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の捜索活動が中止となりました。この時、捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。本格的に行方不明者の捜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、

自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことでした。」



行方不明者の捜索は放射能の恐れがあるため、大震災発生の日から1か月後も後に行われた。浪江町請戸・福島県。撮影：広河隆一



子どもの遺体を運ぶ警察官 浪江町請戸・福島県。撮影：広河隆一

(3) 浪江の悲劇を繰り返さぬために

このような悲劇を二度と繰り返さないために、まず事故の原因を徹

底して明らかにしなければなりません。事故を引き起こした組織と個人の法的な責任を明らかにしなければなりません。市民の生命と健康に関する重要な情報は隠してはなりません。

被疑者らに対する起訴には、彼らの刑事責任を明らかにするだけではなく、事案の真相解明という重要な目的があります³⁰。

本件事故の原因はいまだ明らかになっていません。司法手続きの中で、証拠調等によって本件事故の原因を解明し、事案の真相を明らかにしなければなりません。

第 1 1 東京電力と規制当局との癒着と不信の泥沼

1 規制当局すら骨抜きにしていた東京電力

なぜ、これほど明白な地震学・津波学上の知見が、原発の安全規制に採用されなかったのでしょうか。国会事故調報告書は、規制機関は電力会社の虜となっていた、（＝電力会社は規制機関を虜にしていた）と説明しています。国会事故調報告書は、「東北地方太平洋沖地震が発生した段階で、福島第一原子力発電所が津波に耐えられないばかりでなく、強大で長時間の地震動にも耐えられるとは保証できない状態だった」としています。また「シビアアクシデント（過酷事故）にも対応できない状態であった。」そして、その理由として「東京電力株式会社あるいは規制当局がリスクを認識しながらも対応をとっていなかったことが事故の根源的な原因であり、これらの点が適正であったならば今回の事故は防げたはずである」としています。

国会事故調報告書は、東京電力について「規制された以上の安全対策を行わず、常により高い安全をめざす姿勢に欠け、また、緊急時に、発電所の事故対応の支援ができない現場軽視の東京電力経営陣の姿勢は、原子力を扱う事業者としての資格があるのか」と厳しく批判して

³⁰ 刑事訴訟法 1 条

います。また、規制機関についても、「委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東京電力との関係について、規制当局が事業者の虜となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた」と厳しく批判しています。そして、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である」と結論づけています。

「規制当局が事業者の虜となった」のは、もちろん、規制当局にも問題があります。しかし、より根源的には、事業者自身が、規制当局を「虜」とするために、様々な手段を取っていたのであり、国会事故調はこのような構造そのものを明らかにしたのです。規制を骨抜きにしたことも、事業者の責任です。そして、「今回重大な津波のリスクが看過された直接的な原因は、東京電力のリスクマネジメントの考え方にある。科学的に詳細な予測はできなくても、可能性が否定できない危険な自然現象は、リスクマネジメントの対象として経営で扱われなければならない。新知見で従来の想定を超える津波の可能性が示された時点で、原子炉の安全に対して第一義的な責任を負う事業者に求められるのは、堆積物調査等で科学的根拠をより明確にするために時間をかけたり、厳しい基準が採用されないように働きかけたりすることではなく、早急に対策を進めることであった」と断じました。

被疑者らと東京電力は、規制当局による明確な指示がなかったことを理由として、罪にはならないと主張するかもしれません。しかし、規制当局を虜とし、明確な指示ができないようにしていたことそのものが、事業者の工作によるものですから、国からの指示がなかったことで、東京電力（および被疑者ら）には罪がないという理由にはなりません。

せん。

2 東電は保安院を徹底的に骨抜きにしながら最後は信用していない

平成20年(2008年)5月下旬から、東京電力が、長期評価の取扱いについて、有識者から提出された意見に基づいて15メートルを超える浸水高の津波を試算していたことは「第8 12」で述べました。

しかし、この試算結果は平成23年(2011年)3月7日まで保安院には提出されませんでした。このことは、当時の東京電力と保安院との津波審査全体をバックチェックの中で表に出さず、隠蔽していく共犯関係を前提とすると、異常さが際立つ対応です。つまり、東京電力・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、最後のところで信用せず、最も重要なデータは見せないという対応をとっていたことになるからである。つまり、越後屋(東京電力)が悪代官(保安院)をとことん骨抜きにしながら、越後屋は悪代官がいつ裏切るかわからないと考え、最後の重要情報は渡していなかったということになります。

平成20年(2008年)6月、土木調査グループ(前出)から被疑者武藤栄らに対してO. P. +15.7mの試算結果が報告されました。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4m盤への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示しました。津波対策の計画と予算を検討するように命じたのです。

しかし、この対策は実施されませんでした。平成20年(2008年)年7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安

院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示したのです。

この対策さえ実施されていれば、福島原発事故は避けられたのです。返す返すも残念であるし、被疑者らの責任は決定的です。

発-原設管（土木）-H21-10
平成 21 年 6 月 11 日

社団法人 土木学会
[redacted] 殿

東京電力株式会社
執行役員 原子力設備管理部長 [redacted]

「委託研究」の申請について

下記により、調査研究の委託を申請いたします。

記

1. 委託研究題目

「津波評価技術の体系化に関する研究（その4）」

2. 研究の目的・内容

電力共通研究「津波評価技術の高度化研究（PhaseⅡ）」において検討された内容等を学識経験者により審議いただき、体系化することを目的として、以下の内容について研究を実施する。

- （1）波源モデルに関する検討
- （2）数値計算手法に関する検討
- （3）津波水位評価における不確かさの考慮に関する検討

3. 委託研究期間

契約締結日より平成24年3月23日まで

（甲 2 6 「『委託研究』の申請について」）

3 事故後も続いた隠ぺい工作

平成22年（2010年）11月に保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状について説明をするように要請しました。平成23年（2011年）3月7日に東京電力は保安院に対し明治三陸地震（O.P.+

13.7m～15.7m) 延宝房総沖地震 (O.P.+13.6m), 貞観津波 (O.P.+8.7m～9.2m) を報告しました。

平成23年(2011年)3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、津波の浸水高はO.P.約+11.5～15.5mに達しました。3月13日には東京電力の清水正孝社長が事故後初めての記者会見に臨みました。清水社長は、「津波についてはこれまでの想定を大きく超える水準であったと評価している。」と述べました³¹。政府に報告を提出した6日後に、白々しくもこのように述べたのです。そして、事故発生後5か月半にわたって、東京電力は上述の3月7日の保安院に対する報告を隠し続けました。その間東京電力は、本件事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、法的責任がないと主張を繰り返したのです。この点こそ、被疑者らの不誠実さをまざまざと示すもので、その予見可能性を示唆する重要な事実です。



³¹ 日隅一雄・木野龍逸『検証福島原発事故・記者会見』(2012 岩波書店) 49頁

第12 眠りこける検察を正すことができるのは検察審査会の良識だけ

1 原発事故を繰り返さないために

上述のように、地検の先行事件の二度にわたる不起訴と第二次告訴に関する不起訴の理由は、ほぼ共通ですが、いずれも不当なものであると言わざるを得ません。不起訴にするための理由を並べているにすぎないのです。

これでは、福島原発事故によって命を奪われ恨みをのんで死んでいった犠牲者と遺族、生活を奪われた福島県民は決して浮かばれません。このような公訴権の不行使は、国民の常識的な正義感にも反し、捜査機関に対する信頼を根底から覆すこととなりかねません。

申立人らは、貴検察審査会の委員の皆さんの良識に心から期待します。福島原発事故は、東京電力の役員ら被疑者たちが、その過失によって引き起こした人災であることは、福島県民の総意です。市民の力で、被疑者らの刑事責任を問うべきだとする「起訴相当」の判断を下して検察庁の不起訴判断を覆し、未曾有の大事故について、誰も刑事責任を問われることがないという異常事態を正すべきです。そして、司法手続＝刑事裁判によってこの世界的規模の原発事故の真相を明らかにし、その再発防止のための教訓を引き出し、被疑者らを適正に処罰するべきです。

2 福島の人々の悲しみと怒りを知れ

福島原発事故によって命を奪われ恨みをのんで死んでいった犠牲者と遺族、生活を奪われた福島県民の怒りと悲しみを想像して欲しい。

本申立書に明らかにされた事実を知って、東京電力や保安院の責任を指摘しない者がいるのでしょうか。

本件について起訴をしないという検察のあり方は、国民の常識的な正義感にも反し、捜査機関に対する信頼を根底から覆すこととなりか

ねません。

本件事故は、東京電力の役員・担当者ら被疑者と保安院被疑者らが、想定を超える津波が襲うことを確実に予見しながら、早急な対策を講じなかった過失によって引き起こした人災です。

添田孝史氏というたった一人のジャーナリストが、国会事故調の協力調査員を務めたとはいえ、独力で、カンと足で稼いだ調査で、東京電力、保安院、土木学会、中央防災会議などの組織の真実にここまで迫ることができたのです。さらに、政府事故調の調書の公開により、更に真相が明らかになってきました。

3 明確になった共同責任の構造

ここに示された東京電力幹部たちと保安院幹部らの罪責は灰色どころか、真っ黒です。

被疑者武藤や吉田が、津波は来ないと高をくくってしまい、いったん費用まで含めて検討された対策について、土木学会に先送りする形で見送ったことが本件の事故原因の根幹です。そして、被疑者武黒と被疑者勝俣、そして被疑者酒井、高尾らはこの判断に明らかに関与し、これを追認していたことが明らかです。

また、東京電力の津波対策が十分でないことについて保安院は十分理解していました。何度も早急に対策をとろうとした形跡がありながら、結局東京電力と電事連からの理不尽な圧力に負け、まともな判断ができなかったのです。保安院の森山、名倉、野口らの責任も明らかであり、重大です。

そして、問題が送られた先の土木学会の津波評価部会は電力の下請け組織であり、実際には何もしていませんでした。

4 検察が正義を行えないなら、頼ることのできるのは検審の良心だけ

添田氏の著書と政府事故調の調書、さらに他の省庁が推本の長期評価をもとに津波対策を進めていたことを示す数々の証拠は、東京電力と保安院の幹部らの共謀による津波対策の緊急性の高い認識と、対策が立案されつつ、これを経営上の観点から先送りし、保安院はこれを追認していった構図を明確に裏付けることとなりました。

このような新事実を梃子とすれば、先行事件の東京電力役員3名と、東京電力の中級幹部である酒井と高尾、保安院の森山、名倉、野口の合計8名の刑事共同責任は、明々白々のものとなりました。

私たちは、検察にたいして、その威信を掛けて被疑者らを起訴して欲しいと訴え、「巨悪を眠らせるな、被害者と共に泣け、国民に嘘をつくな」（伊藤栄樹元検事総長）と訴えかけました。

しかし、検察は前向きの捜査を何もすることなく、わずか3ヶ月足らずの捜査によって、不起訴を決めてしまいました。

検察が正義を行うことができないとすれば、正義を実現できるのは、検察審査会だけです。検察審査会の市民の良識にもとづいて、被疑者らを起訴相当とし、福島原発事故の真相を明らかにし、責任を問うべきです。そうしないと、他の公の機関はさらなる真相究明を一切しようとしないので、日本最大・最悪の事故、それも人災の真相究明が永久になされないままになってしまいます。それは正義が実現されないことと、同種事故再発防止ができないこと（真相究明→反省→改善のサイクルが作動しないこと）を意味するのです。

以上

第13 立証方法（甲号証）

甲1 福島第一・第二原子力発電所の津波評価について 平成23年3月7日 東京電力

- 甲 2 欠番
- 甲 3 政府事故調 吉田昌郎 平成 23 年 1 月 30 日付聴取結果書
- 甲 4 欠番
- 甲 5 欠番
- 甲 6 太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書
- 甲 7 平成 9 年 7 月 25 日電事連津波対応WG「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について
- 甲 8 国会事故調参考資料編
- 甲 9 平成 18 年 1 月 30 日 内部溢水，外部溢水勉強会第 1 回議事メモ，平成 18 年 6 月 29 日 内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針（案）
- 甲 10 平成 22 年 3 月 24 日 森山審議官発メール「1F3バックチェック（貞観の地震）」
- 甲 11 政府事故調 吉田昌郎 平成 23 年 8 月 16 日付聴取結果書（事故時の状況とその対応について 3）
- 甲 12 政府事故調 今村文彦 平成 23 年 8 月 19 日付聴取結果書
- 甲 13 添田孝史著『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書
- 甲 14 首藤伸夫「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」『海洋』1998 年号外 No. 15
- 甲 15 土木学会 原子力土木委員会津波評価部会構成 平成 13 年 3 月現在
- 甲 16 第 54 回安全情報検討会資料
- 甲 17 映画『日本と原発』DVD
- 甲 18 欠番
- 甲 19 欠番

- 甲 2 0 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・
構造設計小委員会 地震・津波，地質・地盤 合同WG（第
3 3 回）
- 甲 2 1 欠番
- 甲 2 2 政府事故調 岡村行信 平成 2 3 年 7 月 1 2 日付聴取結果
書
- 甲 2 3 の 1 政府事故調 小林勝 平成 2 3 年 8 月 1 8 日付聴取結
果書
- 甲 2 3 の 2 政府事故調 小林勝 平成 2 3 年 9 月 3 0 日付聴取結
果書
- 甲 2 4 政府事故調 山形浩史 平成 2 4 年 3 月 1 5 日付聴取結果
書
- 甲 2 5 政府事故調 森山善範 平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日付聴取結
果書
- 甲 2 6 「『委託研究』の申請について」
- 甲 2 7 「津波に強い東北の地域づくり検討調査」東北における沖
合津波（波浪）観測網の構築検討調査の図 2 - 1 3
- 甲 2 8 「津波浸水予測図」（財）日本気象協会製作 国土庁発行
- 甲 2 9 岡山和生，中辻剛「津波浸水予測図の作成とその活用」『地
域安全学会梗概集』平成 1 1 年
- 甲 3 0 「「吉田調書」をめぐるシンポジウムより」『科学』2 0
1 4 年 1 2 月号 岩波書店

添付書類

疎明資料写	各 1 通
委任状	合計 1 4 通

(別紙)

被疑者目録

1. 酒井俊朗 東京電力株式会社の福島第一原発の津波対策の検討実施に当たっていた者
2. 高尾誠 同上
3. 森山善範 平成20年から平成21年(2008年-2009年)当時, 経産省原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)原子力発電安全審査課長, ついで保安院審議官
4. 名倉繁樹 保安院原子力発電安全審査課審査官(平成20年から平成21年(2008年-2009年)当時)
5. 野口哲男 保安院原子力発電安全審査課長(平成20年から平成21年(2008年-2009年)当時)